に屬する者及び正確に從者又は僕婢として使用せらるる者等なり。

支那人に對しては、別に二十餘年前の制定に係る入國拒絶法、及千八百九十四年合衆國と清國との間に締結したる協約書に依り、千八百九十四年五月三日以前に此國に在住し、法律の規定に依りて悉く其登錄を受けたる支那人にして、一旦歸國し一年若くは二年の後再び入國せんとする者、官吏、教師、商業者、及び觀光の爲めに來れる旅行者を除き、他は悉く之を拒絶して入國を許可することなし。

合衆國に入國する移民は、太西洋よりする者、太平洋よりする者及び加奈多墨西哥の如き境域を接せる邦土よりする者の三に大別するを得べし。其太西洋よりする者は主に歐洲人、太平洋よりする者は主に東洋人にして、接壤國よりするものは此兩者を混合せり。移民の上陸する主要なる港は、太西洋沿岸に於ては紐育、バルチモーア、ボストン、及フヰラデルフヰヤ等にして、太平洋沿岸に於ては桑港なり。千九百二年の統計に據るに、同年全國移民の總數六十四萬八千七百四十三人中、紐育港に上陸せし數は四十九萬餘人にして、ボルチモーア並にボストンは各三萬九千餘人なり。ヒヰラデルフヰヤ及桑港に至ては其數遙に下位に在り、即ち前者は一萬七千百七十五人、後者は五千二百七十一人なり。

往年に於ては合衆國に移住する者、多くは英佛獨三箇國の者なりしも、近年に至り墺地利匈牙利、伊太利、露西亞及瑞典諾威等よりの移住者頓に增加せり。就中伊國人及露國人の如きは、多く社會の安寧秩序を紊す者にあらずんば、公共の負擔に歸すべき貧民なりとして、頗る嫌忌せらるるにも拘らず、其移住數の多き眞に驚くべし。之を千九百二年の統計に徵するに、伊太利人十七萬八千三百七十五人、露西亞人十萬七千三百四十七人、墺地利匈牙利十七萬一千九百八十九人にして、同年移民の總數大約六十五萬の中、此等は殆ど其七割を占む。仍ち識る、合衆國に於て、入國制限の必要を感ぜしむるものは、獨り亞細亞人にあらずして、歐洲人も亦等しく排斥の圏中に在ることを。而して支那人に對しては、特に拒絶法を制せるより見れば、現行入國制限法の主たる目的物は歐洲人に在りと謂ふべし。之れ私民總數六十五萬の中歐洲人は六十二萬、即ち其大部分を占めたるを以て見るも自ら明ならん。合衆國は此點に於て濠洲の入國制限と其趣を異にせり、即ち合衆國の制限せんとする移民は主に歐洲人なるに、濠洲は亞細亞人の拒絶を主眼とせり。尤も亞細亞人拒絶の素因は、主に支那人、印度人及びカナカ人等の跋扈に在るなり。要するに各國よりする移民の中、其多數を占むる者の排斥せらるること、合衆國濠洲共に同じとす。

合衆國が移民檢査の爲めに費す總經費は、千九百一年より其翌年に亘れる會計年度に於て、四十五萬三千六百三十弗七十九仙を要せり。而して經費の主なる財源たる移民基金、移民法に據り入國者一人に對し二弗を賦課して得たる積金の同年度末の殘高即翌年度繰越高は、六十八萬六千二百六十五弗二十一仙なり。

太平洋に濱する諸港中、紐育には最も多數の移民集中し、其數遠く他港の比にあらざるを以て、移民檢査所の規模大にして諸般の設備整頓せり。紐育移民檢査所は港內に於けるエリス島に在り、移民を搭載せる船舶は、先つ此島に到着して移民を上陸せしむ。上陸せし移民は直ちに檢査所に收容せられ、法令に依る取調を受け、合格者は入國を許可す。大多數を一時に收容して、一々之が檢査を爲すに當り、其混雜喊名狀すべからず。流石に廣大なる建築物も、全く移民を以て充たさるることあり。現に本官の視察せし日は四千人の上陸者あり、此等は各國より移來せる者なるを以て、其本國の語に通ぜる通譯者を介して各個人に就き詳細緊要の事項を尋問す。其煩雜醫ふるに物なし。夫れ如斯の狀況なるを以て、係員は勢ひ不親切に流れ易く、或は移民の上陸を抑留して檢閲を遲延せしめ、或は移民を戒むるに暴力を加へ、或は移民を威迫して金錢を强要し之により入國の許否を決定する等、不法行爲等て屢行はれたる時代ありしも、近來は掛員を淘汰し、檢閲手續を改良して、大に其面目を改め、移民を待遇するに親切鄭重を旨とし、若

し移民を虐遇するものあれば官吏は之を免官し、普通人民は之をエリス島外に退去せしむ。紐育に亞ぎて多數の移民を收容するをボストンと爲す。此港は單り歐洲よりの移民の到着地たるのみならず、又加奈陀領地よりの移民の上陸地たり。此故に移民中には入國税を賦課せざる純然たる加奈陀人あり、或は若干年月間該地に居住せる歐洲人あり、入港船舶の種類には汽船あり、帆船あり、加奈陀海岸を發して此港に入るもの各時と日を撰ばず、且つ必ずしも港内の上陸埠頭を同うせず、此間に處して制限法を勵行し、其脱漏に依りて萬一を僥倖し窃かに入國せんとする者を檢舉して遺漏なからしめんとする、當該官吏の苦心想像に堪えたり。紐育、フヰラデルフヰヤ、バルチモーア等に於ては、一所に於て移民を檢閲し、又は船舶の碇繋所一定せるが故に、檢閲上の困難比較的鮮しと雖も、ボストンには移民檢査所の設なきを以て、檢査官の煩勞甚だ大なり。

加奈陀領接壤境界より入國する移民の檢閲は甚だ困難の事業に屬す。入國するを得べき線路は多し、檢査官の監視を脱して入國するは易々たらんのみ。モントリールの一市のみにても、其組織完備せる數個の移民取扱所ありて、疾病若くは其他の事故に因り入國を拒絶せられたる移民を密輸入する者あり。疾病ある移民は海港檢疫を免かれんとし、一旦加奈陀領地に入り、而して後合衆國に入るを常とす。依て合衆國政府は加奈陀政府及鐵道會社と交渉の上、國境に於ける重要の地に監督官吏を配置し、其首部を加奈陀、モントリールに設け、所長一名外に若干名の助手を駐在せしめて制限法の勵行を努むるに至れり。一旦合衆國の諸海港にて入港を拒絶せられし者も、加奈陀の東海岸諸港に於て無事入國を許可せらるることあるより見れば、加奈陀は移民檢査の方法に於て合衆國の如く嚴ならざるが如し。故に加奈陀に入國する移民の大多數は、合衆國海港の嚴なる檢閲を避け加奈陀を經由して國境より合衆國に入らんとする者にして、此等は正當に合衆國海港より入國する者に比し、多くは賤劣なる階級に屬し社會上最危險なる分子を包含するを常とすと云ふ。而して國境檢査官の監視を免れて、巧に入國する多數の移民に就ては、未だ俄に其近似數をだに知ることを能はずと云へり。加奈陀は年々約五十萬弗を移民の誘導に費消し、合衆國は移民の入國檢閲及拒絶の目的を以て、殆ど之と同額を支出す。一は誘導費にして一は寧ろ拒絶費なり。以て國情相異の一班を窺ふに足る。國境移民檢閲に關し、合衆國當局者が千九百一年十一月中アラン線航路汽船會社、ドミニオン線航路汽船會社、グランド、トランク鐵道會社、加奈陀太平洋鐵道會社等と締契したる協約書中、參考とすべき主要なる條項左の如し。

合衆國に土着の目的を以て、加奈陀領海港に上陸したる移住民は、パリフックス、クエベック、セント、ジョン(以上東部)、ヴァンクーヴァー及ヴィクトリヤ(以上西部)に於て、合衆國官吏の檢閲を受け、一弗の入國税を納め入國證書を受くべし。

上陸を拒絶せられたる移民は、之を搭載し來れる汽船會社に於て其本國に送還すべし。

加奈陀領地に上陸後一箇年以内に合衆國に入國せんとする者は、既掲の海港又は移住民の現在地がクエベック以西なるときはモントリール、紐育州バファロー外一箇所、ミシガン州デトロイト外二箇所、北ダコタ州ペムビナ、華盛頭州スーマスに於て檢閲を受け、成規の手續を履行すべし。

入國免狀を所持せざる移民、其他入國を拒絶せらるべしと認めたる者に對して、加奈陀領地に在る鐵道汽船會社は、合衆國到着、又は經由の切符を發賣すべからず。如斯移民合衆國に於て一箇年以内に再び加奈陀領地に送還せらるべき事由ありたるときは、會社は自己の費用を以て之を送還すべし。

是より合衆國移民の統計を示さんが爲め各種の表を掲げ、而して後參考の爲め千八百三年の合衆國制限法を擧ぐべし。

自一八二〇年至一九〇二年北米合衆國移民數累年表

年度	到着移民數	年度	到着移民數
一八二〇年（九月末日に至る）	八、三八五人	一八三九年（同上）	六八、〇六九人
一八二一年（同上）	九一二七	一八四〇年（同上）	八四、〇六六
一八二二年（同上）	六、九一一	一八四一年（同上）	八〇、二八九
一八二三年（同上）	六、三五四	一八四二年（同上）	一〇四、五六五
一八二四年（同上）	七、九一二	一八四三年（一月末迄、九月末迄）	五二、四九六
一八二五年（同上）	一〇、一九九	一八四四年（前年十月より本年九月末迄）	七八、六一五
一八二六年（同上）	一〇、八三七	一八四五年（同上）	一一四、三七一
一八二七年（同上）	一八、八七五	一八四六年（同上）	一五四、一六
一八二八年（同上）	二七、三八二	一八四七年（同上）	二三四、九六八
一八二九年（同上）	二二、五二〇	一八四八年（同上）	二二六、五二七
一八三〇年（同上）	二三、三二二	一八四九年（同上）	二九七、〇二四
一八三一年（同上）	二二、六三三	一八五〇年（前年十月より本年末まで）	三六九、九八〇
一八三二年（前年十月より年九月末日迄）	六〇、四八二	一八五一年（暦年）	三七九、四六六
一八三三年（暦年）	五八、六四〇	一八五二年（同上）	三七一、六〇三
一八三四年（同上）	六五、三六五	一八五三年（同上）	三六八、六四五
一八三五年（同上）	四五、三七四	一八五四年（同上）	四二七、八三三
一八三六年（同上）	七六、二四二	一八五五年（同上）	二〇〇、八七七
一八三七年（同上）	七九、三四〇	一八五六年（同上）	一九五、八五七
一八三八年（同上）	三八、九一四	一八五七年（同上）	一、二、一二三

年度	到着移民數	年度	到着移民數
一八五八年（前年下半季末、本年上半季間）	一九一、九四二	一八七九年（同上）	一七七、八二六
一八五九年（同上）	一二九、五七一	一八八〇年（同上）	四五七、二五七
一八六〇年（同上）	一三三、一四三	一八八一年（同上）	六六九、四三一
一八六一年（同上）	一四二、八七七	一八八二年（同上）	七八八、九九二
一八六二年（同上）	七二、一八三	一八八三年（同上）	六〇三、三二二
一八六三年（同上）	一三二、九二五	一八八四年（同上）	五一八、五九二
一八六四年（同上）	一九一、一一四	一八八五年（同上）	三九五、三四六
一八六五年（同上）	一八〇、三三九	一八八六年（同上）	三三四、二〇三
一八六六年（同上）	三三二、五七七	一八八七年（同上）	四九〇、一〇九
一八六七年（同上）	三〇三、一〇四	一八八八年（同上）	五四六、八八九
一八六八年（同上）	二八二、一八九	一八八九年（同上）	四四四、四二七
一八六九年（同上）	二五二、七六八	一八九〇年（同上）	四五五、三〇二
一八七〇年（同上）	三八七、二〇三	一八九一年（同上）	五六〇、三一九
一八七一年（同上）	三二一、三五〇	一八九二年（同上）	四七九、六六三
一八七二年（同上）	四〇四、八〇六	一八九三年（同上）	四三九、七三〇
一八七三年（同上）	四五九、八〇三	一八九四年（同上）	二八五、六三一
一八七四年（同上）	三一三、三三九	一八九五年（同上）	二五八、五三六
一八七五年（同上）	二二七、四九八	一八九六年（同上）	三四三、二六七
一八七六年（同上）	一六九、九八六	一八九七年（同上）	二三〇、八三二
一八七七年（同上）	一四一、八五七	一八九八年（同上）	二二九、二九九
一八七八年（同上）	一三八、四六九	一八九九年（同上）	三一一、七一五

自一九〇一年七月至一九〇二年六月 北米合衆國到着移民國籍別表

國籍	一九〇〇年(同上) 一九〇一年(同上)			一九〇二年(同上)			增減
	千九百〇一年			千九百〇二年			
埃及	一一三、三九〇人			一七一、九八九人			五八、五九九人
白耳義	一、五七九			二、五七七			九九八
丁抹	三、六五五			五、六六〇			二、〇〇五
佛蘭西	三、一五〇			三、一一七			—
獨逸	二一、六五一			二八、三〇四			六、六五三
希臘	五、九一〇			八、一〇四			二、一九四
伊太利	一三五、九九六			一七八、三七五			四二、三七九
和蘭	二、三四九			二、二八四			—
諸威	一二、二四八			一七、四八四			五、二三六
葡萄牙	四、一六五			五、三〇七			一、一四二
羅馬尼亞	七、一五五			七、一九六			四一
露西亞	八五、二五七			一〇七、三四七			二、〇九〇
近東諸國	六五七			八五一			一九四
西班牙	五九二			九七五			三八三
瑞典	二三、三三一			三〇、八九四			七、五六三
瑞西	二、二〇一			二、三四四			一四三
歐羅巴土耳古	三八七			一八七			—
英國帝	一二、二一四			一三、五七五			一、三六一
愛爾蘭	三〇、五六一			二九、一三八			—
蘇格蘭	二、〇七〇			二、五六〇			四九〇
威爾斯	七〇一			七六三			六二
前記諸國以外の歐羅巴	一八			三七			一九
歐羅巴計	四六九、二三七			六一九、〇六八			一四九、八三一
支那	二、四五九			一、六四九			—
日本	五、二六九			一四、二七〇			九〇〇一
印度	二二			九三			七一
亞細亞土耳古	五、七八二			六、二二三			四四一
前記諸國以外ノ亞細亞	六四			三六			—
亞細亞計	一三、五九三			二二、二七一			八、六七八
亞弗利加	一七三			三七			—
濠洲	三二五			三八四			五九
非律賓諸島	一四〇			一二六			一四
前記以外の太平洋諸島	二七			五六			二九
英領北亞米利加	五四〇			六三六			九六
	四四八、五七二			一、九〇二年(同上)			六四八、七四三
	四八七、九一八						九二八

英領ホンヂュラス	二〇	五一	三一
他の中央亜米利加	一三〇	二五四	一二四
墨西哥	三四七	七〇九	三六二
南亜米利加	二〇三	三三七	一三四
西印度	三、一七六	四、七一一	一、五三五
前記以外の諸國	七	一〇三	九六
下等船客移民	四八七、九一八	六四八、七四三	一六〇、八二五
上等船客移民	七四、九五〇	八二、〇五五	七、一〇五
移民總計	五六二、八六八	七三〇、七九八	一六七、九三〇

備考　本表中佛國はコルシカ島を、伊太利はシシリー及サルヂニャ二島を、葡萄牙はケープ、ヴァーデ島を、露國は芬蘭を、西班牙はカナリー島及バリアル諸島を、濠洲は同大陸の外タスマニヤ及新西蘭を包含す。又近東諸國とあるはサーヴィア、ブルガリア及モンテネグローを總稱す。

千九百一年七月より千九百二年六月に至る一箇年間制限法規に據り入國を拒絶せられたる者及上陸後一箇年内に歸國せし者の港別及拒絶の原因別は左表の如し。

港名	上陸を拒絶せられたる者 白痴	發狂者	貧困者、公共の負擔たるに至るの虞ある者	嫌忌すべき若くは危險なる傳染病患者	犯罪者	多妻者	他人の扶助を受けて移住したる者	不道徳の目的を以て移住したる者	契約勞働者	入國を拒絶せられたる者合計	上陸後一箇年にして歸國したる者
バルチモーア			七三	一九					三	九五	一〇
ボストン	四	三	一〇九	一四					一〇	一四〇	二二
ガルヴェストン			一一							一一	一
ホノルル				一					二六	二七	
キー、ウェスト		一	四七						二三	七〇	三
ニウベドフホールト											一
ニウオルレアンス			四九		一				一	五一	一
新約克	二	一八	三、四二二	五六〇	七				一九四	四、二〇三	三九一
フヒラデルフヒア			八〇	二六	一					一〇七	三六
ポルトランド（メーン州）		一	一〇	二						一三	
ポルトランド（オリガン州）			五							五	
ポルトタウンセンド			一九	七				三		二九	
プロヴィデンス			三							三	
サンフランシスコ			六〇	二二					八	九〇	
ポルトリコ			八						二	一〇	
加奈多領（クエベック及セント、ジョン）	一	四	四〇	五六						一〇一	
ヴァンクーバー			八	二					九	一九	
一九〇二年度	七	二七	三、九四四	七〇九	九			三	二七五	四、九七四	四六五
一九〇一年度	六	一六	二、七九八	三〇九	七		五〇	三	三二七	三、五一六	三六三
一九〇〇年度	一	三三	二、九七四	三九三	四		二	七	八三三	四、二四六	三五六
一八九九年度	一	一九	二、五九九	二四八	八		八二		七四一	三、七九八	二六三
一八九八年度	一	一二	二、二六一	二五八	二		七九		四一七	三、〇三〇	一九九

一八九七年度	一八九六年度	一八九五年度	一八九四年度	一八九三年度	一八九二年度	總計
一	一	六	四	三	四	三五
六	一〇		五	八	一七	一五二
一、二七七	二、〇一〇	一、七一四	八〇二	四三一	一、〇〇二	二、八一二
一	二		一五	八一	八〇	二、一九六
一		四	八	一三	二六	八一
三		一			二三	二四〇
			二		八〇	九五
三二八	七七六	六九四	五五三	五一八	九三二	六、三九四
一、六一七	二、七九九	二、四一九	一、三八九	一、〇五三	二、一六四	三一、〇〇五
二六三	二三八	一七七	四一七	五七七	六三七	三、九五五

更に同期中移民を各人種に就き職業別とすれば左表の如し。

	俳優	宣教師	工業技師	狀師	音樂師	醫師	彫刻師	教師	高等職業者計
英人	一〇〇	五六	一七二	一九		三		五九	五六二
スカンヂナヴィア人			一四五						一三三
西班牙人と亜米利加土人との混血種				二					
南以太利人					一五九		一三		四〇六
獨人					五三				二九三
日本人						二九			二二三
希伯來人							二五	九八	二七九
愛蘭人								五九	一二八
波蘭人									
マギャール人									
クロアシア及スロヴェニア人									
北以太利人									
スロヴァク人									
シリア人									
希臘人									

	麵麭製造者	理髮職	屠獸者	大工及指物職	商家の店員	彫板職	園藝職	鐵工職	寶石職	鎖鑰工	器械職	航海業者	左官職	鑛夫	ペンキ職及硝子職	印刷工	馬具職	ミシン職	造船匠	靴工	石工
英人					三四七			一一六			一〇〇	三五〇		七七六		三九					
スカンヂナヴィア人				一、一三九		一九					一五三	二、二九七			三三	三〇		三三	二四	一八八	
西班牙人と亜米利加土人との混血種																					
南以太利人	三七九	一、四八四	一五〇	一、四七一			二八	一五〇	三八			一、二一九	一、八七〇			一八		一、三〇六		二、七〇七	四六〇
獨人	五六四	一八〇	五三四	一、四四四	五四〇	一九	一四四	一五三	三七	五七三	一三七			五五二		五三				五〇三	
日本人																					
希伯來人	五九二	一一三	五九一	二、〇一八					一七〇	三一五					八〇八		一〇九	一、七〇四		一、三八五	
愛蘭人					五四九																
波蘭人										一三九										三四八	
マギャール人										一三三										一五三	
クロアシア及スロヴェニア人													四五九		三三						
北以太利人														一、〇七六	一、七七六					二三九	五三四
スロヴァク人																				一六九	
シリア人																				一五〇	
希臘人																					

裁縫匠																																			
鞣皮業者																																			
錫箔職																																			
烟草職																																			
時計職																																			
紡織業者	五七〇																																		
職業者計	四、八三	六、六七二	二	一九四	三五七	二六七	四四	八八	一九〇	六、二〇	二七〇	五一七	二三三	一九六	一五七	二八	五七	一八六	一五八	三、八一八
商店代理人																																			
農業者	六〇																																		
同勞働者	一九三	七七五																																	
勞働者		二、一五八			三九、一三八	四、二〇八																													
家內勞働者		二三、五八二			五八、三九六	二、八七三																													
雜業者計		五九、九六〇			一〇三、五〇四	三三、五〇九	一八六二			一、二〇五		二、二四六	一三、六一九	二三、四三五	五二、六九八	一、三三四	一四、三一〇	一八、五五四	二六、九六四	一八、二〇四	二七〇八二			
無職業婦女小兒を含む																																			

合衆國移民法

〔一九〇三年三月四日大統領認可〕

第一條　汽船帆船又ハ其他ノ船舶ニ搭シ外國港ヨリ合衆國港ニ着シ若クハ接壤外國領土ヨリ鐵道又ハ其他ノ運輸方法ニ依リ合衆國ヘ著スル渡來人ニシテ合衆國、加拿陀領地、キユバ共和國又ハ墨西其共和國ノ公民ニアラサル者ニハ各々稅金二弗ヲ賦課徵收ス本稅金ハ右船舶ノ船長、代理人、持主又ハ仕向人若クハ運輸會社ニ於テ右渡來外國人ノ著スル港若クハ稅關區域ノ關稅收入官吏ニ納付シ若

クハ該港若クハ區域ニ在ル同官吏ニ納付スヘシ右徵收ノ金員ハ合衆國々庫ニ納付シ「移民基金」トシテ永ク其用途ヲ定メ大藏長官ノ指揮ニ從ヒ本法ニ依リ外國人合衆國移住取締ノ費用ニ充ツヘキモノニシテ其中ニハ移民局長官ノ使用ニ供スル聯邦裁判所判決報告及其撮要ニ關スル費用並ニ本法規定實施ノタメニ任命スル各官吏書記雇員ノ俸給雜費ヲ包含スル而シテ本條ニ依リ賦課スル稅金ハ前記外國人ヲ合衆國港ニ搭來スル船舶ノ債務ニ屬シ該船舶ノ持主ニ對スル合衆國ノ債權ニシテ成法若クハ衡平法上ノ手續ニ依リ其仕拂ヲ强制シ得ヘキモノトス本條規定ノ人頭稅ハ合衆國ヲ通過スル外國人又ハ一度合衆國入國ノ許可ヲ得既ニ人頭稅ヲ支拂ヒタル外國人ニシテ其後合衆國ノ一部ヨリ接壤外國領土ヲ經テ合衆國ノ他ノ一部ヘ通過スル者ニハ之ヲ賦課セス但シ移民局長官ハ大藏長官ノ指揮ニ依リ又ハ其認可ヲ經テ本法第三十二條ノ規定ニ從ヒ輸送業者ト協約シ陸上ヨリ入國ヲ求ムル外國人ニ對シ本條ニ依リ賦課スル稅金ノ支拂ニ關シ右外國人ノ全員又ハ各員ニ就キ別ニ取極ヲ爲スコトヲ得

第二條　左ノ各項ニ屬スル外國人ハ合衆國入國ヲ拒絕ス

白痴、瘋癲、癲癇病者及既往五箇年以內ニ瘋癲ヲ患ヒタル者、從前二回以上瘋癲ニ罹リタル者、貧困者、公共ノ負擔タルニ至ルノ虞アル者、乞食嫌忌スヘキ若クハ危險ナル傳染病患者、重罪又ハ其他ノ罪若クハ德義汚瀆ニ係ル不法行爲ニ對シ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者、多妻者、無政府主義ノ者又ハ合衆國政府若クハ一切ノ政府又ハ一切ノ法律ヲ暴力又ハ暴擧ニ依リテ顚覆破壞スルコト及官公吏ヲ暗殺スルコトヲ是認シ又ハ之ヲ主張スル者、醜業婦及醜業婦若クハ醜業ヲ目的トスル婦女ヲ求得シ又ハ其輸入ヲ企圖スル者、合衆國入國出願ノ日ヨリ一年以內ニ同國內ニ於テ勞働若クハ其種ノ業務ニ就クノ申出、依頼、約束又ハ協諾ヲ爲シタル者トシテ放逐セラレタル者、他人ノ金錢ヲ以テ渡航切符又ハ渡

航費ヲ支拂ハレ若クハ他人ノ援助ニ依リ渡來スル者ニシテ前記拒絶各項ニ屬セサルコトヲ確實且ツ滿足ニ證明スルコト能ハサル者尤モ本條ハ合衆國居住ノ者カ前記拒絶各項ニ屬セサル親戚又ハ友人ヲ呼寄スルコトヲ妨ケス但シ本條ハ德義汚瀆ニ渉ラサル純然政事上ノ犯罪人ヲ除斥スルコトナシ又熟練工手ハ閑散ノ同業者合衆國內ニ見出シ難キ場合ニ於テハ之ヲ輸入スルコトヲ得又契約勞働者ニ適用スヘキ本法ノ規定ハ俳優技術者講師唱歌業者各宗派ノ牧師大學專門學校教授學術ヲ要スルモノト公認セラルル職業ニ屬スル者及正確ニ從者又ハ僕婢トシテ使用セラルル者ヲ除斥スルコトナシ

第三條　醜業ノ目的ヲ以テ婦女ヲ合衆國ヘ輸入スルコトヲ禁ス醜業ノ目的ヲ以テ婦女ヲ合衆國ニ輸入シ若クハ輸入セントスル者又ハ前記違法ノ輸入ニ由リ右ノ目的ヲ以テ婦女ヲ留置キ若クハ留置カントスル者ハ重罪ヲ以テ論シ有罪ト認メタルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮及金五千弗以下ノ罰金ニ處ス

第四條　個人會社合名會社又ハ法人カ合衆國內ニ於テ外國人ヲシテ熟練ヲ要シ若クハ之ヲ要セサル何等勞働又ハ業務ニ就カシムルタメ其輸入前ニ爲シタル口頭特別明示若クハ暗示ニ係ル何等申出依頼約束又ハ協約ニ由リ何等ノ方法ヲ以テ豫メ其輸送費ヲ支拂ヒ又ハ聊カニテモ其輸入又ハ移住ヲ幇助奬勵スルコトハ之ヲ不法トス

第五條　個人合名會社會社又ハ組合ニシテ外國人ニ對スル口頭特別明示又ハ暗示ノ申出依頼約束若クハ協約ニ依リ何等勞働者若クハ業務ニ就クタメ其合衆國ニ移住スルコト又ハ輸入セラルルコトヲ情ヲ知リテ幇助奬勵又ハ勸誘シ依テ本法第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ右各犯ニ對シ千弗ノ罰金ヲ徵セラルヘシ該罰金ハ合衆國政府又ハ何人ニテモ自己ノ名ヲ以テ自己ノ利益ノタメニ最初起訴シタル者右ノ如ク何等勞働若クハ業務ヲ約セラレタル前記外國人ヲモ含蓄ス)ニ於テ同額ノ貸金カ現ニ合衆國諸裁判所ニ由テ取戻サルルト同シク之ヲ請求領收スルコトヲ得而シテ右ノ如ク勞働若クハ業務ヲ約セラレタル各外國人ニ對シ一人毎ニ起訴スルコトヲ得又合衆國ヨリ此種ノ各訴件ヲ提起スルトキハ當該地方裁判所檢事ヲ起訴スル義務アルモノトス

第六條　外國ニ於テ印刷發行ノ廣告ニ基キタル就職ノ約束ニ依リ外國人ノ輸入又ハ移住ヲ幇助若クハ奬勵スルコトハ之ヲ不法トシ本法第四條ノ違犯ト看做ス而シテ右廣告ノ結果トシテ合衆國ニ渡來スル外國人ハ本法第二條ノ意義ニ係ル約束又ハ協約ニ由リテ渡來スル者トシテ之ヲ處分シ之ニ對シ第五條ノ罰則ヲ適用ス但シ本條ハ各州各「テリトリー」哥倫比亞「デストリクト」其他合衆國管轄ノ場所ニシテ各其地ニ移住ノ勸誘ヲ廣告スル者ニ適用セス

第七條　運輸會社船舶持主其他外國人ヲ合衆國ヘ輸送スルコトニ從事スル者ハ船舶ノ出帆其運輸ノ條件及便宜ヲ記載シタル通常商業用書狀回章廣告若クハ口述ヲ除クノ外直接ナルト代理人ヲ以テスルトヲ問ハス錯記印刷物又ハ口述ヲ以テ外國人合衆國ニ移住スルコトヲ勸求招請若クハ奬勸スルコトヲ得ス本條違犯ニ對シテハ當該運輸會社船舶持主其他合衆國ヘ外國人ヲ輸送スルコトニ從事スル者及其代理人ヲ本法第五條規定ノ罰ニ處ス

第八條　船長船舶ノ代理人持主ハ仕向人其他何人ヲ問ハス船舶ニテ又其他ノ方法ヲ以テ移民檢査官ノ適法ニ合衆國入國ヲ許サス又ハ合法ノ入國權ナキ外國人ヲ同國ニ到來又ハ上陸セシメ若クハ自己ニテ又他人ヲ經テ同國ニ到來又ハ上陸セシメントシタル者ハ輕罪違犯ト看做シ服罪ノ上ハ右ノ如ク上陸セシメ若クハ上陸セシメントシタル各外國人ニ對シ千弗以下ノ罰金又ハ三月以上二年以下ノ禁錮ニ處シ又ハ右罰金及禁錮ニ併處ス

第九條　接壤外國領土ヨリ合衆國ニ入ル鐵道線以外ノ運輸會社又ハ船舶ノ持主、船長、代理人若クハ仕向人其他何人ニテモ嫌忌スヘキ危險ナル傳染病ニ罹リタル外國人ヲ合衆國ニ到來セシムルコトハ之ヲ不法トス而シテ斯ク合衆國ニ到來シタル外國人ニシテ外國乘船ノ際既ニ該病アリタルコト及該病存在ノ事實當時適任醫師ノ檢診ヲ經レハ發見シ得タルコトヲ大藏長官ニ於テ滿足ニ認定シタルトキハ右運輸會社若クハ右船舶ノ船長、代理人、持主、仕向人其他何人ニテモ本條規定ノ各犯ニ對シ到着地所在ノ稅關區域ノ關稅收入官吏ニ罰金百弗ヲ納付スヘシ而シテ船舶ハ之ニ課セラレタル右罰金ヲ完納スルマテハ出港證ヲ付與セラレサルモノトス又右罰金ハ免除セラルルコトナシ

第十條　本法後條規定ノ特別調査委員會ニ於テ臨檢醫官ノ證明書ニ基キ外國人嫌忌スヘキ若クハ危險ナル傳染病アリテ又ハ本法第二條ニ依リ合衆國入國拒絕ノ項ニ屬スルニ至ルヘキ虞アル精神上又ハ身體上ノ缺點アルニ因リ之ヲ拒絕スヘキモノト決定シタルトキハ其決定ハ之ヲ終決トス

第十一條　拒絕セラレタル外國人疾病身體上ノ缺點又ハ幼弱ナルカタメ自助ノ道ナキ旨合衆國海員病院醫官ノ證明アリタル場合ニ於テ該外國人ニ其保護又ハ後見ヲ要スル他ノ外國人同伴スルトキハ之ヲ搭乘シタル船舶ノ船長、代理人、持主若クハ仕向人ハ其他ノ被拒絕外國人ノ送還ヲ要求セラルルト同シク右兩人ヲ送還セシメラルヘシ

第十二條　外國人水路ヨリ合衆國港ニ到着ノ節ハ之ヲ搭乘シタル汽船帆船若クハ其他ノ船舶ノ船長又ハ指揮者ヨリ該外國人ヲ該汽船若クハ船舶ニ乘込ミタル時及場所ニ於テ調製シタル人名表又ハ申告書ヲ到着港ノ移民官ニ差出スヘシ而シテ該表書ニハ其上部ニ掲クル質問ニ對シ各外國人ニ就キ左ノ事項ヲ記載スヘシ

氏名、年齡、男女ハ區別、既婚若クハ未婚、職業、讀方又ハ書方ヲ解スルヤ否、國籍、人種、最後ノ住所、合衆國上陸港、上陸港以外ニ行先アル者ハ其行先地、其行先地マテ通シ切符ノ有無、船賃ハ自辨シタルヤ又ハ他人、會社、協會、市又ハ政府ヨリ支拂ヒタルヤ若シ他ノ支拂ヲ受ケタリトセハ其支拂署所、持金五十弗ヲ有スルヤ若シ以下ナルトキハ現額幾何、親戚若クハ明友ノ許ニ到ラントスルヤ若シ然リトセハ其朋友若クハ親戚ノ何人ナルコト及其氏名住所、曾テ合衆國ニ渡來セシコトアリヤ若シ然リトセハ其時日及場所、曾テ監獄若クハ貧民救濟所又ハ瘋癲病者看護治療ノタメ又ハ慈惠金ヲ以テ設ケタル箇所若クハ病院ニ入リタルコトアリヤ否、多妻者ナルヤ否、無政府主義ノ者ナリヤ否、合衆國ニ於テ勞働ニ從事スルタメ明示又ハ暗示ニ係ル何等申出、依頼、約束又ハ協約ノタメ渡來セシヤ否、精神及身體上ノ健康如何、不具ノ者又ハ肢ノ用ヲ失ヒタル者ナリヤ否、若シ然ルトキハ其期間及原因如何

第十三條　水路ヨリ合衆國港ニ到着スル外國人ハ便宜連表スヘシ然レトモ二通ノ人名表若クハ申告書ニハ三十人以上ヲ記載スヘカラス各外國人又ハ其家長ニハ到着ノ節本人照合上便宜ノタメ本人ノ氏名其氏名等ヲ記載スル表ノ番號若クハ文字及該表中ノ本人ノ番號ヲ掲ケタル切符ヲ交付スヘシ各人名表又ハ申告書ハ船長若クハ船舶指揮者又ハ其部下首席若クハ次席役員ノ署名及到着港駐在移民官吏ノ面前ニ於テ爲シタル宣誓又ハ確認ヲ以テ證明スヘキモノトス該宣誓又ハ確認ハ各關係外國人ハ之ヲ乘組醫員ヲシテ其身體及口頭檢査ヲ遂ケシメ而シテ之ヲ該醫員ノ報告及ヒ自己ノ調査ニ徵スルニ白痴瘋癲者貧困者若クハ公共ノ負擔タルニ至ルノ虞アル者、嫌忌スヘキ若クハ危險ナル傳染病患者重罪又ハ其他ノ犯罪若クハ德義汚瀆ニ係ル不法行爲ニ對シ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者、多妻者、無政府主義ノ者、合衆國ニ於テ勞働ニ從來スルタメ明示若クハ暗示ノ約束又ハ協約ヲ爲シタル者又ハ醜業婦ニアラス且ツ自己ノ知悉信認スル所ニ據レハ該表若クハ書中記載ノ各關係外國人ニ就キテ揭クル所ノ事項ハ各般正確誠實ナル旨ヲ以テスヘキモノトス

第十四條　乘組醫員ニ於テモ各人名表又ハ申告書ニ署名シ且ツ到着港駐在移民官吏ノ面前ニ於テ前項ト均シク宣誓又ハ確認ヲ爲シ其內科及外科醫タル其業務上ノ經驗及資格ヲ陳述シ且ツ該人名表又ハ申告書中記載ノ各外國人ハ熟モ自ラ之カ檢査ヲ遂ケタル旨及自己ノ知悉信認スル所ニ據レハ該外國人ノ身體及精神上ノ狀態ニ關シ該表若クハ書中掲クル所ノ各項ハ遺漏ナクシテ正確誠實ナル旨ヲ陳述スヘシ若シ外國人ヲ搭來スル船舶ニ乘組醫員ナキトキハ該船舶ノ持主ハ相當ノ資格アル醫師ヲ使用シテ右精神及身體上ノ檢査及人名表又ハ申告書ノ證明ヲ爲サシムヘシ

第十五條　船長若クハ船舶指揮者其搭載各外國人ニ關シ本法第十三條第十三條及第十四條規定ノ人名表又ハ申告書ヲ前記移民官吏ニ差出スコト能ハサルトキハ前條ノ通表中前記事項ノ記載ヲ爲サヽル外國人各一人ニ對シ到着港ノ關稅收入官吏ニ金十弗ヲ納付スヘシ

第十六條　到着港ノ移民官吏本法第十二條第十三條及第十四條ノ規定ニ據リタル外國人人名表又ハ申告書ヲ接受シタルトキハ自ラ該表又ハ該書關係ノ船舶ニ赴キ若クハ相當ノ助手ヲ之ニ派出シテ右外國人ヲ悉ク檢査スヘシ或ハ指定ノ時刻及場所ニ於テ檢査ノタメ右外國人ノ一時移轉ヲ命スルコトヲ得尤モ此一時移轉ハ之ヲ上陸ト看做スコトヲ得ス又外國人ヲ合衆國港ニ渡來セシメタル運輸船若クハ船舶ノ船長代理人持主又ハ仕向人ヲシテ右外國人船舶內ニ止ル場合ニ於テ本法ニ依リ拘束セラルヘキ義務ヲ免レシメサルモノトス而シテ其上ハ右外國人ヲ輸送シタル運輸會社及船舶ノ船長代理人持主及仕向人ハ右外國人ノ引渡ヲ受クルマテハ其留置ノ責任ヲ免ルヘシ

第十七條　各渡來外國人ノ身體及精神上ノ檢査ハ合衆國海員病院醫官ニシテ「ドクトル、オウ、メデキシン」ノ學位受領後實際其業ニ從事シ二箇年以上ノ經驗アル者之ヲ行ヒ移民官吏及本法後條規定ノ特別調査委員會ノ參考ノタメ其右外國人ニ就キ發見シタル身體及精神上ノ各缺點又ハ疾病ヲ證明スヘキモノトス合衆國海員病院醫官ヲシテ此任ニ當ラシメ難キ緊急ノ場合ニ於テハ大藏長官ノ指揮ニ依リ又ハ其認可ヲ經テ移民局長官ノ定ムル條件ニテ四箇年以上開業ノ經驗アル醫師ヲ代用スルコトヲ得合衆國衛生局及海員病院ハ外國人檢診實行ノタメニ要シタル一切ノ費用ヲ大藏長官ノ規定ニ從ヒ移民局ヨリ回收スヘキモノトス

第十八條　合衆國ニ外國人ヲ搭來スル各船舶ノ持主役員及代理人ハ移民官吏ノ指定シタル時限及場所ノ外右船舶ヨリ外國人ヲ上陸セシメサルコトニ前以テ相當ノ注意ヲ爲スヘシ而シテ同官指定以外ノ時限及場所ニ於テ右外國人ヲ上陸セシメ又ハ其上陸ヲ許シタル船舶ノ持主役員代理人又ハ管理人ハ不法行爲ヲ以テ論シ服罪ノ上ハ右ノ如ク上陸ヲ許シタル外國各人一人ニ付百弗以上千弗以下ノ罰金若クハ一年以內ノ禁錮ニ處シ又ハ右兩罰ヲ併科シ右ノ如ク上陸セシメラレタル各外國人ハ合衆國ニ不法居留スル者ト看做シ法律ノ規定ニ依リ國外ニ放還スヘシ

第十九條　法律ニ違背シテ合衆國ニ輸致セラレタル外國人ハ成ルヘク其各渡來セシ船舶ニテ直ニ出發國ヘ送還スヘシ右外國人上陸中ノ生活費竝ニ送還費ハ總テ其各搭來シタル船舶持主ノ負擔タルヘシ當該船舶ノ船長管理者代理人持主若クハ仕向人ニ於テ之ヲ該船舶又ハ同一關係者ノ所有ニ係ル他ノ船舶ニ引取ルコトヲ拒ミ若クハ該船舶中ニ留置クコトヲ怠リ又ハ其出發外國港ニ送還スルコト又ハ上陸中ノ生活費ヲ支拂フコトヲ拒ミ若クハ怠リタルトキハ右船長管理者代理人持主若クハ仕向人ハ不法行爲ヲ以テ論シ服罪ノ上ハ各犯ニ對シ三百弗以上ノ罰金ニ處シ之ヲ納付セサル間ハ該船舶ノ合衆國港ヨリ出港スルコトヲ許サス但シ移民局長官ハ大藏長官ノ指揮ニ依リ若クハ其認可ヲ經テ自ラ定ムル條件ヲ以テ其何等勞働若クハ業務ニ就クノ約束又ハ協約ニ從ヒ渡來セリト認ムル何等外國人ノ證言ヲ本法第四條及第五條違犯者ノ告發ニ關シ合衆國政府ノタメニ必要ナリ

ト判定スルトキハ之カ國外放逐ヲ停止スルコトヲ得又右放逐停止ノ結果トシテ留置スル者ノ生活費ハ移民基金ノ中ヨリ支辨スベシ尤モ本法第十七條ノ規定ニ依リ檢疫性以外ニ屬スル嫌忌スヘキ若クハ危險ナル傳染病患者タルコトヲ證明セラレタル外國人ハ合衆國ノ病院ニ於テ其治療ヲ受クルタメ上陸スルコトヲ許ス

第二十條　法律ニ違背シテ合衆國ニ渡來シ又ハ上陸前ヨリ存シタル原因ニ依リ同國ニ於テ公共ノ負擔ト爲リタル外國人ハ後條規定ノ通到着後三箇年以内何時ニテモ之ヲ合衆國ニ渡來セシメタル者ノ費用(國外放逐港マテ内地輸送費ノ半額ヲモ含ム)ヲ以テ其出發國ヘ放逐スヘシ但シ右實行シ難キ場合ニ於テハ本法第一條ノ移民基金ヲ以テスベシ

第二十一條　大藏長官合衆國内ニ本法違犯ノ外國人アルコトヲ確知シタルトキハ其上陸又ハ入國後三箇年以内ニ在テハ之ヲ拘禁シ本法第二十條ノ通其出國ニ送還スヘシ但シ右實行シ難キ場合ニ於テ本法第一條ノ移民基金ヲ以テ其費用ヲ支辨スベシ而シテ船舶ノ船長代理人持主若クハ仕向人本條ノ規定ニ依リ國外放逐ヲ命セラレタル外國人ヲ大藏長官ノ命ニ從ヒ船中ニ引取リ安全ニ監護シ且ツ其出發國ヘ送還スルコトヲ怠リ若クハ拒ムトキハ本法第十九條規定ノ罰ニ處スベシ

第二十二條　移民局長官ハ法律ニ依リ指定セラルル職務ノ外大藏長官ノ指揮ヲ受ケ外國人ノ合衆國移住ニ關スル各法法律執行ノ責ニ任シ且ツ該法律ニ依リテ任命セラレタル各官吏書記及雇員ヲ管理シ及指揮監督スベシ同長官ハ本法規定實施ノタメ及合衆國並ニ同國ヘ移住ノ外國人ヲシテ詐僞及損失ヲ避ケシムル爲ニ最モ便益ト認ムル規則及細則ヲ設ケ及證券報告書帳簿記入及其他文書ノ書式ヲ定メ且ツ法律ニ抵觸セサル訓令ヲ隨時發布シ又困難ニ陷リ若クハ公共ノ扶助ヲ要スル外國人ノ扶持救助ノタメ契約ヲ締結スルノ權能ヲ有ス以上ハ總テ大藏長官ノ指揮ニ依リ又ハ其認可ヲ經ヘシ又移民局長官ハ其認ムル必要ニ應シ隨時移民官吏ヲ派出シ各州各テリトリ(コロンビヤ、デストリクト及其他合衆國領土内ニ在ル監獄及公私立慈惠院ニ留置スル外國人ノ員數ヲ調査セシメ且ツ右獄院ノ事務員ニ公共ノ負擔ト爲リタル外國人ノ國外放逐ニ關スル法律規定ヲ告示セシムベシ但シ移民局長官ノ認可ヲ經テ移民官吏ヲ外國ニ派遣シ臨時任務ニ從事セシムルコトヲ得[illegible]

第二十三條　移民主務官ノ職務ハ行政ニ屬シ大藏長官ノ指揮ニ依リ若クハ其認可ヲ經テ設立セラルル規則ヲ以テ詳細之ヲ定ムベキモノトス[illegible]

第二十四條　大藏長官ハ今後移民局長官ノ推薦ニ依リ千八百八十三年一月十六日發布文官任用令ノ規定ニ從ヒ移民檢査官及其他ノ移民官吏書記及雇員ヲ任命シ其報酬額ヲ定メ且ツ時々之ヲ增減スベシ但シ本條ノ規定ハ千八百九十四年八月十六日認可雜給支出條例ニ依リ合衆國諸港ニ於テ移民主務官ヲ任用スル方法及從前任用シタル右主務官ノ身分ニ讓更ヲ生スルモノトスト解釋スベカラス移民官吏ハ外國人ノ合衆國權利ニ關シ宣誓ヲ爲サシメ證言ヲ取リ且考量シ必要ノ場合ニ於テハ右證言ノ筆記錄ヲ調製スルノ權能ヲ有ス而シテ本法ノ規定ニ依リ宣誓セシメラレタル者ニシテ外國人ノ合衆國入國權利ニ何等關係上又ハ之ニ就キ事情ヲ知リツヽ若クハ故意ニ僞證シ又ハ詐僞ノ申立ニ對シ誓言スルトキハ僞證罪ヲ以テ論シ合衆國改正法律第五千三百九十二條ニ依リ處斷スヘシ一移民官吏ノ決定ニシテ何等外國人ヲ可トスルモ他ノ移民官吏ヨリ之ニ對スル抗告ヲ受クルコトアルヘシ而シテ此抗告ハ當該外國人ノ上陸權調査ノタメ同人ヲ特別調査委員會ニ出頭セシムルノ効力アルモノトス外國人ニシテ其到着港ノ移民檢査官ニ於テ決然明確ニ上陸權アリト認メサル者ハ其權ニ關シ特別調査委員ヲ經ルタメ總テ之ヲ留置スベキモノトス[illegible]

第二十五條　諸到着港ノ移民主務官ハ法律ノ規定ニ依リ其港ニ留置セラレタル外國人ニ關スル事件ノ敏捷處分ニ必要ナルベキ特別調査委員會ヲ設置スベシ同委員會ハ三人ノ委員ヨリ成立スルモノニシテ委員ハ移民局長官ニ於テ大藏長官ノ認可ヲ經テ其資格アルコトヲ隨時指定スル移民官吏中ヨリ選拔スベキモノトス但シ移民檢査官三人以下在勤ノ港ニ在リテハ大藏長官ハ移民局長官ノ推薦ニ依リ他ノ合衆國官吏ヲ右委員會員ニ指定スルコトヲ得同會ハ適法ニ留置セラレタル外國人ニ上陸ヲ認可スベキヤ又ハ之ヲ國外ニ放逐スベキヤヲ決定スルノ職權ヲ有ス委員會ノ審問ハ總テ公開スベカラサルモノトス然レトモ同會ハ其審問ノ顚末及一切ノ申立證言ヲ永久記錄ニ詳記スベシ而シテ決定ハ委員二人ノ意見ニ依リ之ヲ終決トス尤モ關係外國人又ハ右決定ニ同意セサル委員ハ到着港ノ移民主務官及移民局長官ヲ經テ大藏長官ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得此場合ニハ大藏長官ノ裁定ヲ終決トス而シテ此異議申立ハ到着港ノ移民主務官右裁定ヲ受領スルマテ當該外國人ノ最終處分ニ關スル何等ノ措置ヲ停止スルノ効力アルモノトス

第二十六條　外國人公共ノ負擔タラサルヘシトノ證書又ハ口述若クハ書面上ノ保證ハ其都度移民局長官ニ於テ大藏長官ノ認可書ヲ得テ其受領ヲ許可スルニアラサレハ個人會社組合若クハ慈善會等ヨリ之ヲ受領スルコトヲ得ス

第二十七條　本法ノ規定違犯ニ對スル訴件又ハ手續ハ其關係裁判所ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ之ヲ調停シ和解シ若クハ中止スルコトヲ得ス但シ其承諾ノ事實ハ其理由ト共ニ之ヲ登簿スルコトヲ要ス

第二十八條　本法ノ規定ハ現行法律又ハ本法ヲ以テ改正セル法律ニ依リ既ニ開訴シタル追訴又ハ其他ノ民事若クハ刑事ニ屬スル手續ニ何等關係ヲ及ボスモノト解釋スベカラス右追訴又ハ民事若クハ刑事ニ屬スル手續ハ本法ノ發布ナキカ如ク進行セシムベキモノトス

第二十九條　合衆國巡回裁判所及地方裁判所ハ本法ノ規定ニ基ク民事又ハ刑事ノ各訴件ニ對シ完全同級ノ管轄權ヲ有ス

第三十條　合衆國移民監督場ニ關聯シ兩替業旅客若クハ荷物運送業及飲食店開業ノ專有權其他之ニ類似ノ特權ハ千九百三年一月一日以後大藏長官ノ指揮ニ依リ若クハ其認可ヲ經テ移民局長官ノ定ムル條件及制限ニ從ヒ競爭公賣ニ附スベシ但シ各種酩酊飲料ハ之ヲ右移民監督場ニ於テ販賣スルコトヲ許サス而シテ本條規定ニ依リ右專有特權ノ賣却ヨリ生スル收入ハ本法第一條規定ノ移民基金トシテ合衆國國庫ニ納入スベキモノトス

第三十一條　保安ノタメ並ニ移民監督場所在ノ合衆國各州及各「テリトリー」ノ法律ニ從ヒ犯罪人逮捕ノタメ右監督場擔任官吏ハ必要ノ場合ニ於テ右法律執行ノ職責アル當該州吏員若クハ公吏員ヲシテ右監督場ニ立入ラシムベシ而シテ本條ノ目的ニ對シテハ右吏員及區裁判所ノ管轄權ハ右監督場ニ及フモノトス

第三十二條　移民局長官ハ大藏長官ノ指揮ニ依リ若クハ其認可ヲ經テ加拿陀及墨西哥ノ國境ニ沿ヒ外國人入國及檢査ノコトニ關シ規則ヲ制定シ以テ合衆國ト右兩國間ノ通常旅客ヲ必要ナク延滯障礙又ハ迷惑セシメサラシムベシ又右ノ目的ヲ以テ外國輸送線ト契約ヲ締結スルノ職權ヲ有ス

第三十三條　本法ノ名稱及其條中ニ使用セル「合衆國」ナル語ハ本法ノ目的ニ對シテハ合衆國及現今合衆國ノ管轄ニ屬スル領水領土若クハ其他ノ場所ヲ指スモノト解釋スベシ

第三十四條　酩酊飲料ハ其性質ノ如何ヲ問ハス合衆國議事堂構内ニ於テ販賣スルコトヲ得ス

第三十五條　外國人入國後逮捕セラレ違法ニテ在國スル者ト認メ本法ノ規定ニ依リ之ヲ國外ニ放逐

スルトキハ本人カ同國ヘ向ヒ乘船シタル太平洋又ハ太西洋ノ對岸港ヘ放逐スベシ又其接壤外國領土ヘ向ケ出發シタル場合ニ於テハ其該領土ニ向ヒ出發シタル外國港ヘ放逐スベシ

第三十六條　本法ニ抵觸スル諸法律若クハ其諸部分ハ之ヲ廢止ス但シ本法ハ支那人又ハ支那人系統者ノ移住又ハ排斥ニ關スル現行法ヲ廢止變更若クハ修正スルモノト解釋スヘカラス

第三十七條　外國人合衆國內ニ永久ノ住居ヲ定メ其市民ト爲ルヘキ豫告ヲ遂ケ其後妻子ヲ呼迎フルニ當リ妻子ノ內何等傳染病ニ罹ル者アリ而シテ該病ハ其搭乘船舶內ニ於テ感染シタル證據アリテ到着港檢診醫官之ヲ證明シタル場合ニハ該病容易ニ治癒スヘキモノナルヤ又ハ他人ニ危險ナク本人ヲ上陸セシメ得ヘキモノナルヤ否確定セラルルマテ大藏長官ノ定ムル規則ニ由リ本人ヲ留置スヘシ而シテ右事實確認セラルルマテハ國外ニ放逐スルコトヲ得ス

第三十八條　各成立政府ニ信ヲ措カサル者若クハ之レニ反抗スル者又ハ成立政府ニ對スル不信又ハ反抗ノ意ヲ懷抱教導スル何等團體ノ會員タリ若クハ之レニ緣故アルモノ又ハ合衆國政府若クハ其他成立政府ノ官吏タル故ヲ以テ個人ヲ指定スルト全員ヲ目的トスルトヲ問ハス之レヲ不法侵擊又ハ殺害スルノ義務必要又ハ適當ナルコトヲ唱贊若クハ教導スル者ハ合衆國又ハ其ノ管轄ニ屬スル「テリトリー」若クハ場所ニ入ルコトヲ許サス本條ハ大藏長官其ノ定ムル規則ニ從ヒ施行スヘキモノトス

前項ノ者合衆國又ハ其管轄ニ屬スル「テリトリー」若クハ場所ニ入ルコトヲ事情ヲ知リテ幫助若クハ援助シ又ハ大藏長官ノ定メタル規則及細則ニ依ルノ外合衆國又ハ其管轄ニ屬スル「テリトリー」若クハ場所ニ入ル前項ノ者ヲ許容シ又ハ求得スルコトヲ見逃シ若クハ他人ト共謀スル者ハ五千弗以下ノ罰金ヲ科シ又ハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處シ若クハ右兩刑ニ併處ス

第三十九條　各成立政府ニ信ヲ措カサル者又ハ之ニ反抗スル者又ハ各成立政府ニ對シ不信若クハ反抗ノ意ヲ懷抱教導スル團體ノ會員タリ若クハ之ニ緣故アル者又ハ合衆國政府若クハ其他成立政府ノ官吏ヲ其官吏タルノ故ヲ以テ個人ヲ指定スルト全員ヲ目的トスルトヲ問ハス之ヲ不法ニ侵擊又ハ殺害スルノ義務必要又ハ適當ナルコトヲ唱贊若クハ教導スル者又ハ本法ノ規定ニ逃犯シタル者ハ合衆國ニ歸化シ若クハ其公民ト爲ルコトヲ得ス歸化事件又ハ之ニ關シ遂行スヘキ義務ヲ管轄スル各法廷及裁判所並ニ其各判事及官吏ハ最終歸化願書ヲ接受スルトキハ之ニ關シ精細ナル審理ヲ遂ケ最終歸化命令若クハ證書ヲ發給スルニ先チ歸化ニ關シ必須ナル各緊要事實ノ正確ナルコトヲ陳述確認スル出願人及其證人ノ宣誓ヲ適用シ得ヘキ限リ記錄セシムヘシ今後作成スル各最終歸化命令書及證書ハ其文面上ニ右宣誓ノ適法ニ擧行記錄セラレタルコトヲ特ニ明示スヘキモノトス而シテ右事實ヲ明示セサル各命令書及證書ハ無効タルヘシ

本條ノ規定ニ違背シ故意ニ歸化ノ許可ヲ求ムル者ハ五千弗以下ノ罰金又ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ若クハ右兩刑ニ併處ス而シテ右犯罪ヲ認ムル裁判所ハ其決定ノ上犯人ニ公民權ヲ許與スル命令又ハ各證書ヲ孰レモ無効ナリト判定宣告スヘキモノトス右犯罪ノ審理ヲ管轄スル裁判所ニ對シ茲ニ本判決權ヲ附與ス

前項記載ノ者ニ對シ歸化ヲ出願又ハ取得スヘキコト若クハ合衆國ノ公民タラントスル意志ヲ逃ヘタル豫告書類ヲ差出スヘキコトヲ情ヲ知リテ援助勸言又ハ奬勵スル者又ハ歸化事件ニ關シ情ヲ知リ何等緊要ノ事實ニ就キ僞證ヲ求得シ若クハ僞證スル者又ハ右事件ニ於テ立證ヲ要スル何等緊要事實ニ就キ故意ニ詐僞ノ誓宣ヲ爲ス者ハ五千圓以下ノ罰金又ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ若クハ右兩刑ニ併處ス

歸化ニ關スル右規定ハ本法認可ノ後九十日ヲ經ルヲテハ之ヲ施行セス

第三章　米國の農業

米國に於ける產業中、農業を以て其最重要なるもゝ一とすることは、固より多辯を要せず。而して、之が進歩の現象は、實に著大にして、之を人口の增殖に比すれば、其發展の度更に顯著なるものあるを見る。今「センサス」の報する所に據れば、千八百五十年に於ける、全國の農場は百四十四萬九千七十三なりしもの千九百年に至りては、五百七十三萬九千六百五十七となり、乃ち五十年間に增加せる農場は四百二十九萬五百八十四にして、開闢以來二百五十年間に於て、興りたる農場の數に對比し、僅々五十年にして實に三倍を加重したり。而して更に之を人口に比較すれば、全國に於て此五十年間に二千三百十九萬千八百七十六人より、七千六百三十萬二千三百八十七人に增加し、農場との比三・三に對する四・〇にして、千八百五十年には、全國に於て人口十六人毎に、一農場に當る割合なりしもの、千九百年には十三人三分毎に一農場を有するの割合となれり。更に千八百五十年より、千九百年に至る間各十年に增加せる農場を示せば左の如し。

年次	農場數	增加數	增加率
一八五〇年	一、四四九、〇七三		
一八六〇年	二、〇四四、〇七七	五九五、〇〇四	四割一分一厘
一八七〇年	二、六五九、九八五	六一五、九〇八	三割　一厘
一八八〇年	四、〇〇八、九〇七	一、三四八、九二二	五割　七厘
一八九〇年	四、五六四、六四一	五五五、七三四	一割三分九厘
一九〇〇年	五、七三九、六五七	一、二七五、六五七	二割五分七厘

而して同五十年間に於ける、既墾地積及未墾地積並に其増加率を示せは左の如し。

年次	農場地積（英町） 既墾地	未墾地	總計	増加率 既墾地	未墾地	總計
一八五〇年	一一三、〇三二、六一四	一八〇、五二八、〇〇〇	二九三、五六〇、六一四			
一八六〇年	一六三、一一〇、七二〇	二四四、一〇一、八一八	四〇七、二一二、五三八	四四・三	三五・二	三八・七
一八七〇年	一八八、九二二、〇九九	二一八、八一三、九四二	四〇七、七三五、〇四一	一五・八	一〇・四	〇・一
一八八〇年	二八四、七七一、〇四二	二五一、三一〇、七九三	五三六、〇八一、八三五	五〇・七	一四・九	三一・五
一八九〇年	三五七、六一六、七五五	二六五、六〇一、八六四	六二三、二一八、六一九	二五・六	五・七	一六・三
一九〇〇年	四一四、七九三、一九一	四二六、四〇八、三五五	八四一、二〇一、五四六	一六・〇	六〇・五	三五・〇

即ち千八百五十年より、千九百年に至る、五十年間の農場地積は、二億九千三百五十六萬六百十四英町より、八億四千百三十萬千五百四十六英町に増加し、農業に供する爲め、開墾されたる土地は五億四千七百六十四萬九百三十二英町なりとす。而して各農場に於ける既墾地は、千八百五十年には、一億千三百三萬二千六百十四英町なりしもの、千九百年に至りては、四億千四百七十九萬三千百九十一英町となり、五十箇年間に増加せること、實に三億百七十六萬五百七十七英町に及び、倍も其三倍に達せり。

農場の生産額は、開墾地積の増加に伴ふことは、固より言ふを俟たず、千八百五十年に於て合衆國は既に國内に於ける、食料及衣服、粗製原料の需要を充たし、尚ほ進んで農産物の多量を海外に輸出せり、其後開墾地の増加、遂に人口の増殖を超過せしを以て、農産物の供給も亦大に増進し、海外輸出額の如きは、實に莫大なる數量を示すに至れり。

斯くの如く農業の進歩に伴ひ、其漸次粗放より集約に向ふは、これ又自然の勢なり。之を以て一農場の平均面積は、年を追ふて縮小せること、左表を見て明かなり。

地方	一八五〇年	一八六〇年	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年
全合衆國	二〇二・六（英町）	一九九・二（英町）	一五三・三（英町）	一三三・七（英町）	一三六・五（英町）	一四六・六（英町）
北太西洋部	一一二・六	一〇八・二	一〇四・三	九七・七	九五・三	九六・五
南太西洋部	三七六・四	三五二・八	二四一・一	一五七・四	一三三・六	一〇八・四
北中央部	一四三・三	一三九・七	一二三・七	一二一・九	一三三・四	一四四・五
南中央部	二九一・〇	三二一・三	一九四・四	一五〇・六	一四四・〇	一五五・四
西部	六九四・九	三六六・九	三三六・四	三二一・九	三二四・一	三八六・一
アラスカ及布哇	—	—	—	—	—	一一四二・一

農業の進歩と共に、農場の平均地積の漸次縮小せること、夫れ斯くの如く、而して一方に於ては、土地に放注されし、資本益々増加し、農場財産の價額隨て顯著なる増加を爲せり。左表に就き、其大要を知るべし。

年次	總農場財産價額	農具機械價額	家畜價額	改良物附土地價額
一八五〇年	三、九六七、三四三、五八〇弗	一五一、五八七、六三八弗	五四四、一八〇、五一六弗	三、二七一、五七五、四二六弗
一八六〇年	七、九八〇、四九三、〇六三	二四六、一一八、一四一	一、〇八九、三二九、九一五	六、九四五、〇四五、〇〇七
一八七〇年	八、九四四、八五七、七四九	二七〇、九一三、六七八	一、二二九、八八九、六一〇	七、四四四、〇五四、六二
一八八〇年	一二、一八〇、五〇一、五三八	四〇六、五二〇、〇五五	一、五七六、八八四、七〇七	一〇、一九七、〇九六、七七六
一八九〇年	一六、〇八二、二六七、六八九	四九四、二四七、四六七	二、三〇八、七六七、五七三	一三、二七九、二五二、六四九
一九〇〇年	二〇、五一四、〇〇一、八三八	七六一、二六一、五五〇	三、〇七八、〇五〇、〇四一	一六、六七四、六九〇、二四七

合衆國に於て製造業に放注されたる資本は、千九百年の調査に依れば九十八億七千四百六十六萬四千八十七弗にして、其内十億三千十九萬三弗は土地の價額にして十四億五千六百九十八萬三千百三十弗は家屋二十五億五千九百七十六萬六千三百八十三弗は機械器具而して四十八億二千七百七十三萬四千五百七十一弗は流通資本なり。即ち知るべし、製造業に使用されたる固定資本の價額は五十億四千六百九十三萬九千五百十六弗なることを。然るに農業に對する固定資本は千九百年に於て二百五億千四百萬千八百三十八弗にして、製造業に對するものゝ四倍以上に當れり。以て農業が合衆國産業中如何に重要なる地位を占ひるかを知るべきなり。

土地の價格は、時勢の進歩と共に騰貴し、殆ど其停まる所を知らざるものあり。今五十年間に於ける農場一英町の平均價格を示せば千八百五十年には十一弗十四仙なりしもの千八百五十年には十六弗三十二仙となり千八百七十年には十八弗二十六仙に昂騰し千八百八十年には十九弗二仙となり次て千八百九十年には二十一弗三十二仙の價格を有ち、千九百年には十九弗八十二仙に減ぜり。更に又一英町の平均地價を各地方に對して調査せるものを見るに左の如し。但し地價は凡て改良物の價格をも包含せるものと知るべし。

地方	一八五〇年	一八六〇年	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年
北太西洋部	二六・三八 弗	三四・七四 弗	四〇・二八 弗	四一・二四 弗	四〇・四七 弗	三七・八七 弗
南太西洋部	六・一七	九・四七	六・七七	八・七九	一一・三四	一一・五七
北中央部	一一・九九	一九・七四	二四・七九	二四・七八	二七・五五	三〇・一四
南中央部	六・一八	一一・〇四	六・八三	七・三五	九・二〇	八・〇四
西	一・八六	五・五四	一〇・八八	一四・九二	二三・一六	一三・八〇
アラスカ及布哇						二三・一〇

米國ワシントン州サンニーサイド村に於ける農圃の圖

（其一）　玉蜀黍畠

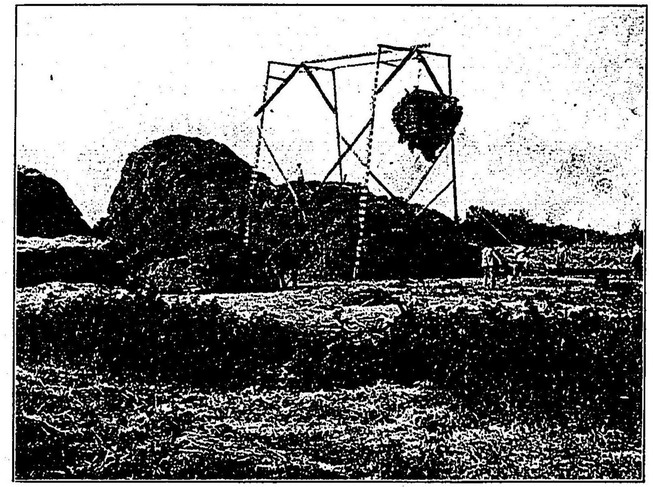

（其二）　アルファルファの積藁

米國カリフォルニヤ州小麥畠に於て蒸汽機關を使用する圖

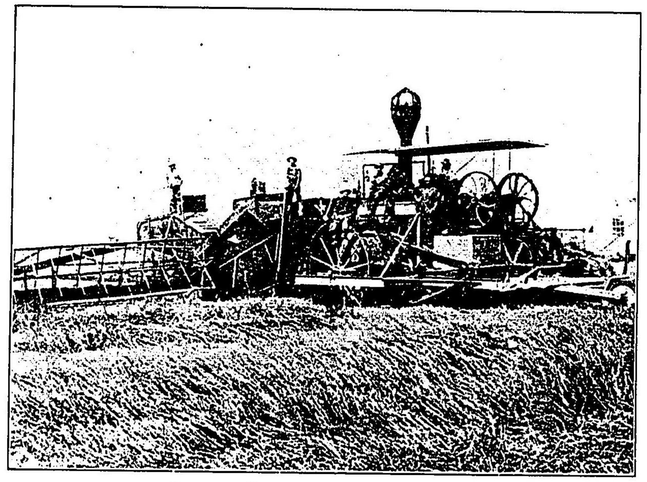

（北一）　收穫機

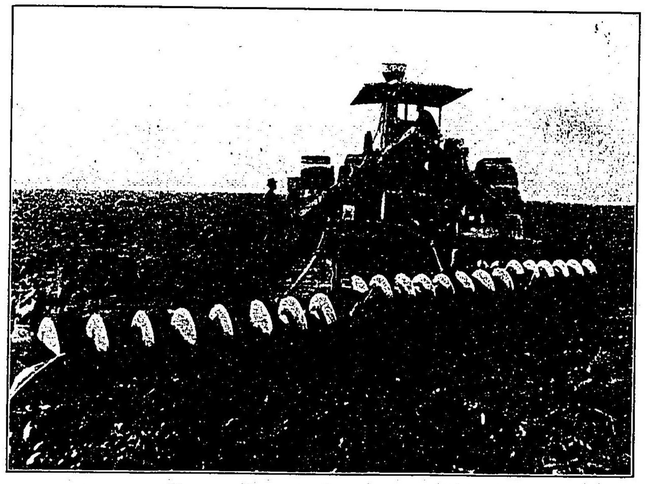

（北二）　耕犁機

千八百五十年以前の農業は、棉木の栽培を除けば、概ね小規模にして、交通機關不備の爲めに世界の市場に販路を有する農作物の栽培は、主として海岸地方若くは河湖、又は運河に瀕して行はれたるのみ。農業地の總價額の四分の三以上はオハイヲ河の東部乃至南部に於けるものゝ價額なり。而して農民の多くは、陋屋に住し、粗雜なる農具を使用し、其生産する所は、僅に自己生計の需要を充たすに過ぎず、此狀態は土地の價格を見て、容易に推知することを得べし。北太西洋地方に於ける農場にして、其市場に接近するものは、全國に於ける、總農場面積の一割八分八厘を占めたりしに、其價額は四割四分五厘に及べり。又此地方に於て、都會に接近せる農場は、地價も亦著しく高貴にして、コンヂクチカット州に在りては一英町に付三十弗五十一仙、マサチュセッツ州に在りては三十二弗五十仙なりしも、ヴァーモント州に於ては十五弗三十六仙、メーン州に於ては十二弗四仙なりき。而して北中央部地方に於ける、平均價格は十一弗九十九仙南太西洋地方は六弗十七仙、南中央部地方は六弗十八仙、西部地方は一弗八十六仙なりき。然るに今や交通機關は、東西南北に貫通して、全く昔日の光景を留めず、農業の中心は、漸次西方に移輸し、中央部及西部地方に於ける、耕地の增加甚だ著しきを見る。左に掲ぐる表は、千八百五十年より、千九百年に至る間、各地方に於ける農場の面積を比較し、各其百分率を示すものにして、農業西漸の跡之に照して、自ら明かなるを知らん

地方	一八五〇年	一八六〇年	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年
全合衆國	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
北太西洋部	一八・八	一五・〇	一五・四	一二・七	一〇・〇	七・八
南太西洋部	三一・八	二六・二	二二・一	一九・九	一六・一	一二・四

北中央部	二一・四	二六・五	三四・一	三八・一	四一・三	三七・七
南中央部	二六・四	二九・二	二四・四	二四・九	二五・一	三〇・六
西部	一・六	三・一	四・〇	四・九	七・六	一一・二
アラスカ及布哇						〇・三

合衆國に於ては、穀類及蔬菜類より、果實、棉麻類、甘蔗、其他各種の特用作物に至る迄、殆ど栽培せられざるものなし。中に就き穀類の如きは、最も重要なる地位を占め、作付地積及産額に於ても亦遙に他の作物を凌駕せり。

穀類

合衆國に於て、栽培せらるる穀類八種あり。今其作付面積の最も多きものより、漸次少きものに及ぼせば左の順序となるべし。

玉蜀黍、小麥、燕麥、大麥、「ライ」麥、蕎麥、米、「カフアー」黍（「カフアー」黍は亞非利加の原産に係り「カフアー」種族の棲息地なり。其初めて亞米利加に輸入せられたるは、廣くれたるは、五十年前にして、現今に於ては、玉蜀黍に代用せらるゝに至れり）

千八百九十九年、同國に於ける、農場の既墾面積は、四億千四百七十九萬三千百九十一英町にして、其内各種作物の作付に供せられたるは、二億八千九百八十二萬千百四十九英町なり。而して穀類の耕作に供せられたる面積は、一億八千四百九十九萬四千五百八十八英町にして、實に全既墾地の四億分六厘、全作付面積の六割三分八厘を占む。又同年に對する總作物の價額は、二十九億千十三萬八千六百六十三弗にして、内十四億八千四百二十三萬千三十八弗即五割一分は穀作物の價額なりとす。而して穀類の一英町の平均生産高は八弗二仙にして、總作物の平均生産高は十弗四仙なり。故に穀類の生産高は、總作物に比し

其五分の四とす。全國中一英町に對する穀物生産高の最も多きは、北太西洋地方にして最も少きは、南太西洋地方なりとす。又全國穀作物の約四分の三を生産する北中央部地方に於ては、一英町の平均生産高は、八弗十八仙にして、殆ど全國の平均に均し。同部地方は、既墾地積二億二千二百三十一萬四千九十九英町中、各種作物の作付面積は、一億六千三百萬五百六十一英町にして、穀物の作付は、一億千九百三十二萬四千八百九十八英町、即ち總既墾地の五割三分七厘、總作付面積の七割三分二厘を占む。又此地方に於ける、總作物の産額は、十三億七千三百二萬千九百六十六弗にして、内九億七千六百十萬二千四百八十七弗即ち其七割一分一厘は、穀類の産額なり。北中央部地方に次ぐものは、南中央部地方にして、其總既墾地面積は八千萬七千八百六十七英町中、總作付面積は、五千六百二十三萬三千百四十三英町、穀類の作付面積は、全既墾地の三割九分四厘總作付面積の五割六分一厘に當れり。産額は全作物六億千七百八十二萬二千八百三十三弗にして、内二億二千四百三十一萬八千五百七十一弗、即ち總作物の三割六分三厘は、穀類の産額なり。又穀物の作付に於て第三位にあるは南太西洋地に方して、既墾地面積は、四千六百十萬二百二十六英町、作付面積は二千九百十九萬四千六百六十一英町中、穀類の作付面積は、千六百九十六萬四千六百六十二英町、即ち總既墾地面積の三割六分八厘、總作付面積の五割八分一厘を占む。又總作物の産額は、三億三千三十七萬九百二十六弗にして、其内一億千百六萬八千四百三十六弗、即ち三割三分六厘は、穀類の生産額なり。次は北太西洋地方にして、總既墾地の面積は、三千八百九十二萬六百十一英町、作付面積二千四百六十八萬三千三百六十五英町の内、穀類の作付面積は、四百九十五萬七千四百五十二英町にして、全既墾地の二割三分、總作付面積の三萬六分三厘を占む。又農産物の總産額は、三億七千四百九十五萬五千六十九弗中、穀類の産額は九千九百七十五萬五千六百三十九弗、即ち其二割六分六厘に當れり。西部地方の如きは、最も下位に在りて、既墾地積は二千七百十五萬五千六百八十一英町、總作付面積は千六百

六十二萬二千八百六十一英町の内、穀類の作付八百二十一萬四千七百七十九英町、即ち全既墾地の三割三厘、總作付面積の四割九分四厘を占め、産額の如きは、全作物一億九千二百六十六萬八千八百四十四弗内、七千百三十五萬七千九百十六町、即ち其三割七分は、穀類に屬せり。

左表は各種穀類の作付面積、生産量及價額を示すものなり。但し千八百九十九年の調査に係る。

穀種	作付面積	生産量	價額	百分比例 作付面積	百分比例 生産量	百分比例 價額
大麥	四、四七〇、一九六 英町	一一、九六三、四八七 ブッシェル	四一、六三一、七六二 弗	二・四	二・七	二・八
蕎麥	八〇七、〇六〇	一一、三三三、五一五	五、七四七、八五三	〇・四	〇・三	〇・四
玉蜀黍	九四、九一六、九一一	一、六六六、四四〇、二七九	八二八、二五八、三二六	五一・三	六〇・一	五五・八
「カファー」黍	二六六、五一三	五、一六九、一一三	一、三六七、〇四〇	〇・二	〇・一	〇・一
燕麥	二九、五三九、六九八	九四三、三八九、三七五	二一七、〇九八、五八四	一六・〇	二一・三	一四・六
米	三五一、三四四	四、七二八、七一〇	七、八九一、六一三	〇・二	〇・一	〇・六
「ライ」麥	二〇五四、二九二	二五、五六八、六二五	一二、二九〇、五四〇	一・〇	〇・六	〇・八
小麥	五二、五八八、五七四	六五八、五三四、二五三	三六九、九四五、三二〇	二八・四	一四・八	二四・九
計	一八四、九九四、五八八	四、四三四、六九八、七四六	一、四八四、二三一、〇三八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

此表に由れば、穀類中最も重要なる地位を占むるものは、玉蜀黍にして穀類作付面積の五割一分三厘、穀類生産量の六割一厘、價額の五割五分八厘に當り、小麥は第二位を占めて、作付面積二割八分四厘、生産量一割四分八厘、價額二割四分九厘の比例を示す。又第三位に列する燕麥は作付面積の二割六分、生産量二割一分三厘、價額一割四分六厘に當れり。而して此他の五種は、右三種に比すれば、其少量なる殆ど論ずるに足らざるなり。

更に各種穀作物に對する、一農場の平均作付面積并に其生産價額且つ一英町の生産量及一「ブッシェル」の價額は、左表(千八百九十九年)を見て明かなり。

穀種	一農場平均作付面積	一農場平均生産價額	一英町生産量	一「ブッシェル」の價格
大麥	一六・四 英町	一五三 弗	二六・八 ブッシェル	〇・三五 英町
蕎麥	三・九	二七	一三・九	〇・五一
玉蜀黍	二〇・二	一七六	二八・一	〇・三一
「カファー」黍	一三・五	六九	一九・四	〇・二六
燕麥	一四・〇	一〇三	三一・九	〇・二三
米	七・三	一六四	一三・五	一・六七
「ライ」麥	七・〇	四二	一二・四	〇・四八
小麥	二五・六	一八〇	一二・五	〇・五六

逐年穀作の著しく進歩せる事實は、統計に徴して明白なり。即ち千八百九十九年には全國に於て四十四億三千四百六十九萬八千七百四十六「ブッシェル」を産せるも、千八百八十九年には、三十五億二千九十六萬八十六「ブッシェル」、千八百五十九年には、二十六億九千九百四十一萬五千七百五十二「ブッシェル」、千八百六十九年には、十三億八千八百五十二萬六千四百三「ブッシェル」、千八百五十九年には、十二億四千二百十五萬九千三百九十八「ブッシェル」、千八百四十九年には、八億七千百四萬二千五百二十四「ブッシェル」を産せしに過ぎざりき。故に千八百九十九年に於ける、産額の增加は、千八百八十九年に比すれば、二割六分、千八百七十九年に比すれば、六割四分三厘、千八百六十九年に比すれば、二十一割九分四厘、千八百五十九年に比すれば

二十五割七分、千八百四十九年に比すれば、四十割九分一厘に當れり。

全國中、穀類の産額に於て、其第一位にある州は、イリノイズにして、千八百九十九年に於て、六億十萬七千三百七十八「ブッシエル」を産せり。之に次ぐはアイオワ州にして、同年の産額五億九千三百九十七萬八千三百五十八「ブッシエル」に上れり。次はカンサス州にして、二億九千八百五十四萬六千二百五十四「ブッシエル」にして、第四位に來るべきものをネブラスカ州とし其産額は、二億九千七百八十六萬五千三百六十六「ブッシエル」に及べり。以下ミゾーリー、インデヤナ、オハイオ、ミンネソータ、ウヰスコンシン、テキサス、ペンシルヴァニヤ、ミシガン及南ダコタの諸州は、孰れも一億萬ブッシエル以上の穀類を産せり。

牧草

牧草は合衆國の農産物中、亦重要なる地位を占め、全既墾地の一割四分九厘は、之が生産に利用せらる。中に就き、最も盛なるは、北太西洋地方にして、牧草地の面積は、全既墾地の三割三分二厘を占め、最も下位にあるものは、南太西洋地方にして、牧草地は僅に全既墾地の四分四厘を占むるのみ。北太西洋地方に於てニュー、ハムプシヤイヤ州は、全作付面積の八割三分一厘を、牧草の生産に充て、ヴァーモント州は八割七分、マサチュセッツ州は七割七分、メーン州は七割六分五厘、コンネクチカット州は七割五分四厘、又ロードアイランド州は七割八厘を利用せり。是等六州に於ける、牧草の作付面積は、四百五萬二十五英町なるも、穀類の作付面積は、僅に五十萬五千三百二十七英町に過ぎず、西部地方に於ては、主に牧畜を營み、耕作に重きを置かざるを以て、既墾地の大部分は、之を牧草の生産に供せり。而して牧草作付の全作物に對する割合は、四割二分四厘、其中ネヾヴダ州は最も多くして、八割八分九厘、ワイオミングは之に次ぎて、八割七分四厘、アリゾナは六割一分四厘なりとす。又南部諸州は、凡て牧草の栽培稀に南太西洋地方は、全作物の七分四厘、南中央部は、六分九厘に過ぎず。

牧草一英町の平均産額は七弗八十五仙なり。然るに總作物の平均産額は、十弗四仙、穀類の平均産額は、八弗二仙なるが故に、牧草は全作物の七割八分二厘を占め、穀類の九割七分九厘に當れるなり。

左表は、千八百九十九年、全國に於ける、牧草の作付面積及生産額を各種穀類に比較せるものなり。

種目	作付面積	生産額
牧草	六一、六九一、一六六 英町	四八四、二五六、八四六 弗
穀類		
總	一八四、九九四、五八八	一、四八四、二三一、〇三八
玉蜀黍	九四、九一六、九一一	八二八、二五八、三二六
小麥	五二、五八八、五七四	三六九、九四五、三二〇
燕麥	二九、五三九、六九八	二一七、〇九八、五八四
大麥	四、四七〇、一九六	四一、六三一、七六二
「ライ」麥	二、〇五四、二九二	一二、二九〇、九四〇
蕎麥	八〇七、〇六〇	五、七四七、八五三
「カフアー」黍	二六六、五一三	一、三六七、〇四〇
米	三五一、三四四	七、二九一、一六三

牧草としては、自然生禾本草「ミレット」、「グラス」、「ハンガリアン、グラス」、「アルファルファ」(一名リューサーン)、首蓿栽培禾本草、青苜蓿穀作物及玉蜀黍稈等を含む。栽培禾本草の主なるものは、「テヤモシー」にして、「レッド、トップ」、「オーチャード、グラス」、「ブルー、グラス」、「ジョンソン、グラス」、「グラブ、グラス」等も亦栽培せり。而して牧草の生産に對して、利用せらるる全地積の半以上、即ち三千百三十萬千六百八十九英町は、栽培禾本草の作付に係り、此内二千七百九十萬四千六百十英町は北太西洋地方及北中央部地方に在り。而して各州中、紐育州にては

栽培禾本草の産額に於て、遙に他州を凌駕し、五百八萬二千三百二十二噸(作付面積四百七十五萬八千五百二十三英町)に達し、アイオワ州之に次ぎて、三百八十三萬三千百三十三噸(作付面積二百八十三萬八千九十五英町)を産出せり。又自然禾本草に對して、利用せらるる面積は、全牧草地の約四分の一にして、其五分の四は、北中央部に在り。而して産額の最も多き州は、ミンネソータにして、二百八十四萬二千二百三十四噸(作付面積二百十九萬六千六百二十三英町)を産し、ネブラスカ州は、作付面積二百二十四萬八千九百二十七英町に對し、二百四十一萬六千四百六十八噸を出せり。又カンサス及南ダコタは、孰れも二百萬噸以上アイオワ及北ダコタは、共に百五十萬噸以上を産せり。而して一英町の平均産額に於て、最も多きは南太西洋地方にして一噸二分、次は西部地方にして、平均一噸を産せり。「ミレッド、グラス」及「ハンガリヤン、グラス」の栽培せらるるは、主に南北中央部にして、千八百九十九年、全國に於ける作付面積は、百七十四萬三千八百八十七英町、産額二百八十五萬九百五十九噸にして、一英町に對する平均産額は、最少一噸二分、最多一噸七分なり。「アルファルファ」一名「リューサーン」は、多年生荳科草にして、近年盛に栽培せらる。合衆國東部に於ては、概ね之を「リューサーン」と稱し、他の地方にては「アルファルファ」と呼べり。其初めて合衆國に輸入したるは、千八百二十年の頃なりしかども、其普く栽培せらるるに至りしは近年の事に屬せり。此牧草は、特に潤流地に適し、太平洋沿岸及ロッキー山に於ける、半ば濕潤の地に於ては、他の牧草を栽培せずして、殆ど「アルファルファ」に限れり。「アルファルファ」の作付に於ては、コロラド州第一位を占め、四十五萬五千二百三十七英町、産額百十萬七千四百七十一噸にして、カリフォルニヤ之に次ぎ、面積二十九萬八千八百九十八英町、産額八十三萬八千七百三十噸を産せり。而して一英町の平均産額は遙に他の牧草に優り、全國の平均一英町に付二噸五分なれども、西部は二噸六分を以て最上位を占め、南太西洋地方は一噸五分にして、乃ち最下位に在り。苜蓿は、赤、白、紅及「アルサイキ」等の別ありて、内赤苜蓿は、主に東部諸州に最も多し。全國に於ける苜蓿の作付面積は、四百十萬三千九百六十八英町にして、「アルファルファ」の二倍なるも、其産額は五百十六萬七千百八十八噸にして、「アルファルファ」に劣れり。且つ最も多く苜蓿を栽培する地方は、北中央部地方にして全國産額の四分の三を出づ。而して一英町の平均産額は、西部に於て最も多く一噸五分(最多は二噸一分に及ぶ)に達するも、南部諸州にては、僅に一噸を産するのみ。青刈穀作物中、之を乾草とするものは、カリフォルニヤを最とし、作付面積は、百五十萬六千三百六十英町、此産額百七十一萬四千六百九十二噸に及び、遙に他州の右に在り。而して一英町の平均産額は、北太平洋地方に於ては、一噸六分、北中央部に於ては一噸五分西部に於ては一噸二分、又南太西洋地方に於ては一噸一分なり。又青刈の儘、家畜に給するものは、玉蜀黍、「カファー」黍等にして、其生産は、カンサスを主とし、百四萬千四百四十七英町、二百七十二萬八千三百二十一噸を報ぜり。而して一英町に對する平均産額は、北太西洋地方に於ては五噸一分、南太西洋地方に於ては一噸七分なり。又玉蜀黍收穫の副産物たる葉稈は、之を家畜の飼料に供す。而して全國に於ける作付面積は、六百九十五萬六千四百二十六英町、産額四百七十五萬九千三百五十三噸に及ぶ。南部諸州に於ては玉蜀黍の成熟すると同時に、其葉片を採集し、之を乾燥して、一噸十五弗乃至二十弗に値する飼料を製す。

蔬菜

蔬菜の栽培面積は、全國を通ずるも、五百七十五萬三千百九十一英町に過ぎず。之を全作付面積に比すれば、僅に二分に當れりと雖も、一英町の平均生産額は、四十二弗九仙なるを以て、千八百九十九年には、二億四千二百十七萬百四十八弗の生産を爲し、之を全作物の産額二十九億千十三萬八千六百六十三弗に比すれば、其八分三厘に當れり。蔬菜の中最も重要なるは、馬鈴薯にして、其作付面積は、二百九十三萬八千九百五十二英町、即ち全蔬菜作付面積の五割一分一厘に當り、又其産額は、九千八百三十八萬七千六百十四弗にして全蔬菜産額の四割六厘を占む。

千八百九十九年、十七萬五千英町以上の蔬菜園を有せし州は、十二州にして、茲に此等各州に於ける蔬菜作付面積を列擧すれば、ニューヨーク州五十四萬二千八十八萬町、ミシガン州四十一萬二千六百五英町、ペンシルヴァニヤ州三十一萬四百三十六英町、ウヰスコンシン州二十九萬六千五百五十八英町、オハイオ州二十七萬四千七百三十二英町、アイオワ州二十六萬一千七百六十九英町、イリノイズ州二十五萬六千二百十三英町、ミゾーリー州二十一萬九千九百九十五英町、ヴァージニヤ州十九萬七百四英町、インデヤナ州十八萬三千六百六十八英町、テキサス州十七萬七千四百五英町、ミンネソータ州十七萬七千百三十英町なり。

馬鈴薯

千八百九十九年、馬鈴薯を作付せし農場は、二百八十三萬六千百九十六にして、其面積二百九十三萬八千九百五十二英町、産額二億七千三百三十二萬八千二百七「ブッシエル」此價格九千八百三十八萬七千六百十四弗にして、一英町の平均産額は、三十三弗四十八仙なり。今之を全作物に比すれば、三倍以上の收入あり。千八百九十九年全國に於ける、馬鈴薯の生産量は、一英町に付九十三「ブッシエル」にして、豐作なりしも、同年の平均は八十三「ブッシエル」六なりき。而して馬鈴薯の市價は、年々其變動甚だしく、其運搬に不便なる爲め輸出額は甚だ多からず。大抵一英町の平均生産量、最も多きは西部諸州にして、百二十一「ブッシエル」八に及ぶも、南中央部地方は、最も少くして、漸く六十四「ブッシエル」八を産するのみ。ネヴァダ州は一英町實に百六十一「ブッシエル」六を産し、生産量に於ては、遙に他州の右に在り、これ疑もなく、培養の宜しきを致せるに基せずんばあらず。

其他蔬菜

馬鈴薯の外、甘藷、玉蜀黍、キャッサヴァ、チコリー、其他一切の蔬菜を、栽培すれども、之を他の作物に比すれば、面積は勿論、生産價額に於ても、亦甚だ多からず。然れども蔬菜罐詰業の如き、將た蔬菜運搬の方法の如き、蔬菜栽培の技術と共に、近年著しく進歩せり。

棉木

合衆國に於て、初めて棉木を栽培せしは、千七百二十一年にして、千八百年の頃迄は、主としてヴァージニヤ州に限られたり。其後英國に於て紡績機械の發明ありしは、合衆國に於ける、棉木の栽培に刺戟を與へ、南部諸州に於ては、大に之が耕作を營みし結果、千八百九十九年には、世界に於ける、供給の約八割を生産するに至れり。而して合衆國に於て、棉木の栽培せらるる地方は、北緯三十七度以南の地にして、最も重要なる州は、テキサス、ジョージヤ、アラバマ、ミシシッピー、南カロライナ、アーカンサス、ルイジアナ、北カロライナ、テンネッシー及フロリダの十州にして、千八百九十九年全國作付の面積は、二千四百二十七萬五千百一英町此生産高四十七億千七百十七萬二千四百四十六英斤にして、一英町百九十四英斤三の割合なりき。然るに十年以前に至りては、作付面積二千十七萬五千七百七十英町、生産高三十五億六千四百三十八萬七千七百四十七英斤、即ち一英町に付、平均百七十六英斤七なりしを以て、此間に增加せし作付面積は、二割三厘にして、生産力の增加は三割二分三厘、而して一英町の平均量は三分八厘の增加を來せり。千八百九十年より千九百年に至る間、十州の人口は、二割二分七厘の增加をなせり。今之を棉木に比すれば、其割合作付面積の增加に優れりと雖も、遙に生産額の下位に在り。

大麻

大麻の作付は、千八百九十九年に於て、一萬六千四十二英町あり、纖維の生産額は千百七十五萬六百三十英斤、此價額五十四萬六千三百三十八弗なり。而して大麻を最も多く産する州は、ケンタッキー、イリノイズ、ヂブラスカ及カリフォルニヤ等なり。

亞麻

亞麻は、其種子の爲めに栽培せらるると、纖維を目的として、栽培せらるるとの別あり。種子の爲めに栽培せる面積は、全國に於て二百十一萬五百十七英町、生産高千九百九十七萬九千四百九十二「ブッシェル」此價額千九百六十二萬四千九百一弗にして、又其纖維を目的として栽培せらるるものは、今日に於ては、殆どこれ無しと謂ふも敢て過言にあらず。故に其數量に就きては、統計の據るべきものなし。

製糖用作物

砂糖製造の目的を以て、栽培せらるる作物を甘蔗、甜菜及芋蔗とす。此等を栽培せんが爲めに、利用せらるる土地は、千八百九十九年に於て、八十五萬五千九百九十五英町、即ち全農耕地面積の千分の二に過ぎず。其内甘蔗の作付に供せられたるもの、四十五萬二千六百七十三英町、芋蔗の作付二十九萬三千百五十二英町、甜菜の作付十一萬百七十英町とす。而して同年の生産額は、五千百三十六萬六千六百八十五弗にして、此内には、メープル糖及糖密の産額をも、含有すれども、其價額寧ろ甚だ少く、一英町の平均産額は、五十六弗九十三仙なりとす。又甘蔗を産する重なる州は、ルイジアナ及テキサスにして、芋蔗はカンサス、甜菜はカリフォルニヤ、ネブラスカ及ユータの諸州より重に産出せり。

煙草

煙草の栽培は、合衆國に於て、近來著しく進歩し、白布を以て天幕を作り、之を以て全煙草圃を覆ひ、虫害を避くるが如き、集約的にして、同時に又大仕掛なる栽培法を行へり。而して煙草の栽培に充てられたる地積は、千九百三年に於て百三萬七千七百三十五英町、産額八億一千五百九十七萬二千四百二十五英斤、其價額五千五百五十一萬四千六千二十七弗なり。又其作付を以て、有名なる諸州は、第一ケンタッキーにして三十三萬八千三百四英町、産額二億六千七百二十六萬百六十英斤、第二は北カロライナにして、二十七萬四千八百七十八英町、一億三千四百七十二萬八千五百六英斤、第三はヴァージニヤにして、十六萬二千三百四萬六千二百英斤、第四はウィスコンシンにして、五萬一千八百十二英町、六千九百九十五英斤、第五はオハイオにして、六萬四百三十一英町、五千百六萬四千百九十五英斤なり。而して之に次ぐものはテンネッシー、南カロライナ、ペンシルヴァニヤ、コンネクチカット、マーリーランド及ニューヨークの諸州にして、一英町の平均産額は千八百九十九年の統計に依るに、全國を通じて、七百八十八英斤なり。而して之を各地方に區別するときは、北中央部は千二十二英斤、南中央部は七百九十一英斤、南太西洋地方は六百四十五英斤、西部地方は五百八十九英斤なり。而して煙草の海外に向て、最も輸出せらるるは、英國を第一とし、獨逸、佛蘭西、伊太利等之に次ぐものとす。左に掲ぐるものは、千八百九十四年より千八百九十八年に至る間、一箇年平均の輸出葉煙草の量額を示すものなり。

國別	數量（英斤）	百分比例	價額（弗）	百分比例
英吉利	八一、六九八、〇八六	二九・二一	八、一八一、〇五〇	三四・四四
獨逸	五三、九四八、九七九	一九・二九	四、〇六二、九〇〇	一七・一一
佛蘭西	三〇、五五三、五六五	一〇・九二	二、四一九、五九五	一〇・一九
伊太利	二六、四三〇、一六六	九・四五	二、四九五、九七四	一〇・五一
白耳義	二一、二七八、〇八五	七・六一	一、九六〇、九五八	八・二六
西班牙	二〇、七七〇、四五七	七・四三	一、〇三三、一九二	四・三五
和蘭	一九、四〇四、一七九	六・九四	一、一五四、〇四〇	四・八六
加奈陀	一一、二三三、一八九	四・〇二	一、〇九三、六三九	四・六〇
英領濠洲	一、八四六、八三〇	〇・六六	二七〇、八五七	一・一四

亞非利加	一、七五七、八四六	〇・六三	一五八、〇五四	〇・六七	
墨西哥	一、七五四、一八一	〇・六三	一三五、二九五	〇・五七	
ジブラルタル	一、三五一、九〇九	〇・四八	九一、二九六	〇・三八	
英領印度	一、三五〇、三五五	〇・四八	一二三、二一七		
ヘイチ	九〇七、七八五	〇・三二	一〇二、一六八	〇・四三	
日本	七八六、九一三	〇・二八	五四、六五四	〇・二三	
端典	七二一、四三八	〇・二六	六九、八〇二	〇・二九	
諸威	七二一、四三八	〇・二六	六九、八〇二	〇・二九	
カナリー島	五九九、〇五四	〇・二一	五一、二七八	〇・二二	
英領ギニア	五八〇、一九五	〇・二一	四四、三〇一	〇・一九	
佛領西印度	四七八、五五八	〇・一七	三八、五三〇	〇・一六	
丁抹	一七六、四〇七	〇・〇六	一六、八〇五	〇・〇七	
埃地	一二〇、七七八	〇・〇四	一〇、三〇五	〇・〇四	
利匈牙利	一〇四、七五一	〇・〇四	六、三八六	〇・〇三	
亞爾然丁	七五、四二六	〇・〇三	五、五七〇	〇・〇二	
支那	三八、二一四	〇・〇一	四、三九三	〇・〇二	
伯剌西爾	一、七〇七、七三〇	〇・六二	一六、七六三	〇・七〇	
其他諸國					
計	二七九、六七五、〇七六	一〇〇・〇〇	二三、七五一、〇二六	一〇〇・〇〇	

其他作物

此他蹋豆、大豆、落花生、「カストル」豆、莽草、蔕用黍の如きは、共に栽培せられて、其結果宜しきも、全國の産額より見れば、何れも、重要ならず。杞柳は「ニューヨーク」、「ケンタッキー」、「マーリーランド」、「インデアナ」、「オハイオ」、「ペンシルヴァニヤ」及「ウヰスコンシン」の諸州に多く栽培せらる。之を作付せる農圃は、千八百九十九年に於て、全國は百六十四ありて、其面積は合計五百廿一英町あり、而て同年の産額は、三萬六千五百廿三弗、即一英町平均七十弗十仙に當れり。米國に於ける杞柳の栽培は我邦より柳行李を輸出する將來に關係あり、注意を要す。

果實

果實は苹果、桃、梨、梅、李、櫻桃、葡萄、柑橘類、柿、鳳梨、芭蕉實、橄欖、咖啡、胡桃類、苺類及「スグリ」類等、良質の者を産す。千八百九十九年の統計に依れば全國の産額は、一億三千百四十二萬三千五百十七弗、其内二千八百二十八萬百四弗、即ち二割一分五厘は「カリフォルニヤ」に於て之を産し、一千五百八十四萬四千三百四十六弗、即ち一割二分一厘は「ニューヨーク」に、九百八十八萬四千八百九弗、即ち七分五厘は「ペンシルヴァニヤ」に、千八百九十萬一千二百二十弗、即ち六分八厘は「オハイオ」に、五百八十五萬九千三百六十二弗、即ち四分五厘は「ミシガン」に産せり。而して此等五州の産額を合すれば、即ち六千八百七十六萬九千八百四十一弗に達し、全國に於ける産額の五割二分三厘に當れり。此他「ミッゾーリー」は四百三十萬九千八百十三弗、「イリノイズ」は五百四十五萬五千二百十三弗、「インデアナ」は四百六十三萬百六十九弗を産し、前記五州に次ぎ、全國に於て重要なる果實生産地方と謂ふべし。更に果實の種類を別ち、各種に對する、各州の産額を示せば、左表の如し(千八百九十九年の統計)。

州名	合計	漿果類	葡萄類	小果類	亞熱帶産果實類	百分比例
カリフォルニヤ	二八、二八〇、一〇四弗	一四、五二六、七八六弗	五、六二二、八二五弗	九一一、四一一弗	七、二一九、〇八二弗	二一・五
ニューヨーク	一五、八四四、三四六	一〇、五四二、二七二	二、七六三、七一一	二、五三八、三六三	—	一二・一

ペンシルヴァニヤ	九、八八四、八〇九	七、九七六、四六四	六三九、五一八	一、二六八、八二七	—	七・五	
オハイオ	八、九〇一、二二〇	六、一四一、一一八	九九二、七四五	一、七六七、三五七	—	六・八	
ミシガン	五、八五九、三六二	三、六七五、八四五	五〇三、二六八	一、六八〇、二四九	—	四・五	
イリノイズ	五、四五五、二一三	三、七七八、八一一	三八三、一六九	一、二九三、二三三	—	四・一	
インディアナ	四、六三〇、一六九	三、一六六、三三八	三五〇、三〇四	一、一一三、五二七	—	三・五	
ミッゾーリー	四、三〇九、八一三	二、九四四、一七五	三一四、八〇七	一、一五〇、八一一	—	三・三	
ニュー、ジャーシー	四、〇八二、七八八	二、五九四、九八一	八一、七五八	一、四〇六、〇四九	二〇	三・三	
ヴァージニヤ	三、五一五、四七五	二、六六二、四八三	八七、七三七	七六五、〇九七	一五八	二・七	
アイオワ	二、八九四、五七四	一、八四九、七六七	一六六、三六〇	八七八、四四七	—	二・二	
マサチュセッツ	二、七〇〇、二六七	一、一七〇、八六八	三五、六八五	一、四九三、七一四	—	二・一	
ケンタッキー	二、四九一、四五七	一、九四三、六四五	一一二、三五〇	四三五、四六二	—	一・九	
マーリーランド	二、四九〇、三八五	一、二六六、〇四七	四三、二八二	一、一八一、〇五四	二	一・九	
カンサス	二、四三一、七七三	一、七二八、六五九	二九六、六四九	四〇六、四六四	—	一・八	
西ヴァージニヤ	二、三五五、七七四	二、一五五、五〇九	五〇、八七四	一四九、三九一	—	一・八	
テンネッシー	二、一九三、三一八	一、四七九、九一五	二一〇、一九九	五九三、〇九二	一一二	一・七	
北カロライナ	二、〇六七、二八五	一、二六九、六一四	一九七、二六二	五九九、九六三	四四六	一・六	
アーカンサス	一、九六一、六二五	一、二五二、二〇三	一〇四、八〇三	六〇四、三二三	二九六	一・五	
テキサス	一、七八九、四五四	一、三四五、四二三	一二六、三五五	三〇四、六八〇	一二、九九六	一・四	
ヲレゴン	一、四五五、二〇一	九一六、〇一五	一六二、五四三	三八六、六三二	一一	一・一	
フロリダ	一、三八四、七八七	一九二、八九三	五六、四二〇	一八九、八六七	九四五、六〇七	一・一	
ウォシントン	一、三五三、三七五	九九九、四八七	二七、二四二	三二六、六四六	—	一・〇	

コンネクチカット	一、三三二、八四四	一、〇一一、三五九	四三、一一二	二七八、三七三	—	一・〇	
ウヰスコンシン	一、一七七、六八三	二六七、三九一	一五、一七三	八三五、一一九	—	〇・八	
メーン	九九八、八九七	八三三、六三四	七、五八四	一五七、六七九	—	〇・八	
チブラスカ	八五七、六一七	六八四、七五一	七四、七〇七	九八、一五九	—	〇・六	
ニュー、ハムプシャイヤ	八三九、〇二一	七〇七、七二九	一四、四六二	一一六、八三〇	—	〇・六	
ジヤージー	七五九、九七七	四九七、八四七	一七〇、六〇三	九〇、七八五	七四二	〇・六	
デラウエーア	七五六、四四九	二、六三、一二七	三一、七〇一	四六一、六二一	—	〇・六	
コロラド	六八九、六七八	三七八、一一九	一七、一七四	二九四、三八五	—	〇・五	
ミシシッピー	六二一、六三〇	四四〇、一一八	三九、二七七	一四一、〇〇九	一、二二六	〇・五	
アラバマ	六二一、五四五	四七六、五七四	八四、八六一	五四、〇九七	六、〇一三	〇・五	
ヴァーモント	五四二、五八五	四五〇、四二九	七、〇三五	八五、一二一	—	〇・四	
アイダホ	四六六、〇六〇	三六五、二二四	五、七二一	九五、一一五	—	〇・四	
ミンネソータ	四六四、二一二	一〇九、〇五〇	一五、五九三	三三九、五六九	—	〇・四	
ヲクラホマ	四三八、〇〇九	二四五、九九〇	一二八、五〇〇	六三、五一九	—	〇・三	
南カロライナ	四一六、一三三	二七二、七九四	八二、七〇六	五九、四八六	一、一四七	〇・三	
ルイジアナ	四一二、九三三	二二五、四七六	五、九二七	一七二、八〇三	八、七二七	〇・三	
ユータ	四〇八、五一三	二六三、〇九八	二七、七三六	一一七、四八九	一九〇	〇・三	
布哇	三二四、七二七	八七九	七〇三	一、一二〇	三二二、〇二五	〇・二	
ニュー、メキシコ	二三六、八一七	一九七、三三一	三三、七一七	五、七六八	一	〇・二	
ロード、アイランド	二一一、五九九	一五五、五七一	四、七三六	五一、二九二	—	〇・二	
インデヤアン、テルリトリー	一七一、六八二	一三六、五九八	六、三八〇	二八、七〇四	—	〇・一	

アリゾナ	一六四、五三三	九六、七六四	二四、七七九	一二、二六五	三〇、七二五		〇・一	
モンタナ	一三九、四七八	五九、四一四	一七三	七九、八九一	—		—	
南ダコタ	四八、三五五	二九、五六八	二、一五八	一六、六二九	—		*	
ネヴァダ	二五、三九八	一〇、四三三	五、八五六	八、七八六	三二三		*	
コロムビヤ「デストリクト」	九、一八〇	七七三	五三九	七、八五五	一三		*	
北ダコタ	八、九五四	一、〇六一	一〇八	七、七八五	—		*	
ワイヨミング	六、四三四	一、四二〇	五〇	四、九六四	—		*	
總計	一三一、四二三、五一七	八三、七五一、八四〇	一四、〇九〇、九三七	二五、〇三〇、八七七	八、五四九、八六三		一〇〇・〇	

備考　漿果とは、苹果、桃、梅、李、櫻桃、梨、榅桲を指し、小果とは、苺及「スグリ」の類を云ひ、亞熱帶產果實とは、柑橘類、柿、無花果、鳳梨、蕉實、橄欖、咖啡等を云ふ。

表中の＊印は〇・一％以下なりとす。

第四章　米國の製茶及米作

世界の大農業國たる米國は、穀類の生產に於て、殊に驚くべき進歩を爲せり。而して獨り穀類に於けるのみならず、其の他各種作物の栽培に至りても、學理を應用し、改良を加へ、且つ世界各國より、良種良苗を輸入して、之れを試作せし結果、頗る見るべきものあり。中に就き我國民にして最も注目を要すべきものは、杞柳の栽培養蠶、製茶、及米作なりとす。杞柳の栽培は、我國柳行李の輸出に關係を有する事は前章中に記載せる如くなれども、今日に在りては米國に於ける栽培尙ほ未だ冷ねからずして、產額亦僅少なるが故に我國に何等の影響なきが如しと雖も、遠く將來を慮り、其前途に注意するは、想ふに必要の事項に屬す。又養蠶は、農務省に於て一室を設け、伊太利人を雇聘し、其試驗を爲しつつあるは本官が親しく目擊する所なり。桑苗は、農務省に於て之を輸入蕃殖し、人民の之を希望するものに頒てり。要するに勞働賃銀の高價なる米國に於ては養蠶の如き勞働に重きを置くべき事業を經營するは今日に於ては、收支償はずと雖も、將來益々研究を怠らず、且つ人口の增殖に伴ひ勞銀の低落するあらんか、或は一の產業となるやも固より測り知るべからず。況や內國の產業を保護せんが爲め、海關稅率を引上ぐるに至らば、遂には世界に於ける生絲生產上、有力なる競爭國となるも知るべからず。從て我國家經濟上少なからざる影響を蒙るべきものなるを以て、我當局者幷に斯業者は、常に米國に於ける養蠶試驗の成績に注意し、其如何に依りて之に應ずるの覺悟なかる可らず。

養蠶に比して、其成績稍々見るべきものは、製茶業にして、尙ほ、此れより更に成功せるものは米作なりとす。本官は先づ製茶の概況を述べ、次に米作に及ばんとす。

米國に於て始めて、茶樹の栽培を試みしは、今より五十年以前に屬せり。千八百四十八年博士ジュニアス、ス

ミス氏は、南カロライナ州グリンヴィルニ於て好成績を擧げたれども、何故にや其業は中絶し、千八百八十一年に至り、議會は始めて茶の試作に對し特に經費を支出することを議決し、政府は其試驗を爲したるも、技師の病氣と、其他の原因とは、此試驗をして失敗に終らしめたり、然るに今を距ること十三年前南カロライナ州サンマーヴィル村「バインハースト」農場に於て、政府の補助を受け、支那より種子を輸入して、着手せる試驗は、其結果見るべきものあり。試驗園は始め小規模なりしも、爾來漸次之を擴張して今日は六十英町の茶園を見るに至れり、而して同園種殖の茶樹にして、悉く發育を遂げたる曉に至ては、上等茶に、して少なくも一萬英斤を產出するに難からざるべしと謂ふ。勞動者は主に黑人を使役し、茶摘人の爲めには小學校の設あり、無月謝にて兒童を敎育せり。又南フレーザー茶園は、約二英町の面積を有し、四呎の間隙を隔てて茶樹を植ゑ、其種子は、支那の漢口附近に於て有名なる茶園より採れり。而して土地に施肥を惜まず、栽培に意を注ぎし結果、近來一英町に付六百英斤の收獲あるに至れり。又「ローズ」茶園にては、六呎の距離に茶樹を植ゑ、一英町の產額四百英斤を出し、生產高千二百英斤に及べり。若し樹間の距離をして倘ほ短縮せしめなば、更に夫れ以上の產額を得ること、容易なりと云ふ。又米人の調査に依れば、茶樹一本の一箇年に產出する平均量は日本に於ては一「オンス」以下、支那にては一乃至二「オンス」印度及錫倫にては三乃至五「オンス」を超えざるに、「ローズ」茶園の成績は、一樹平均優に五「オンス」を產すと謂ふ。是れ畢竟試驗的栽培に係るを以て、普通の栽培と、一樣に見る可らざるものありと雖も、要するに米國南部地方の茶樹栽培に適せるを見るに足れり。而して其生產費は一英斤に付二十七仙半にして、若し規模を大にすれば、之を十六仙に減ずるを得るの見込なりと云へり。左に示すは茶一英斤に對する、生產費の細別なりとす

作業の種類	實際の生產費	見込最低生產費
剪枝	三仙	二仙
施肥	三仙	二仙
耕耘	一仙半	一仙
摘葉	十四仙	八仙
製造	六仙	三仙
計	二十七仙半	十六仙

南カロライナ產の茶は、卸相場一英斤に付八十仙にして、小賣は一弗なるも、其賣行困難ならず。されば大規模の耕作を爲し、一英斤を廿五仙に販賣し得るに至らば、同品質のものを輸入するに比して利益あり。若し斯の如くすれば、一英町の平均產額は四百英斤として、其利益四十弗に上るべし。又南テキサス州に於ても、昨春約八十英町の試驗園を設け、茶樹の栽培に着手せり。想ふに製茶は將來米國に於て、有望なる產業ならずとせず。若し政府に於て海關稅率を左右し、以て製茶業を保護するに至らんか、我國の受くる損失は、生絲に就て述べたると殆ど同一なるべきなり。

合衆國に於ける米作の起原は、十七世紀の中葉に於て、ヴァージニヤ州に試作したるを以て始めとす。當時一「ブッシェル」の種子は、十六「ブッシェル」の收獲を見たりと云ふの外、何等の事實を、記錄に存するものなし。既にして、十九世紀の中葉に至り、マダガスカル島より種子を得て、南カロライナ州に試作したるより、漸次其栽培は、南部諸州に廣まり、遂に發達して今日の狀況を見るに至れり。合衆國の米作地方は、南太西洋及メキシコ灣に沿へる諸州に限れり。種子の輸入以來、最も產額の多かりしは、南カロライナ及ジョージヤの二州

にして、北カロライナ、フロリダ、アラバマ、ミシシッピー等の諸州は、遙に之に及ばず。近年に至りルイジアナ及テキサスの二州は顯著なる發達を爲し、其産額全國に於ける總産額の四分の三を占むるに至れり。今千九百年の「センサス」に依り、米國各州の作付反別産額及價額等を示せば左の如し。

州名	作付面積	産額	産額百分比例
ルイジアナ	二〇一、六八五 英斤	一七二、七三二、四三〇 英斤	六〇・九
南カロライナ	七七、六五七	四七、三六〇、一二八	一六・七
布哇	九、一三〇	四、〇四四、四八九 邦	*
ジョージヤ	二一、九九八	一、三六六、五二八	*
北カロライナ	三三、三七九	一、五六二、〇五一	一・八
テキサス	八、七一一	三三八、五六七	三・九
フロリダ	五、四一〇	二〇八、四七五	二・八
アラバマ	二、三二九	一二四、三八七	二・五
ミシシッピー	二〇九五	八七、三三二	〇・八
アーカンサス	二五	三〇、八九一	〇・三
ヴァージニヤ	二五	二八、五六四	〇・三
		八、六三〇	*
		二三五	*
		四、三七四	九四
計	三五一、三四四	二八三、七二二、六二七	七、八九一、六一三	一〇〇・〇

＊十分の一％以下

更に千八百五十年より十年目毎に、全國の産額を對照し、其消長を示せば、千八百五十年には二億千五百三十一萬三千四百九十七英斤なりしもの、千八百六十年には減じて一億八千七百十六萬七千三二十英斤となり、千八百七十年には更に一層減じて、七千三百六十三萬五千二十一英斤、千八百八十年には漸く增加の趨勢を示して、一億千十三萬千三百七十三英斤を産し、千八百九十年には一億二千八百五十九萬九百三十四英斤となりしも、未だ千八百五十年の産額を恢復するに至らざりしが、前既に述べしが如く、最近十年間に於ける、ルイジアナ及テキサス二州の米作は、著しく發展せし爲め、其産額は二億八千萬英斤を超ゆるに至れり。然れども全國の需用額は、遙に生産額に超過せるを以て、外國より輸入を仰ぐこと甚だ少しとせず。今千八百九十、四年より、千八百九十九年に至る、六箇年の統計を掲げて、輸入米の量價を示せば左の如し。

年次	米 量（英斤）	米 價（弗）	挽割米又は破碎米 量（英斤）	挽割米又は破碎米 價（弗）	合計 量（英斤）	合計 價（弗）
一八九四年	八六、八一〇、五三六	一、五四〇、九九二	五五、三五一、二八一	八三三、八四三	一四二、一六一、八二〇	二、三七四、八三五
一八九五年	一四一、三〇一、四一一	二、三五三、九七四	七八、二六二、九〇九	一、〇九一、五三八	二一九、五六四、三二〇	三、四四五、五一二
一八九六年	七八、一九〇、三七三	一、二七四、五七四	六八、五三四、二七三	九一一、〇〇五	一四六、七二四、六四六	二、一八五、五七九
一八九七年	一三三、九三九、九三〇	二、五五五、九六〇	六三、八七六、二〇四	九六一、二〇〇	一九七、八一六、一三四	三、五一七、一六〇
一八九八年	一二九、八一〇、六三〇	二、七九三、一一一	六〇、四七四、六八五	九五三、七二二	一九〇、二八五、三一五	三、七四六、八三三
一八九九年	一五三、八三七、〇二六	三、一五二、七七一	五〇、三四〇、二六七	七七七、三七八	二〇四、一七七、二九三	三、九三〇、一四九

合衆國に於ける米作の方法は、之を二種に別つことを得べし。一は南太西洋沿岸の諸州に於ける舊來の方法にして、他はメキシコ灣に沿へる平地に行はるる、晩近の發達に係れり。南太西洋地方にては、河沿の土地にして、滿潮に際しては、淡水氾濫して一二呎に及ぶ所に、堤防を築造して之を防ぎ、其土壤を乾燥して以て、之を水田とせり。堤防は河流に併行し、高さ十呎、厚さ底部に於て二十五呎なり、斯くして土壤の乾

燥するを待ち、更に小堤防を築き、土地を五乃至三十英町の區劃に分ち、之に溝渠を通じて、灌漑の用に供す。又各區劃には、堤防を横貫せる水門あり、内外口に扉を有し、灌漑を要するときは、外扉を開きて淡水を注入し、干潮に際しては、内扉を閉ぢて、水の流出を防ぐべく、又排水を要する場合には、干潮を待ちて、内外の両扉を開放す。播種の方法には二種あり。一は土壌を以て種子を覆ひ、他は播種の儘に放置するものとす。其第一の方法に依るときは、播種後直に灌漑して、種子の發芽を促し、而して後水を排去す。種子既に發芽して、葉端を地表に現はすや、再び之に灌漑し、數日を經て苗葉は、四吋より七吋に達す、此時再び水を排去して、地面を乾燥せしめ、「ハンド、ホー」若くは「ポース、ホー」を用ゐて、之を耕耘し、後十日を經て、第二の耕耘を爲す。苗の適宜に成長するや、更に灌漑及耕耘を爲すものあり。之に次ぎ雜草の發生を除去する爲め用水を湛ふること二週間に及ばしめ、而して再び之を排去し、地表を乾燥せしめて、之を耕耘す。爾後更に灌漑し、米の結實を待ちて排去し、手づから之を苅取るなり。其用水を排去するは、蓋し地表の乾涸不充分なるに於ては、機械を使用すること能はざればなり。

又播種の際、之に覆土せざる場合は、播種に先ちて、種子を粘土水に浸して之を乾燥せり。是種子に粘土を附着して其重量を增し、以て水面に浮漂せざらしめんが爲めなり。播種を終るや、直に水を引き、苗の四吋に伸び、二葉を有するに至るまで停水せしむ。若し此處彼處に苗の浮游するものあるを見るときは、一兩日間田水を排出して、浮漂苗の根付を待ち、再び灌漑す。其後の方法は前に同じ。

或農場にては、喞筒を備へて田水の排出を爲せり。此等は蒸汽力を用ゐ、而して一定の場所に据付あるものと、解辨中に備付け、自由に移動し得るものとの二種あり。其一所に定置さるるものは、一式の價格六千弗乃至一萬弗にして、一時間の排水量は、百萬瓦乃至百五十萬瓦なり。又移動に適するものは、解辨を併せ其價格二千弗乃至三千弗とす。

米國カリフォルニヤ州ロームの國

米國カリフォルニヤ州ロームの國

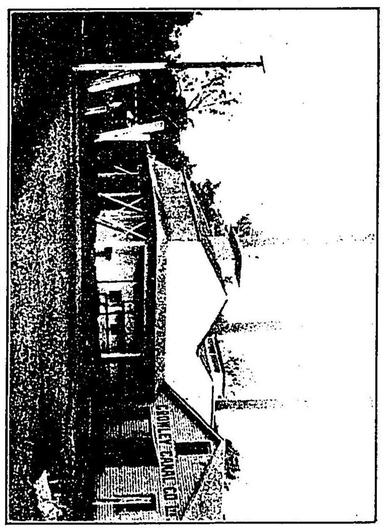

米國カリフォルニヤ州ロームの國灌漑用運河

米國カリフォルニヤ州ロームの國排水溝

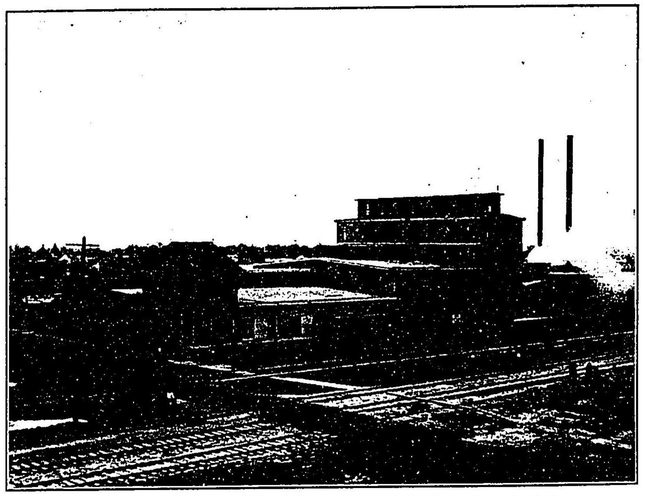

米國ルイジヤナ州クローレー村に於ける精米合社の圖

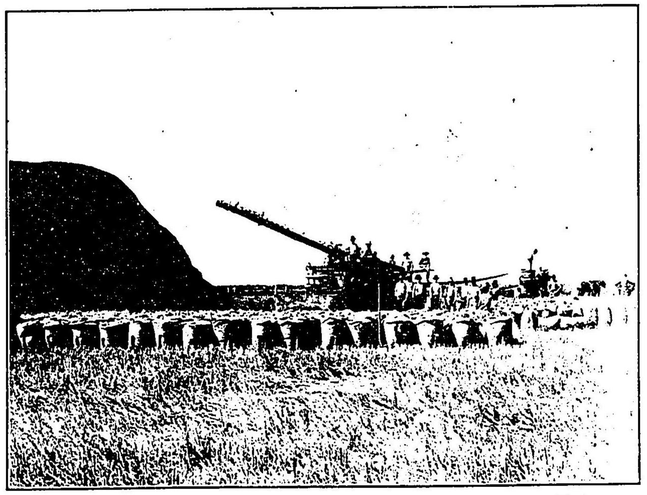

米國ルイジヤナ州クローレー村米田に於て脱穀器械運轉の圖

南太西洋沿海諸州に於ける米作の方法は以上に述べしが如く、其規模比較的小にして、農夫一人の擔當し得べき地積は、十英町を出でずと雖も、西南ルイジアナ及東南テキサスに於ては、運河及深井を堀鑿し揚水機械を備へ、其他の作業に於ても、皆機械力に據れるを以て、一人の擔當し得べき地積は、能く百英町に上れり。此方面に於ける米作適地は、メキシコ灣を距る、二十哩乃至九十哩にあり。平坦にして廣袤一萬二千方哩に及べり。而して土地の上層は、肥沃なる壤土にして、下層は執拗なる粘土なるを以て、最も米作に適する地質と謂ふべし。此地方に於ては、數年前迄は專ら陸稻を植ゑしも、千八百九十七年より、翌年に亘れる旱魃の爲め、收獲殆ど皆無なりしを以て、何れも灌漑の必要を感じ、給水事業の勃興を見るに至り、次て中央西部地方(主にアイヲワ州)より、農業に熟練せる移住民來り、テキサス及ルイジアナ二州に於ける、在來の農業方法を改良し、新式の農具機械を使用し、全く面目を一變し、以て今日あるに至れり。例へば耕耡には、「サルキー、プラウ」「ガング、プラウ」或は「デスク、プラウ」を用ゐ、馬又は大騾四頭をして之を牽かしめ、耕耡の後、土塊を碎き、地表を均らす爲めには、「デスク、ハロー」を用ゐ、次ぎに輾壓器を使用するあり。播種は條播器又は撒播器を用ゐ、收獲には自動收獲器を用ふ。自動收獲器は、一臺能く三十人の勞働者に相當す。又脱稃する爲めには、脱稃器あり。專ら蒸汽力を以て之を運轉し、一日の功程、殺千二百「ブッシェル」乃至千五百「ブッシェル」に及ぶ。

此地方に於ける米田の灌漑は、河湖若くば深井より揚水し、運河及溝渠を通じ、以て地表に灌水するにあり。運河は地上に二條の土堤を築き、以て其間を通ぜり。而して其幅は、二十呎乃至百呎あり。灌漑運河は千八百九十年、アカデヤ「パリシュ」に於て、小規模の經營を爲したるを始めとし、千八百九十四年に至り、其幅員四十呎、長さ十五哩のもの起り、次てクローレーに於て幅三十五呎、長さ八哩のもの築設せられ、此後續々各地に事業の勃興を見るに至れり。千八百九十九年ナップ氏の說く所に依れば、アカデヤ「パリシュ」には、運河

の數九ありて、總延長百十五哩に及び、アカデヤ、カルカシ、カメロン及ヴァーミリヲン「パリシ」にては、運河總て二十五、總延長四百哩、其外溝渠の延長八百哩に達し、延設費合せて百五十萬弗に及ぶと云ふ。運河の灌漑力は、一千英町乃至三萬英町にして、運河會社が農民より受くる灌漑料は、一英町に付粁三百二十四英斤なりとす。

揚水用の唧筒に二種あり。一は「ロータリー」式にして、他は「セントリフューガル」式なり。中に就き最も普通に使用せらるゝは後者なりとす。「ロータリー」式機關は、重量大なるを以て、之を据付くるに基礎の鞏固なるを要す、且つ機械の回轉は、比較的遲緩なるも「セントリフューガル」式は重量少なく、回轉頗る輕快にして、一分間に百乃至千八百回轉を爲す。而して其据付便利にして、機械單純、且つ價格低廉なるを以て、「セントリフューガル」式は、多く使用せらるるなり。

此地方に於ては、深井を堀鑿し、直徑二三吋乃至八呎の鐵管を貫通し、以て地下水の噴出を促し、之を水田の灌漑に充てり、而して地下水の供給充分なるが故に、二吋管は十英町、又六吋管は八十英町乃至九十英町を灌漑するに足る。各井の距離を、二三十呎とすれば、噴水量に影響することなし。又水の自然に地面に噴出せざるものと雖も、水準は地下二呎乃至九呎に達せり。四吋管の深井八箇を、上部を於て連結せるものに、五十馬力の十六吋唧筒を備付くれば、千英町の土地を灌漑するを得べし。

ナップ氏の說に依れば、二百英町の灌漑に要する給水機械は、全部の價格、千五百弗乃至二千五百弗を要すと。

本官は、南部の米作を視察せんが爲め、ルイジアナ州のクローレー村を訪へり。クローレー村は、米作の爲めに發達したる一村にして、南部諸州に於ける米作の中心と謂つべし。而も其發達は、輓近の事に屬し、十五六年前には、單に一牧場たりしに過ぎず。一望坦々唯樹林と草叢ありて、僅に瘦衰せる牛馬の三々伍々、此處彼處に散在し居るを見るのみにして、地價は一英町、二弗を以て購ひ得べく、時としては、五十仙、或は、二十五仙の安價を以て、賣買されしことあり。千八百七十八年の頃、アカデヤア平原には、米作の適すべきを豫想し、之を試作せしに其成績は、果して良好にして、同地は灌漑を用ひざるも、尙ほ陸稻の耕作に適するを認め西南土地開發會社と稱するもの起り、乃ち此にクローレー村は創設せられたるなり。爾後千八百九十四年に至り、運河を堀鑿して灌漑に供し、以て水稻を栽培せしに、其成績更に顯著なりしかば、此より米作に新紀元を作り、長足の進歩を爲せしを以て、クローレー村の膨脹は快速なりき。千八百九十年には其人口四百二十人なりしもの、十年の後には、四千二百十四人に增加し、昨年の人口は、大凡七八千人に上れり。本官が此村を訪ひしは、昨年五月なりしが、恰も播種の期節にして、農夫は條播器を使用して、既に整地を終りし乾田に播種しつゝあるを見たるも、未だ灌漑の期節に至らざりしを以て、運河に水なく、揚水機は未だ回轉を始めざりき。同地に於て、米作に經驗ある人士に就き、本官が聽取せる所に依れば一英町に對する產額は、平均十袋(一袋は籾百六拾英斤入にして、之を精米とすれば百英斤となる)にして耕作費は一英町十五弗、脫穀費は一袋に付十仙、若し販賣迄の手數を加ふるときは二十五仙、精米費は一袋に付四十仙、灌漑費は一英町に付二袋、即ち收穫の五分の一なり。而して農夫の給料は、賄付一箇月十五弗、日給一弗五十仙乃至一弗七十仙なり。地價はクローレーより三哩以內にありては、一英町四十弗乃至五十弗、其以外にありては、二十弗乃至四十弗なりとす。或說には三十哩以內は三十弗より二百弗の間にありと云へり。但しクローレー村內の宅地は、百呎(街路に面する延長)に付二萬弗に價するものあり。米の種類はホンドゥーラス米及日本米にして、其白米の價格は、當時百英斤に付ホンドゥーラス米六弗二十五仙、日本米四弗五十仙にして、小賣相場は左の如し。但し一包は一英斤とす。

一等ホンドゥーラス米	一包	八仙三分一

二等ホンド・ーラス米　一包　七仙四分三
一等日本米　一包　七仙三分一
二等日本米　一包　六仙七分三

揚水機は、家屋及一切の裝置を合せ、十八吋筒のものにして、建設費四萬弗を要す。或運河會社にては、揚水の高さ十六呎に及ぶ五百馬力の機械三個を有し、其價額は二十萬弗にして、二萬六千英町の米田を灌漑するに足れり。而して之が運轉費は一期間即ち五月中旬より九月上旬まで、約百日間に對し、燃料及勞働費等一切を合して、二萬五千弗を要すと云ふ。此他に八百馬力を有する機械價格十萬弗にして一分間の揚水量八萬瓦、揚水の高さ二十五呎に及ぶもの一臺ありて、現に一萬英町を灌漑せり。又本官は或深井を目擊せしに、此處には其數三個ありて、深さ各二百呎に達し、四十馬力の揚水機を備へ、十吋筒三個を有し、揚水の高さ十四呎に及ぶものなるが、當時は二十五馬力を用ゐつつ、一分間に四千瓦を揚水し、五百英町の土地を灌漑せり。而して地下水の表面は、地下二呎二吋の所にあり、揚水機の價額は三千弗にして、該井を堀鑿するに要する費用は、一個に付四百弗とす。

クローレーには、米國米作組合なるものあり、其組合長はナップ氏にして、書記長はアリソン氏なり。組合員は米國に於ける、重なる米作者、並に米商人より成りて、其目的とする所左の如し。

一、合衆國に於ける、米作業の農業上及製造上に於ける發達を努め、統計を蒐集し、報告を配布する爲め事務所を設け、食料及其他に對する米の價値を洽く知らしむる爲め、適當の方法を行ふこと。

二、米作者及製造業者を扶掖する爲め、米及其加工品の市場を求め、且つ米に關する事業に、投資するものを奬勵すること。

三、合衆國に於ける、米產地に移住を奬勵し、同業に從事するものの、幸福と繁榮とを進むる爲め、法令に抵觸せざる限り、凡ての方法を講ずること。

米の生產者及商人は、其需要を增さんとして、或は米の料理法を記したる、冊子を發行頒布し、或は米料理傳習所を設け、米の滋養に富めるを示し、以て米の嗜好を、一般に普及せんことを努めり。

左に掲ぐるは、クローレーに於て、米作に經驗あるシューメーカー氏が、米作に關する質問に應じたる問答にして、前記の事實と共に之を見れば、同地に於ける米作の狀況を知るに足らん。

問、五百英町の米田には、騾何頭を要するや。

答、二十頭を要し、此等は五個の「ガング、プラウ」を牽かしむるに足る。若し氣候にして宜しければ、整理の爲めには、騾は此より少數にて可なれども、收穫の際には、二十頭を要す。是收獲機三個を牽かしむる爲め、一個に付六頭づつを要すればなり。但し土地に依りては、五頭にて足れりとするものあれども、斯る場合は甚だ稀なり、而して殘餘の二頭は、豫備として必要なり。

問、耕耘に要する犂は如何。

答、氣候宜しからざれば、十二吋「ガング、プラウ」五個を用ゐ、五百英町を耕すべしと雖も、通常は三個にて足れり。但し氣候最も宜しければ、尙ほ二個にて足れる場合あれども、こは甚だ稀なり。

問、土塊を粉碎する爲めの「ハロー」は如何。

答、整地には「デキスク、ハロー」、又は「スプリング、トゥース、ハロー」を用ふ。若し秋又は冬に於て、耕耘するときは土地は凝固して、粉碎し難くなるを以て、播種に先ち表土を粉碎するが爲め、「デキスク、ハロー」を用ゐ、更に之に次て「スムージング、ハロー」を用ふるを可とす。若し土塊凝固せざるときは「スプリング、トゥース、ハロー」を用ゐて、微細に表土を粉碎するの勝れるに如かず。然れども、此三種は其一種を以て、他に代用すること能はざれば、余は各種一個づつを有せり。

問、足下は深耕を爲すや、將た淺耕を爲すや。

答、自然の草原地ならば、余は通常二吋乃至二吋半の深さに耕耘し、二週間暴露せし後、數回縱横に「デスク、ハロー」を用ゐ、最後に「スムージング、ハロー」を用ふ、總じて草原地を耕すこと、深きに過ぐれば、土塊を粉碎すること、甚だ困難なるを以て、二吋乃至二吋半にて充分なり。而して翌年よりは、此よりも稍々深く耕耘するを要す。或人は四吋乃至五吋の深さに耕耘して、好成績を奏せしと稱すれども、余は決して三吋以上に達せしことなし。深耕に過ぐれば收獲の際收穫機の車輪土中に沒入すること、勢甚しからざるを得ず。

問、耕耘及整地に先ち、灌漑を爲すや。

答、土地乾固して耕耘に困難なるときは、豫め灌漑を爲すことあり。

問、種子は播種前に發芽せしむるや。

答、余は未だ之を爲せしことなし。而も在來の方法は、地下に下種するに先ち、之を發芽せしめたり。是れ直に水中に播種すれば、種子は腐敗するの恐あるを以て、豫め發芽せしめて後、下種するの必要ありしならんも、今日に於ては、乾地に下種するを以て、其必要なし。

問、播種法は、撒播と條播と、何れを撰ぶや。

答、以前は撒播したりしも、近年は概して條播を勝れりとせず。條播は覆土の深さを一樣にし、隨て發芽の時期を齊一にするのみならず、撒播に比して、種量を節約し得ること二割なり。

問、播種には、如何なる器械を用ふるや。

種、撒播器及條播器是なり。而して何れも二種あり。撒播器は車輪の後尾に附着され、車輪の回轉に連れて、器械の運轉を爲すの裝置を有し、其價格は十二弗とす。又條播器は、二種共に成績良好にして、價格は

八十弗とす。

問、播種後より、灌漑迄の日數は幾日なるや。

答、重に氣候及土地の狀態に關係す。土地若し濕潤にして、氣候温暖なれば、苗の成長速なるを以て、四週乃至六週間を經ば、灌水の高さに達すべしと雖も、若し土地乾燥して、苗の成長遲きときは、十週間を經るも、灌水に適する高さに達せざることあり。此場合に於て水量充分なる時は、一旦灌水を施し、土地の濕潤なるを待ち、又之を排出するを宜しとす。其方法は先づ高所より始め、其濕潤するを見て、更に漸次低所に及ぼす時は、水量を節約するを得べし。苗は水中に沒せしむ可らず、苗葉が水面上、數吋の高さに現はるるを程度として、絶えず灌水し、其然らざる間は、前に述べし如く、單に土地を濕潤ならしむるを標準として、用水を排去す可し。

問、灌水は、深淺何れを撰ぶや。

答、余は畦溝の深さを六吋とし、畦背を一吋の深さに灌水す。註に曰く、畦溝は灌水を便にする爲めに之を造る、苗は溝底と畦背とを問はず、一面に生育するを以て、畦背に於けるものは、水に沒すること一吋溝底に於けるものは七吋なり。或人は、畦溝の深さを五吋とし、又或ものは、之を六吋以上とせり。總じて畦溝深きに過ぐれば、苗の水に沒する部分隨て增加し、莖稈の軟弱を來すものなり。又經驗に依れば、灌水深きに過ぐれば收獲に際して、稻の倒伏するを免れず。故に灌水の深さは、成るべく之を淺くし、出來得べくんば、四吋以下とするを可とす。

問、灌水期の平均日數を問ふ。

答、三箇月內外。

問、用水を排出して後、收獲迄に幾日を經るや。

答、稻の成熟して穗頭の垂るるを見て收獲に着手す。而して排水後、十日乃至十四日を經るを普通とす。

問、收獲には如何なる機械を用ゐ、又一日幾英町を苅り得べきや。

答、收獲機は通常「デキーアリング」式及「マッコルミック」式を使用す。其苅幅は五呎若くば六呎とす。一日の功程は、稻及土地の狀態に依り、一ならずと雖も概ね五英町乃至十二英町と見て可ならん。

問、收獲機一臺に對して要する勞働者の數は如何。

答、收獲物の重量及土地の狀態に隨て一定せず。

問、普通脫穀の方法如何。

答、燕麥若くば小麥に對して用ふるものと同じ。脫穀費は、農家が勞働者を供給する場合には、四「ブッシェル」入一袋に付十仙とす。脫穀請負人は機械を運轉する爲め、技手三人を出し、其他の勞働者は、農家之を出すものとす。而して農家に於て、供給するを要するものは、稻束拾集夫三人運搬に要する馬車追夫六人、解束夫二人、積聚夫二人、袋詰夫二人、袋口を縫合せ、之を積立つるもの二人を要す。此外貯藏所若くば精米所に運搬する爲め若干の人馬を要す。若し之を苅取りと同時に爲さずして、稻堆よりするときは、六人の人夫を省くことを得。

問、精米所の數及其大さを問ふ。

答、米作地方にては、頻りに精米所の勃興を見る、故に其實數は知り難し。「アカデキア」「バリシュ」には、十二時間に四百袋乃至五百袋を精米するもの八個あり。「カルカシュー」「バリシュ」には、十二時間に百袋より八百袋を精米するもの六個、又「ヴァーミリオン」「バリシュ」にも、十二時間に四百袋乃至五百袋を精米するもの一個あ

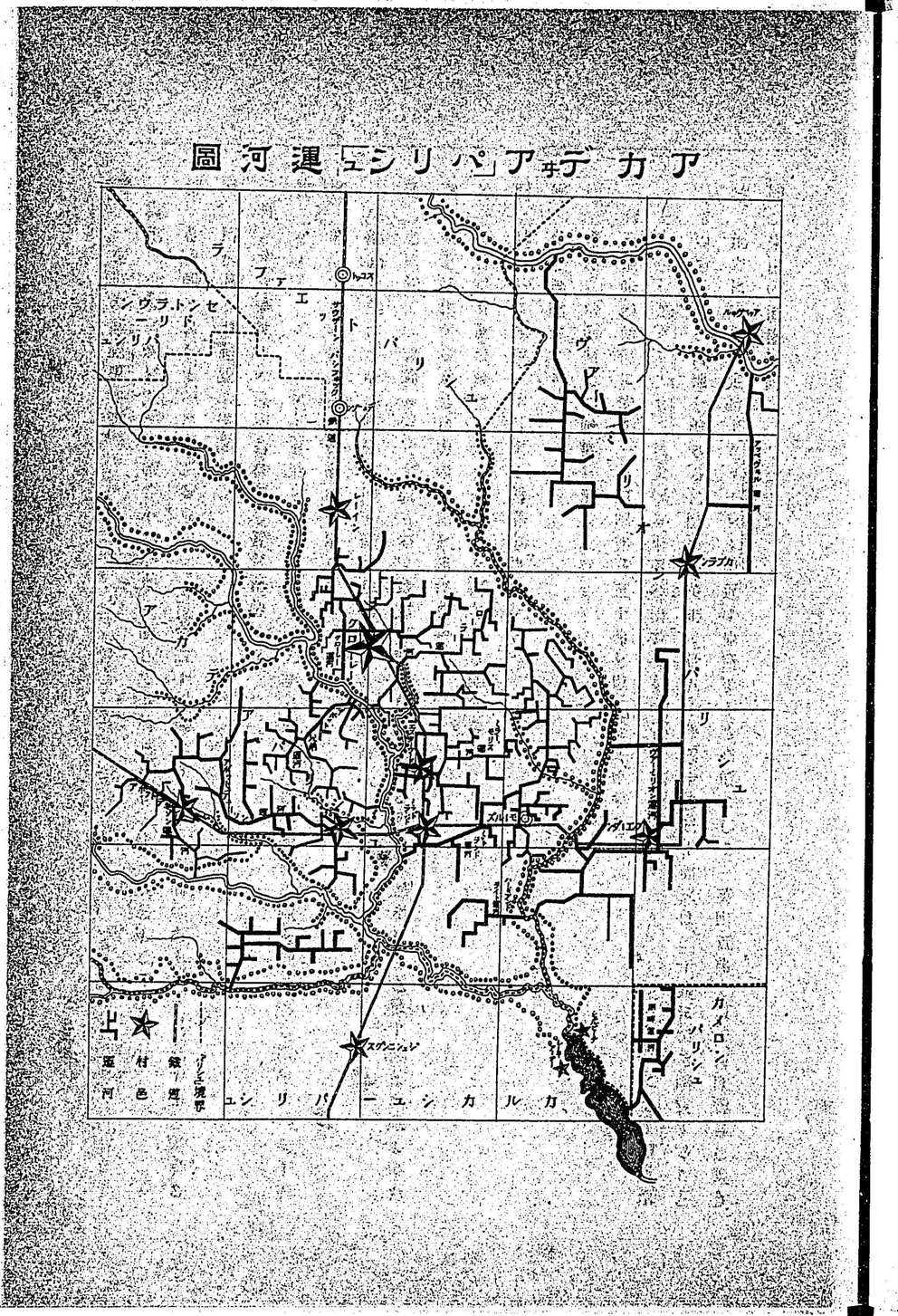

答、稻の成熟して穗頭の垂るるを見て收穫に着手す。而して排水後十日乃至十四日を經るを普通とす。

問、收穫には、如何なる機械を用ゐ、又一日幾英町を苅り得べきや。

答、收穫機は通常「デヽーアリング」式及「マッコルミック」式を使用す。其苅幅は五呎若くば六呎とす。一日の功程は、稻及土地の狀態に依り、一ならずと雖も、概ね五英町乃至十二英町と見て可ならん。

問、收穫機一臺に對して要する勞働者の數は如何。

答、收穫物の重量及土地の狀態に隨て一定せず。

問、普通脫稃の方法如何。

答、燕麥若くば小麥に對して用ふるものと同じ。脫稃費は、農家が勞働者を供給する場合には、四「ブッシェル」入一袋に付十仙とす。脫稃請負人は、機械を運轉する爲め、技手三人を出し、其他の勞働者は、農家之を出すものとす。而して農家に於て、供給するを要するものは、稻束拾集夫三人、運搬に要する馬車追夫六人、解束夫二人、積聚夫二人、袋詰夫二人、袋口を縫合せ、之を積立つるもの二人を要す。此外貯藏所、若くば精米所に運搬する爲め若干の人馬を要す。若し之を苅取りと同時に爲さずして、稻堆よりするときは、六人の人夫を省くことを得。

問、精米所の數及其大さを問ふ。

答、米作地方にては、頻りに精米所の勃興を見る。故に其實數は知り難し。アカデヽア「パリシュ」には、十二時間に四百袋乃至五百袋を精米するもの八個あり。カルカシュー「パリシュ」には、十二時間に百袋より八百袋を精米するもの六個、又ヴァーミリオン「パリシュ」にも、十二時間に四百袋乃至五百袋を精米するもの一個あり。余は此以上を答ふる能はず。

アカデイア「パリシユ」運河圖

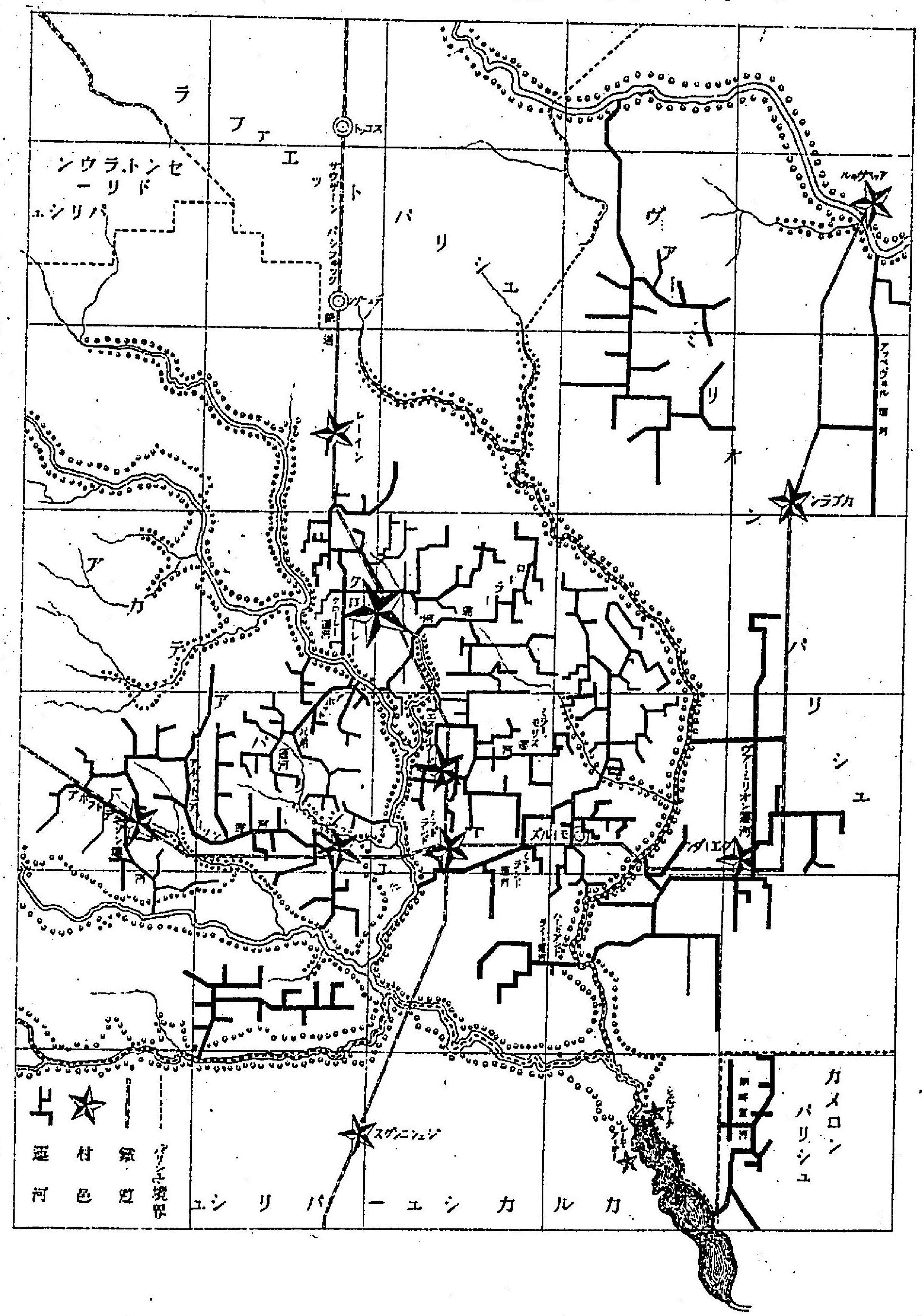

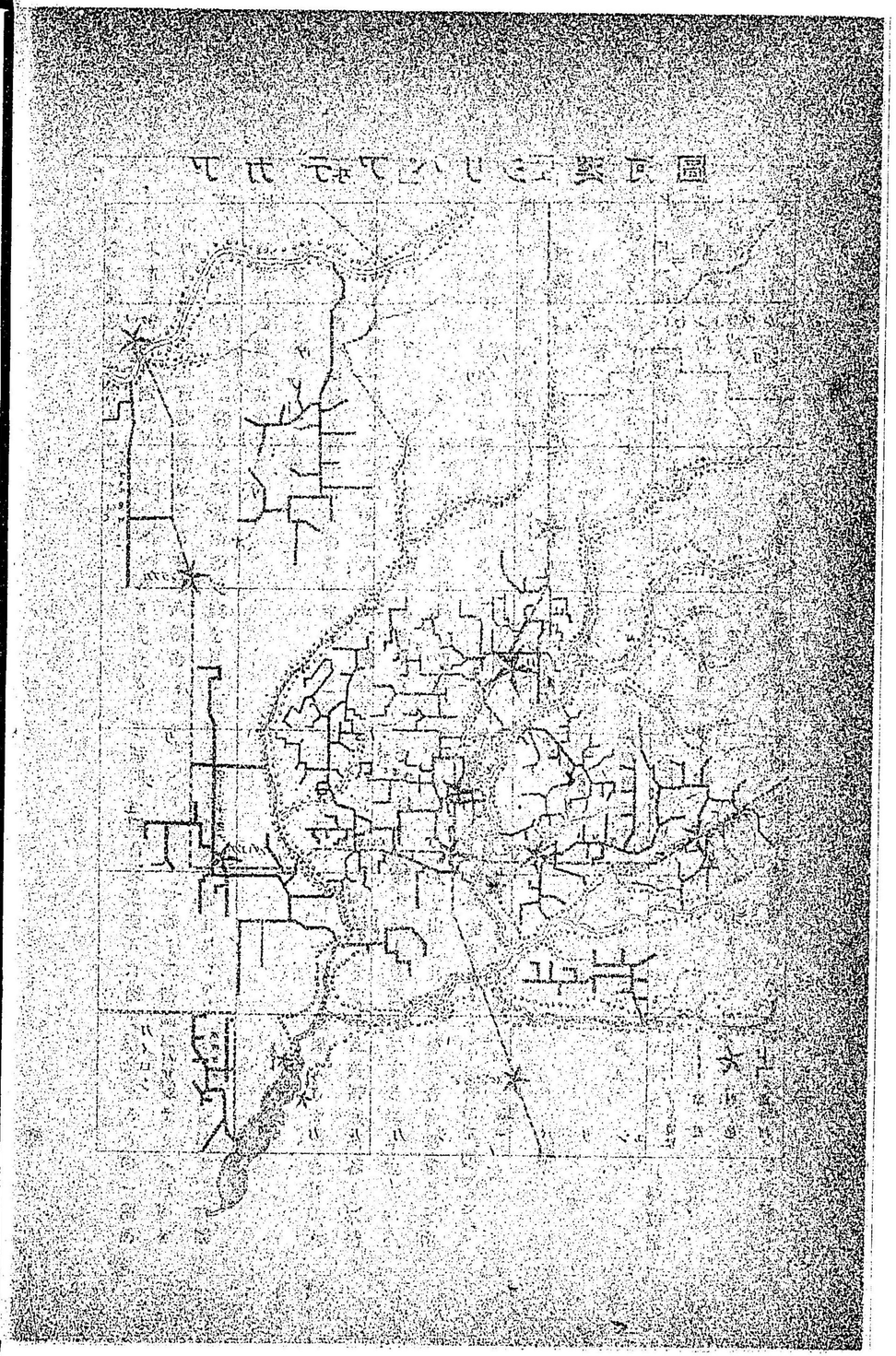

問、米田の價格如何

答、地方に依り一定せず、グローレー附近は、他所よりも高價にして、一英町百弗を以て、尚ほ購買し難きものあり、併し當地を離るるに隨ひ、一英町に付五十弗、四十弗、三十弗又は二十弗にても購買することを得べし、是グローレーに次げる、米田の相場なり。ヴァーミリオン及カルカシューの「バリシュ」にては鐵道、水利及地味の如何に依り、一英町四弗乃至十弗を以て、賣買せらる。

問、米田には、如何なる肥料を用ふるや。

答、殆ど無肥料なり。

問、米の外に、米田に作付する循環作物ありや。

答、米作は日尚ほ淺きを以て、未だ之を研究するに至らず。

問、米を連作する爲め、地力の減耗を認むるや。

答、之に就ては、議論一定せず、或ものは地方の減耗を說き、或るものは、之なきを主張すれども然も地力は澆漑と共に、水中の肥分に依り、幾許か維持さるるが如し。

問、畦溝を造るに、如何なる機械を用ふるや。

答、「バートン、グレーダー」を最も可とす。騾六頭乃至八頭を用ゐ、一日に二哩を作るべし、價格は約七十五弗とす。此他種々の機械あれども、皆之に劣れり。

問、用水溝の堀鑿費は幾許。

答、種々樣々にして、一ならざるも、一「ロッド」に付二十五仙より二十弗の間にあり、一「ロッド」二十弗を要する運河は、勿論幹線にして、全體の小部分なり、而して平均一「ロッド」に付一弗と見て可ならん。

問、一英町の澆漑費如何。

答、普通一英町に付米二袋を運河會社に納む。又收獲の五分の一と定めたるあり、此場合には、運河會社は、年の豐凶に隨ひ灌漑料を異にすべし。

メキシコ灣に沿べる五州のみにても、米作に適する土地は、無慮千萬英町ありて、此内灌漑に便にして、現在の方法を以てして耕作を爲し、收支相償ふべきもの三百萬英町に降らず、而して毎年其半に米作を營むものと假定するも、尚ほ一箇年の產額は、精米二十五億萬英斤に達すべく、現在合衆國に於ける需要に對し、殆ど六倍の供給あるものと云ふべし。若し更に學理を應用し、機械を改良し、他の七百萬英町の土地を水田とするに至るときは、其產額は右の三倍以上に達すべく、隨て米國は、世界に於ける一大米產國となるべし。現在に於ては、多くの生產費を要し、且つ運賃を要すること、少なからざるを以て、我國に逆輸入するの虞なしと雖も、一朝パナマ運河の開通、米作方法の進歩等は、將來に於て大影響を我國の米作に及ぼすも亦計り難し、況や米國に於ける米作業者は之が改良進歩を計るに急にして、米作の副產物たる藁の利用法に就ても、百方之が研究を積み、既に製紙原料として、好結果を擧げ、從て其製造會社の設立を見るに至り、尚ほ續々勃興するの模樣なり。藁の平均產額は一英町に付三噸にして、曩には之を廢棄物として田上に燒棄せしに、今や之を有價の物件として、利用するに及び、以て米作業の收入を增加したれば、將來米價を低落するも收支正に償ふべきは、亦喋々を要せざる所なり。

第五章　米國の牧畜

最近センサスの記する所に依れば、全國の農牧場に於ける、牛馬羊豚の數は左の如し。

畜種	年齢	數	價額	平均價格	價額百分率
犢牛	一歲以下	一五、三三三、〇九九	一三七、三七五、六五五	八・九六	四・六
幼牡牛	一歲乃至二歲	六、九六八、一八八	一三〇、四九二、五〇三	一八・七三	四・四
幼牡牛	二歲乃至三歲	五、二〇三、三二五	一五一、五〇八、七四七	二九・一二	五・一
牡牛	三歲以上	三、〇八六、〇二九	一〇九、五九八、五八四	三五・五一	三・七
牡牛	一歲以上	一、三一五、九六三	四五、三九一、九四八	三四・四九	一・五
牝犢	一歲乃至二歲	七、一八三、九一六	一二一、六二六、六九七	一六・九三	四・一
乳用牝牛	二歲以上	一七、一三九、六七四	五〇八、七四五、一三一	二九・六八	一七・〇
乳用以外の牝牛及牝犢	二歲以上	一一、五九二、一四二	二七一、七六〇、四四九	二三・四四	九・一
仔馬	一歲以下	一、三一五、二〇八	二五、九〇〇、一〇九	一九・六九	〇・九
馬	一歲乃至二歲	一、四四七、七四七	四八、三三五、一二八	三三・三九	一・六
馬	二歲以上	一五、五一七、〇五二	八二二、七二〇、一〇六	五三・〇二	二七・六
騾	一歲以上	二三一、六九七	六、二〇三、二八六	二六・七七	〇・二
騾	一歲乃至二歲	七二九、九二五	一一、七七五、一九一	四二・〇七	〇・四
騾	二歲以上	二、七五九、四九九	一七八、八三四、〇八三	六四・八一	六・〇
驢		九五、六〇三	五、八二四、五三九	六〇・九二	〇・二
仔羊	一歲以下	二一、六六八、二三八	四二、〇二七、八二八	一・九四	一・四

綿羊(牝)	一歳以上	一	三一、九一九、二九八	一〇一、七七六、一四三	三・一八
綿羊(牡及剃羊)	一歳以上	一	八、〇一八、三七九	二天、九三三、〇三三	〇・九
豚			六二、八七六、一〇八	二三三、〇二七、七〇七	三・六九
山羊			一、八七一、二五二	三、二六六、〇八〇	一・七五
計			二二五、八二二、二三八	二、九八一、七二二、九四五	一三・八二

是に由りて之を觀れば、千九百年六月一日現在の家畜は其價額合せて二十九億八千百七十二萬二千九百四十五弗にして、其内牛は四割九分五厘、馬は三割一厘、騾は六分六厘、驢は二厘、綿羊は五分七厘、豚は七分八厘、山羊は一厘を占む。又右の内勞役に使用せる動物は、其價額に於て三割六分九厘に當れりと云ふ。此他尚ほ農牧場以外に飼養せる動物も、亦少からず、而して其平均價格は、必ずや農牧場に於けるものよりも、高貴なるべしと雖も、今假りに相等しきものとして、之を積算すれば、二億千四百九十五萬八千八百七十三弗となる。之に農牧場に於けるものの價額を合する時は、三十一億九千六百三十八萬千八百十八弗に達すべし。即ち農牧場以外に於ける、家畜の價額は、全國に於ける總家畜の價額の、六分七厘を占む。又農牧場に於けるものは、之が九割三分三厘に當れり。尚ほ左の表を見て、其詳細を知るべし。

畜種	年齢	農牧場以外に於ける家畜 數頭	價額	總家畜の價額	百分比例
犢	一歳以下	二六二、一四六	二、三四八、八二八	一三九、七二四、四八三	四・四
幼牛	一歳乃至二歳	五五、五四三	一、〇四〇、三二〇	一三一、五三二、八二三	四・一
幼牡牛	二歳乃至三歳	五一、〇〇五	一、四八五、二六六	一五二、九九〇、〇一三	四・八
牡牛	三歳以上	一〇五、八〇二	三、七五七、〇二九	一一三、三五五、六一三	三・五
牛	一歳以上	一三、六〇九	四六九、三七四	四五、八六一、三一二	一・四
犢	一歳乃至二歳	七九、五一七	一、三四六、二二三	一二二、九七二、九二〇	三・九
牝用牛	二歳以上	九七三、〇三三	二八、八七九、六一九	五三七、六二四、七五〇	一六・八
乳用以外の牝牛及牝犢	二歳以上	七五、七六七	一、七七五、九七八	二七三、五三六、四二七	八・六
仔馬	一歳以下	三三、〇九〇	六五一、五四二	二六、五五一、六五一	〇・八
馬	一歳乃至二歳	三〇、四〇二	一、〇一五、一三二	四九、三五〇、二五一	一・五
馬	二歳以上	二、八七三、三八九	一五二、三四七、〇八五	九七五、〇六七、一九一	三〇・五
騾	一歳以上	三、一五六	八四、四八六	六、二八七、七七二	〇・二
騾	一歳乃至二歳	四、三二八	一八二、〇七九	一一、九五七、二七〇	〇・四
騾	二歳以上	一六六、四二四	一〇、七八五、九三九	一八九、六二〇、〇二二	五・九
驢		一	九六五、三九九	六、七八九、九三八	〇・二
仔羊	一歳以下	五一、七〇一	一〇〇、三〇〇	四二、一二八、一二八	一・三
綿羊(牝)	一歳以上	一三九、六二二	四四三、九九八	一〇一、八二〇、一四〇	三・二
綿羊(牡及剃羊)	一歳以上	三九、九七八	一三四、三二六	二七、〇六七、三五八	〇・九
豚		一、八一八、一一四	六、七〇八、八四一	二三八、七三六、五四八	七・五
山羊		七八、三五三	一三七、一一八	三、四〇三、一九八	〇・一
計		六、八七〇、八二六	二一四、六五八、八七三	三、一九六、三八一、八一八	一〇〇・〇

軍用馬匹は、右の統計に加算せざるを以て、茲に其頭數を記せんに、千九百年六月一日現在は、五千六百五十頭にして、其内騎兵用四千四百四十四頭、砲兵用八百七十頭輜重兵用三百三十六頭、此他騾二千九百九十頭あり。

農牧場に飼養せる家畜が、千八百五十年以降如何なる割合を以て増加せるかは、左表に就て見るべし。但し千九百九十年以前の統計は甚だ不備なるを免れずと雖も、亦以て参考に資するに足らん。

年次	価額	増加価額	増加率
一八五〇年	五四四、一八〇、五一六弗		
一八六〇年	一、〇八九、三二九、九一五	五四五、一四九、三九九	一〇〇・二
一八七〇年	一、二二九、八八九、六一〇	一四〇、五五九、六九五	一二・九
一八八〇年	一、五七六、八八四、七〇七	三四六、九九五、〇九七	二八・二
一八九〇年	二、三〇八、七六七、五七三	七三一、八八二、八六六	四六・四
一九〇〇年	二、九八一、七二二、九四五	六七二、九五五、三七二	二九・一

更に州を別ち各家畜の價額及其増加の狀況を示さんが爲めに左表を掲ぐ。

州名「テルリトリー」	家畜 一八八〇年	家畜 一八九〇年	家畜 一九〇〇年	増加率 自一八八〇年至一八九〇年	増加率 自一八九〇年至一九〇〇年
メイン	一六、四九九、三七六弗	一八、二八〇、一四〇弗	一六、二九八、四二二弗	一〇・八%	一〇・八%
ニューハムプシャイア	九、八一二、〇六四	一〇、四五〇、一二五	一〇、〇六二、八七七	六・五	三・七
ヴァーモント	一六、五八六、一九五	一六、六四四、三二〇	一七、三七三、一六九	〇・四	四・三
マサチュセッツ	一二、九五七、〇〇四	一四、二〇〇、一七八	一四、四三〇、一六九	九・六	三・七
ロードアイランド	二、二五四、一四二	二、三六四、六七〇	二、二八一、八一七	四・九	三・五
コンネクチカット	一〇、九五九、二九六	九、九七四、六一八	一〇、二四七、六三四	九・〇	二・七
ニューヨーク	一二、七八六、八二八三	一二、四、五二三、九六五	一二〇、六七三、一〇一	五・六	三・一
ニュージャーセー	一四、八六一、一二	一五、八一一、四三〇	一六、二六九、五四八	六・四	二・九
ペンシルヴァニヤ	八四、二四二、八七七	一〇一、六五二、七五八	九七、四二四、一一九	二〇・七	四・二
デラウェア	三、四二〇、〇八〇	四、一九八、八一〇	三、七三三、三三五	二二・七	一一・一
マーリーランド	一五、八六五、七二八	一九、一九四、三二〇	一九、六三六、八四四	一一・〇	二・三
コロンビヤ「デストリクト」	一二三、三〇〇	一二九、一二〇	一二二、〇一九	四・六	五・五
ヴァジニヤ	二五、九五三、三一五	三三、四〇四、二八一	三九、八三一、五五二	二八・七	一九・二
西ヴァージニヤ	一七、七四二、三八七	二三、九六四、六一〇	二九、二三一、八三二	三五・一	二一・六
北カロライナ	二二、四一四、六五九	二五、五四七、二八〇	二八、二四二、一四七	一四・〇	一〇・五
南カロライナ	一二、一九九、五一〇	一六、五七二、四一〇	一九、一六七、二二九	三五・八	一五・七
ジョージヤ	二五、九三〇、三五二	三一、四七七、九九〇	三三、四九九、六八三	二一・四	六・四
フロリダ	六、九二〇、九八〇	七、一四二、九八〇	一〇、六八七、六三二	三・二	四九・六
ヲハイオ	一〇三、七〇七、七三〇	一一六、一八一、六九〇	二〇、四六六、一三四	一二・〇	三・七
インデアナ	七一、〇六八、七五八	九三、三六一、四二二	一〇五、〇四八、五二八	三一・四	一二・五
イリノイズ	一三二、四三七、七六二	一八〇、四三一、六六二	一八六、八五六、〇二〇	三六・二	三・六
ミシガン	五五、七二〇、一一三	六、九五六四、九八五	七五、九九七、〇五一	二四・八	九・二
ウスコンシン	四六、五〇八、六四三	六三、七八四、三七七	九三、五二一、四三〇	三七・一	四六・六
ミンネソータ	三一、九〇四、八二一	五七、七二五、六八三	八六、六二〇、六四三	八〇・九	五〇・一
アイオワ	一二四、七一五、一〇三	二〇六、四三六、二四二	一七一、八四四、〇三四	六五・五	三一・七
ミッゾーリー	九五、七八五、二八二	一三八、七〇一、一七三	一五四、二九五、三六三	四四・八	一一・二
北ダコータ	七、五五五、二七四	一八、七八七、二九四	四一、九五一、六五九	五四一・六	
南ダコータ		二九、六八九、五〇九	六四、二八七、五七八		一一六・五

ネブラスカ	四〇、三五〇、二六五	九二、九七一、九二〇	一四二、七六九、六二九	一三〇・四	五三・六
カンサス	六二、七〇四、二四九	一二八、〇六八、三〇九	一八六、三一七、二四八	一〇四・三	四五・五
ケンタッキー	四九、六七〇、五六七	七〇、九二四、四〇〇	七〇、四八八、一八七	四二・八	〇・六
テンネッシー	四三、六五一、四七〇	六〇、二五四、二三〇	五八、〇四三、八九五	三八・〇	三・七
アラバマ	二三、七八七、六八一	三〇、七七六、七三〇	三四、四〇八、九三二	二九・四	一一・八
ミシシッピー	二四、二八五、七一七	三三、九三六、四三五	四〇、八四三、三〇〇	三九・七	二〇・四
ルイジアナ	一二、三四五、九〇五	一七、八九八、三八〇	二七、七五七、三〇一	四五・〇	五五・一
テキサス	七六、五六三、九八七	一三八、四〇九、二七四	二三六、二二七、九三四	八〇・八	七〇・七
ヲクラホマ	八七六、〇〇〇	三、二〇六、二七〇	五三、九二一、八二七	*	*
インディアン「テルリトリー」	一〇、四九九、〇〇〇	五、九七六、七二九	四〇、八二四、八八六	*	*
アーカンサス	二〇、四七二、四二五	三〇、七七二、八八〇	三五、七三九、四二五	五〇・三	一六・一
モンタナ	九、一七〇、五五四	三三、二六六、七五二	五一、七二四、一一三	二六二・八	五五・五
ワイヲミング	九、一八二、一〇七	一八、七八五、三〇一	三九、〇八〇、一五八	一〇四・六	一〇・八
コロラド	一五、九七二、三四二	二九、六七五、五二八	四九、三五九、七八一	八五・八	六六・三
ニュー、メキシコ	一〇、九一四、八〇〇	二五、一一一、二〇一	三一、六四四、一七九	一三〇・一	一六・〇
アリゾナ	三、二一〇、九八九	一三、二二七、四五三	一五、三七五、二八六	三一二・〇	一六・二
ユータ	四、三七一、六三八	九、九一四、七六六	二一、一七五、八六七	一二六・八	一一三・六
ネヴァタ	四、二三三、七四九	五、八〇一、八二〇	一二、〇九三、六〇八	三七・〇	一〇八・四
アイダホ	四、〇二三、八〇〇	七、二五三、四九〇	二一、三八九、八五三	八〇・三	一九四・九
ワシントン	五、九七四、三〇七	一四、一一三、一一〇	二一、四三七、五二八	一三六・二	五九・〇
オレゴン	一七、一一〇、三九二	二二、六四八、八三〇	三三、一七二、三四二	三二・四	四六・五
カリフォルニヤ	四一、四九八、四一七	六五、五七五、四二七	六五、〇〇〇、七三八	五八・〇	〇・九
アラスカ	—	—	一、八八〇	—	—
布哇	—	—	二、九二三、四七九	—	—
合計	一、五七六、八八四、七〇七	二、三〇八、七六七、五七三	二、九八一、七二二、九四五	四六・四	二九・二

*は報告不備のものなり。

牛

亜米利加に牛の輸入せられしは、千四百九十三年コロンバスが西印度諸島に携來せしを以て始めとす。後千五百二十五年の頃西班牙人之を墨西哥に移せしに同地の氣候は、牛の發育に適せしを以て、漸次蕃殖し、今日のカリフォルニヤ、ニュー、メキシコ、アリゾナ及テキサス方面に散布せり。今日「テキサス」牛と稱する者の祖先は、即ち是なり。西班牙人は亦牛をフロリダに輸入し、今日同州に於て得らるゝ安價なる牛種の原始をなせり。十七世紀に至り、復た此と同種のものを西印度よりヴァージニヤに移したり。然れとも、合衆國牧牛の今日あるを致せしは是にあらずして、後年北部歐洲より輸入されたる牛種にあり。即ち千六百二十四年には英國よりマサチュセッツに千六百二十七年には和蘭より紐育に、千六百三十一年には丁抹よりニュー、ハムプシャイアに入れり。之に次ぎ英國人は千六百三十三年、マーリーランドに、千六百六十年及千六百七十年南北カロライナに、千六百八十二年、ペンシルヴァニヤに殖民し、當時彼是と共に本國より牛を携來し、或は後に輸入を爲せり。而して英國人が本國より輸入せる牛種は、他國人が北歐より輸入せるものより遙に多數なりしを以て、當時の牛種は、之を大別して西班牙種及英國種となすを得。更に英國種を細別すれば「デヴォン」種「ヒーアフォルド」種「ショルトホルン」種「ボールド」種「ガロウェー」種及若干の「アルダーニー」

種等なりき、而も移住者は、一般に貧なりしを以て、牛種の血統を撰擇するの餘力なかりしなり。

十九世紀の初に當り合衆國民は漸く牛種改良の必要を感ずるに至りしが、元とこれ特別の目的あるに非ずして、單に品評會に出品して其美を誇るに過ぎざりしなり。千八百十六年、ジョルトホルン種をケンタッキーに輸入し、其後他州へも亦輸入せり。是より盛に此種類の蕃殖を圖りたるを以て、今日に至るも、他種に比すれば、尚ほ多くの純血種あるを見るなり。千八百十六年ケンタッキーに又若干の「ヒーアフォルド」を輸入せり。同種の始めてニューヨークに入りしは、千八百四十年とす。同種の特色は、長途の歩行に耐へ、且つ肉用として、其味佳美なるにあるを以て、大農場にては、一般に好むで之を飼養せり。

「アバーデーン種」即ち「ポールド、アンガス」種の輸入されしは、千八百七十年にして、同種は肉用として「ヒーアフォルド」種に拮抗するに至れり。乳用種として輸入されしものは「ジャージー」種及「アルダーニー」種にして此等は今日良種として殘存せりと雖も、牧業者の大部分は、肉乳兩用の種類を好むを以て、多く「ヒーアフォルド」及「ポールド、アンガス」種を蕃殖せり。故に今日米國に於て、最も普通なる牛種は「ジョルトホルン」「ヒアフォルド」「ポールド、アンガス」なりと云ふ。

千八百九十年、現在の「ポールド、アンガス」種は、其數總て八千七百四十九頭、此價額百三十一萬二千三百五十弗なりしも、千九百年には、約二萬五千頭、價額五百十萬弗に增加せり。即ち十箇年間の增加は、頭數に於て十八割五分七厘、價額に於ては二十八割八分六厘に當れり。

牛の總頭數は、減却せるに係らず、純血「ヒーアフォルド」種の增加は非常にして、即ち其增加は、實數に於て「ジョルトホルン」種の增加に均しく、比率に於て更に之に勝れり。

全國中純血牛種は、北中央部各州に於ても、純血種牛を用ゐて土產牛の改良を努めたり。是を以て種牛の平均價格は、西部州に於て最も高貴なり、即ち全國に於ける三十四弗四十九仙に對し、西部諸州は四十二弗十二仙の種牛を飼養せり。而して全國中、種牛の平均價格に於て、最も低きは、南太西洋沿海諸州にして、僅に十五弗二十六仙と稱せり。又西部諸州中、其最も高きはワイヨミングにして、六十九弗十二仙、コロラドは之に次て五十五弗二十六仙、モンタナは五十三弗九十七仙なり。南部諸州中種牛の平均價格最も低き中にも、特に著しきは、ジョージヤ及フロリダにして、前者は九弗二十五仙、後者は十弗二十九仙なり。此等の諸州に於ては牛種改良の必要を感ずるものなく、牛種は寧ろ退却しつゝあるなり。

北中央部諸州に於ては、多くの純血牛種を見る。種牛の平均價格は、四十弗五十三仙にして、西部諸州の次位にあり。中にもネブラスカ、カンサス、アイオワ及北ダコタ等は、高價の種牛を有せり。

純血牛の數は之を正確に知るを得ずと雖も、千九百年の現在、大凡七十萬頭ありしと言へば、即ち全牛數の百分の一に當れり。而して之が價格は一億五千萬弗に上り、全國に於ける總牛價額の十分の一を占む以て其如何に純血牛種の貴重せらるるかを窺ふに足れり。

全國の牛數及其價格は、前既に之を掲げたり。即ち農牧場にあるもの總て六千七百八十二萬二千三百三十六頭、農牧場以外にあるもの、百六十一萬六千四百二十二頭、合計六千九百四十三萬八千七百五十八頭にして、此見積價格は、十五億千七百六十萬二千三百五十一弗なり。然るに同年に於ける人口は、七千六百八萬五千七百九十四人なるを以て、人口一人に對し〇九・一强の頭數を有する、割合なりとす。

一歲以上の牛、合せて五千三百八十四萬三千五百十三頭、其内千五百四十六萬九千八百九十二頭、即ち全頭數の二割八分七厘は、幼牡牛にして、其大部分は、肉用に供せられ、使役に充てらるるもの甚だ少し。而して、全國に於て、最も幼牡牛に富める地方は、北中央部諸州にして、南中央部諸州之に次ぎ、西部諸州は第三位にあり。左表は全國農牧場に於ける幼牡牛の頭數を年齡に依り、地方別になせるものなり。

地方	一歳乃至二歳	二歳乃至三歳	三歳以上	計	百分比例 一歳乃至二歳	二歳乃至三歳	三歳以上
北太西洋部	一八八、四二九	一二〇、〇七七	五九、三〇三	三六七、八〇九	五一・二	三二・七	一六・一
南太西洋部	三七四、五一四	二九〇、七二〇	二六三、五七三	九二八、八〇七	四〇・三	三一・三	二八・四
北中央部	三、七〇三、五八三	二、八三〇、三七三	一、一五一、七七八	七、六八五、七三四	四八・二	三六・八	一五・〇
南中央部	一、七七九、九一四	一、二九四、二七九	一、一九四、六七三	四、二六八、八六六	四一・七	三〇・三	二八・〇
西部	九〇六、六七三	六五七、五五七	四〇三、九四〇	一、九六八、一七〇	四六・一	三三・四	二〇・五
アラスカ及布哇	一五、〇七五	一〇、三一九	一二、七六二	三八、一五六	三九・五	二七・一	三三・四
計	六、九六八、一八八	五、二〇三、三二五	三、〇八六、〇二九	一五、二五七、五四二	四五・七	三四・一	二〇・二

此表に依れば一歳以上二歳以下の幼牡牛は、四割五分七厘を占む。而して二歳以上三歳以下の幼牡牛が一歳以上二歳以下のものに比して少なきこと百七十六萬四千八百六十三頭なる所以は、將に二歳に垂んとするとき、市場に出されしに依る。幼牡牛を市場に出し之を屠殺して食用に供する年齢は、十年前に比すれば著しく減少せり。是を以て家畜改良の結果二歳牛も能く以前の成牛に拮抗する體量を有するに至るもの、多きを見るべし。

牝牛及牝犢の農牧場にあるものは全國に於て三千五百九十一萬五千七百三十二頭あり。今之を各地方に別てば左の如し。

地方	一歳乃至二歳牝犢	二歳以上乳牛	二歳以上牝牛（乳用以外）	計	百分比例 牝犢	乳牛	其他牝牛
北太西洋部	七九二、九三四	三、四九六、二六六	二二一、八六九	四五一、〇六九	一七・六	七七・五	四・九
南太西洋部	四三三、二四〇	一、三八三、三一九	六四二、〇八〇	二、四五八、六三九	一七・六	五六・三	二六・一
北中央部	三、三二五、二三一	八、四九〇、二八四	三、二八六、〇六四	一五、一〇一、五七九	二二・〇	五六・二	二一・八
南中央部	一、七二一、三二六	二、八九九、二三六	四、六一二、三九八	九、二三二、九六〇	一八・六	三一・四	五〇・〇
西部	九〇一、七五二	八六六、五二八	二、七九六、七八三	四、五六五、〇六三	一九・七	一九・〇	六一・三
アラスカ及布哇	九、四三三	四、〇四一	三二、九四八	四六、四二二	二〇・三	八・七	七一・〇
計	七、一八三、九一六	一七、一三九、六七四	一一、五九二、一四二	三五、九一五、七三二	二〇・〇	四七・七	三二・三

更に之に農牧場以外に飼養せるものを加ふるときは左の如し。

地方	一歳乃至二歳牝犢	二歳以上乳牛	二歳以上牝牛（乳用以外）	計	百分比例 牝犢	乳牛	其他牝牛
北太西洋部	八〇六、三五八	三、六六五、六八五	二二六、〇一八	四、六九八、〇六一	一七・二	七八・〇	四・八
南太西洋部	四四〇、四六二	一、四七六、七八七	六四八、四一二	二、五六五、六六一	一七・二	五七・五	二五・三
北中央部	三、三五二、三〇五	八、九二七、八八二	三、二九九、九三三	一五、五八〇、一二〇	二一・五	五七・三	二一・二
南中央部	一、七四六、〇八二	三、一〇三、一六九	四、六五四、九三九	九、五〇四、一九〇	一八・四	三二・六	四九・〇
西部	九〇八、七九三	九三五、一四三	二、八〇五、六五九	四、六四九、五九五	一九・六	二〇・一	六〇・三
アラスカ及布哇	九、四三三	四、〇四一	三二、九四八	四六、四二二	二〇・三	八・七	七一・〇
計	七、二六三、四三三	一八、一一二、七〇七	一一、六六七、九〇九	三七、〇四四、〇四九	一九・六	四八・九	三一・五

即ち全數三千七百四萬四千四十九頭の内、千五百五十八萬百二十頭、即ち四割二分一厘は、北中央部にあり。九百五十萬四千百九十頭、即ち二割五分七厘は、南中央部にあり。又四百六十九萬八千六十一頭、即ち一

割二分七厘は、北太西洋部にあり四百六十九萬九千五百九十五頭即ち一割五分五厘は、西部にあり。南北太西洋部及北中央部諸州に於ては、牝牛は多く乳用に供せられ、南中央部及西部諸州に於ては、多く蕃殖用に充てらる。

全國中、最も牛數に富める所はテキサスにして、九百四十二萬八千百九十六頭を有せり。他州の内にて三百萬頭以上を有するものは、アイオワ五百三十六萬七千六百三十頭、カンサス四百四十九萬千七十八頭、ネブラスカ三百十七萬六千二百四十三頭、イリノイズ三百十萬四千十頭にして、又百萬頭以上の乳牛を有する諸州は、ニューヨーク百五十萬千六百八頭、アイオワ百四十二萬三千六百四十八頭、イリノイズ百萬七千六百六十四頭を有せり。今農場に於ける牛の飼養程度を示さんが爲め左表を掲ぐ。

農場	全農場數	牛を有する農場數	牛を有する農場の割合	牛數	牛の割合	牛を有する農場の平均牛數
三英町以下	四一、八八二	二〇、一六八	四八・二%	八二一、〇七六	一・二%	四〇・七%
三英町乃至十英町	二二六、五六四	一一七、〇一二	五一・六	三五八、八四五	〇・五	三・一
十英町乃至二十英町	四〇七、〇一二	二三三、九五五	五七・五	七四一、二三八	一・二	四・一
二十英町乃至五十英町	一、二五七、七八五	八九一、八七一	七〇・九	三、六二四、八〇三	五・四	六・七
五十英町乃至百英町	一、三六六、一六七	一、一九五、八七六	八七・五	八、〇二五、六八四	一一・八	一二・〇
百英町乃至百七十五英町	一、四二二、三二八	一、三〇二、五五六	九一・六	一五、六〇四、九八六	二三・〇	一二・〇
百七十五英町乃至二百六十英町	四九〇、一〇四	四六六、七六四	九五・二	八、三四九、一五三	一二・三	一七・八
二百六十英町乃至五百英町	三七七、九九二	三六〇、五一一	九五・四	一〇、三三三、五五〇	一五・三	二八・七
五百英町乃至千英町	一〇二、五四七	九七、八三九	九五・四	五、三五七、六八七	七・九	五四・八
千英町以上	四七、二七六	四四、三六八	九三・八	一四、六〇五、三一四	二一・五	三二九・二

計	五、七三九、六五七	四、七三〇、九二〇	八二・四	六七、八二二、三三六	一〇〇・〇	一四・三

米國に於て、酪業の盛大なるは、特に詳記するの必要あるを以て別に一章を設けて之を述ぶべし。

馬

始めて馬を米國に輸入せしものは、亦コロンバスにして、時に千四百九十三年なり。次て千五百二十七年に至りフロリダに入りしが、是れ今の合衆國に於て、馬匹の輸入せられし濫觴とす。ドソノが西部に旅行せし時使用の上放棄せし馬匹は、疑もなく西部地方に於ける野馬の原を爲せり。千六百四年、佛國産馬匹アカディアに來り、千六百九年には、英國産馬匹ジェームスタウン(ヴァージニヤ州)に入り、越えて千六百二十三年、和蘭産馬匹ニューヨークに入れり。然るに中世に及び馬匹の價格低落したる爲め、牧馬の業衰頽して、遂に其蕃殖改良に注意するものなく、其結果馬種漸次退却し、體格矮小となりしかば、殖民地政廳は、種馬の體格、其他に關する規定を設け、矮馬を蕃殖用に供するを禁せしに、是よりアカディア、ニューヨーク、ヴァージニヤ及マサチュセッツにありし、在來種を撰擇し之に歐洲より更に輸入せる良馬を配せしめたるに依り、全く其面目を一新し、今日米國特産の「トロッター」種を出すに至れり。蕃殖用種馬の始めて輸入されしは、英國産「ブロードブレッド」にして、時に千七百五十年の頃なりとす。而も革命前に輸入されしは、牡馬五十頭、牝馬二十頭に過ぎざりしに、其後に至りては、競馬盛に流行したるを以て、同種の輸入、頗る增加したり。

加奈陀種の馬匹は、佛人が始めて輸入せる所にして、其體格萎縮せりと雖も、尙ほ農用種として、良好なる特質を保存せり。外國産馬車用種の良馬は、絶えず輸入せられしも、中に就き「イングリシュ・ドラフト」、「クライデスデール」及「バーシェロン」を以て最も普通とす。此他白耳義種又は獨逸種の輸入あり。

全國に於て、馬匹の農牧場にあるものは、千八百二十八萬七頭にして、農牧場以外にあるもの、二百九十三

萬六千八百八十一頭なり。此等を合せしものの内仔馬の未だ勞役に服せざるもの、二百八十二萬六千四百四十七頭、既に勞役に充てらるるもの、千八百三十九萬九萬四百四十一頭あり。而して總馬匹の價額は十億五千六十九萬九千九十三弗に達し一頭に對する平均價格は、全國を通じて、四十九弗七仙、最高は北太西洋部地方にして、七十二弗六十仙最低は西部地方の二十九弗一仙なり。又各州の中にて、最も低きはアリゾナ州の一頭平均十三弗六十仙にして、最高はロードアイランドの八十六弗十二仙とす。

左表は千九百年、農牧場に於ける馬匹を、年齢に應じ各地方に別ちて頭數を示すものなり。

地方	一歲以下	一歲乃至二歲	二歲以上	計	百分比例 一歲以下	一歲乃至二歲	二歲以上
北太西洋部	五七、七四四	八二、九七八	一、五五八、四一七	一、六九九、一三九	三・四	四・九	九一・七
南太西洋部	五六、五二七	六〇、九四四	九五三、五九九	一〇七一、〇七〇	五・三	五・七	八九・〇
北中央部	七二三、八九六	八〇二、四三九	八、二六七、九二七	九、七九四、二六二	七・四	八・二	八四・四
南中央部	二四八、八九四	二四一、〇八六	二、九三四、七八三	三、四二四、七六三	七・三	七・〇	八五・七
西部	二二七、七六八	二五八、七七八	一、七九一、二四〇	二、二七七、七八六	一〇・〇	一一・四	七八・六
アラスカ及布哇	三七九	一、五二二	一一、〇八六	一二、九八七	二・九	一一・七	八五・四
計	一、三一五、二〇八	一、四四七、七四七	一五、五一七、〇五二	一八、二八〇、〇〇七	七・二	七・九	八四・九

右の内布哇及アラスカを除き、一歲以下及一歲乃至二歲の仔馬が比較的最も多きを占むるは、西部諸州なり。而して仔馬の特に多きは同地方に於ては殊に市場に賣出す目的を以て、馬匹を飼養せるを以てなり。米國が馬匹を海外に輸出する數は、十年間に殆ど三倍に增加し、千九百一年には、八萬二千二百五十頭に達せり。

全國農場の七割九分は馬匹を使用し、平均四頭を有せり。中に就き千英町以上の農場は、九割四分まで馬匹を使用し、平均二十八頭以上を有し、三英町以下の農場と雖も、其半は馬匹を有せり。尙ほ詳細は、左表を見て知るべし。

農場	全農場數	馬匹を有する農場數	馬匹を有する農場の割合	馬匹數	馬匹の割合	馬匹を有する農場の平均馬數
三英町以下	四一、八八二	二一、〇七五	五〇・三	一三九、一六〇	〇・八	六・六
三英町乃至十英町	二二六、五六四	一一七、二二七	五一・七	二〇一、〇九二	一・二	一・七
十英町乃至二十英町	四〇七、〇一二	二三五、七七二	五七・九	四〇六、五四九	二・二	一・七
二十英町乃至五十英町	一、二五七、七八五	八三四、四七八	六六・四	一、七九九、六〇六	九・六	二・一
五十英町乃至百英町	一、三六六、一六七	一、一二三、八五六	八二・三	三、一七三、三五三	一七・四	二・八
百英町乃至七百五十英町	一、四二二、三二八	一、二六〇、一四四	八八・六	五、二四五、八四六	二八・七	四・二
七百五十英町乃至二百六十英町	四九〇、一〇四	四四六、六八三	九一・一	二、三七四、六六二	一三・〇	五・三
二百六十英町乃至五百英町	三七七、九九二	三五二、一三八	九三・二	二、六三三、〇八二	一四・四	七・五
五百英町乃至千英町	一〇二、五四七	九六、一〇七	九三・七	一、〇七六、九五七	五・九	一一・二
千英町以上	四七、二七六	四四、五三八	九四・二	一、二六九、七〇〇	六・九	二八・五
計	五、七三九、六五七	四、五三二、〇一八	七九・〇	一八、二八〇、〇〇七	一〇〇・〇〇	四・〇

驢及騾

驢は全國に九萬五千六百三頭あり、此見積價額は、五百八十二萬四千五百三十九弗、即ち平均一頭六十弗九十二仙にして、之を各地方に別つときは、アラスカ及布哇は、一頭平均僅に九弗二十九仙にして、最も廉

に、又北中央部諸州は、百十一弗六十八仙にして、最も高價なり。左表は千九百年に於ける、驢の頭數及價額を、地方別に爲せるものなり。

地方	驢を有する農場數	驢	價額	一頭平均價格
北太西洋部	五三八	一、一三七	三九、〇七一弗	三四・三六
南太西洋部	一、四一六	二、三〇一	二一、六、二二八	九三・九七
北中央部	八、七〇九	一九、八九〇	二、二二一、二九〇	一一・六八
南中央部	一六、四二一	四〇、〇五七	二、八九九、〇七五	七二・三七
西部	六、五〇〇	三〇、七八〇	四三五、五二〇	一四・一五
アラスカ及布哇	二九一	一、四三八	一三、三五五	九・二九
計	三三、八七五	九五、六〇三	五、八二四、五三九	六〇・九二

驢は全國農牧場に於て、三百二十七萬千百二十一頭、農牧場以外に於て、十七萬三千九百八頭あり。此等を合せしものの內、二歲以上にして、勞役に適するもの、二百九十二萬五千九百二十三頭あり。價格は總ての平均、六十弗十七仙にして、二歲以上のものは、平均六十四弗八十一仙なり。左表は全國農牧場及其他に於ける、驢の頭數並に價額を示すものなり。

年齡	農牧場 頭數	農牧場 價額	其他 頭數	其他 價額	平均價格
一歲以下	二三一、六九七	六、二〇三、二八六弗	三、一五六	八四、四八六弗	二六・七七
一歲乃至二歲	二七九、九二五	一一、七七五、一九一	四、三二八	一八二、〇七九	四二・〇七
二歲以上	二、七五九、四九九	一七八、八三四、〇八三	一六六、四二四	一〇、七八五、九三九	六四・八

計	三、二七一、一二二	一九六、八一二、五六〇	一七三、九〇八	一一、〇五二、五〇四	六〇・一七

即ち全國に於ける驢は、三百四十四萬五千二十九頭、此價額二億七百八十六萬五千六十四弗なりとす。最も多く驢に富めるは、南北中央部諸州なりとす。其詳細は左表の如し、但し農牧場に於ける、千九百年の現在に係る。

地方	一歲以下	一歲乃至二歲	二歲以上	計	百分比例 一歲以下	百分比例 二歲乃至三歲	百分比例 二歲以上
北太西洋部	一、六二二	四、二一一	四一、八二二	四七、六五五	三・四	八・八	八七・八
南太西洋部	九、二八九	二〇、五五二	五二五、二八八	五五五、一二九	一・七	三・七	九四・六
北中央部	九八、二九五	一〇三、四二二	五四八、九三八	七五〇、六五五	一三・一	一三・八	七三・一
南中央部	一一一、八三一	一三九、七八一	一、五三七、八二六	一、七八九、四三八	六・三	七・八	八五・九
西部	一〇、五九一	一一、五三五	九九、六一二	一二一、七三八	八・七	九・五	八一・八
アラスカ及布哇	六九	四二四	六、〇一三	六、五〇六	一・二	六・五	九二・四
計	二三一、六九七	二七九、九二五	二、七五九、四九九	三、二七一、一二二	七・一	八・五	八四・四

耕地十萬英町に對し、各地方に於ける馬及驢の數は、農業と農用動物との關係を、知るに足るべければ、左に之を掲ぐ。

地方	馬	驢	計
北太西洋部	六、八八四	一九三	七、〇七七

南太西洋部	三、六六九	一、九〇二	五、五七一				
北中央部	六、〇〇九	四六一	六、四七〇				
南中央部	六、〇九〇	三、一八二	九、二七二				
西部	一三、七〇三	七三二	一四、四三五				
アラスカ及布哇	一四、九三五	七、四八二	二二、四一七				
全國	六、三〇七	一、一二九	七、四三六				

又農場に於て、騾を飼養せる割合は、小地積のものに少なく、大地積のものに多し。即ち三英町以下の小農場にして騾を有するものは、僅に其四分一厘に充たずと雖も、千英町以上の農場は、其四割七分五厘迄騾を養へり。其詳細は、左表を見て知るべし。

農場	全農場數	騾を有する農場數	騾を有する農場の割合	騾數	騾の割合	騾を有する農場の平均騾數
三英町以下	四一、八八二	一、七一七	四・一%	四、八〇六	〇・一%	二・八%
三英町乃至十英町	二二六、五六四	一三、六七五	六・〇	一九、九二六	〇・六	一・五
十英町乃至二十英町	四〇七、〇一二	七〇、六三二	一七・四	九〇、二二〇	二・八	一・三
二十英町乃至五十英町	一、二五七、七八五	三四一、九九五	二七・二	四八〇、七一二	一四・七	一・四
五十英町乃至百英町	一、三六六、一六七	三四一、一二七	二五・〇	六一九、八六四	一九・〇	一・八
百英町乃至百七十五英町	一、四二二、三二八	三六八、五四五	二五・九	七八〇、二二七	二三・九	二・一
百七十五英町乃至二百六十英町	四九〇、一〇四	一五三、四一三	三一・三	四〇三、七六六	一二・三	二・六
二百六十英町乃至五百英町	三七七、九九二	一二五、九七九	三三・三	四一七、〇四一	一二・七	三・三
五百英町乃至千英町	一〇二、五四七	四一、三四三	四〇・三	二〇八、一二八	六・四	五・〇
千英町以上	四七、二七六	二二、四七七	四七・五	二四六、四三一	七・五	一一・〇
計	五、七三九、六五七	一、四八〇、九一三	二五・八	三、二七一、一二一	一〇〇・〇	二・二

綿羊

殖民時代以前の、北亞米利加に於ては、ロッキー山に野生の綿羊栖息したれども、土人の之を馴養したるものなかりしが、千四百九十三年、コロンバスが始めて西班牙種を輸入し、之に次ぎ西班牙人は、自國産の綿羊を墨西哥に移せし以來、漸次蕃殖して、南北に傳播し、現にニュー、メキシコ、ユータ及テキサスの地方に於ける綿羊の祖先を爲せり。千七百五十年の頃は、ニュー、メキシコに於ける農家の主業は、羊肉及羊毛の生産にありしなり。此西班牙種がフロリダに移されしは、千五百六十五年にして、其始めてカリフォルニヤに移されしは、千七百七十三年なり。而して カリフォルニヤに於ては、急に增殖し、千八百二十五年には、百萬頭以上に上れり。而して其種類は、「メリノ」及「チャーロ」なりしと云ふ。

英國種が始めてヴァージニヤに移されしは、千六百九年なりしが、狼害の爲めに、大に其蕃殖を妨げられたり。千六百二十五年には、和蘭種のニュー、ヨークに輸入さるゝあり、千六百三十四年には、瑞典種ニュー、ジャーシー及デラウェアに入りしも、殖民地が英國の管轄に屬するに及び、此等は皆英國種に壓倒せらるゝに至れり。

ペンシルヴァニヤに於て、始めて綿羊を見しは、千六百八十三年にして、種類は後に至り雜混せり。次ぎにマサチュセッツに綿羊ありしは、千六百二十四年にして、マサチュセッツ及附近諸州に於ける種類は、當時英國に於て、普通に見しものにして、即ち、ウィルトシャイア、「ロムニー、マーシュ」、「ヒーテフォルド シャイア」、「ノアフォーク」及古の「サウスダウン」等なり。

十八世紀の中葉より、殖民地議會は、大に國内の綿羊を增殖し、之が種類を改良せんことを議決し、隨て牧羊業の進歩を見んとせしが、革命戰爭の爲め、大なる打擊を蒙りしのみならず、平和恢復後も英國に於ては、綿羊の輸出を嚴禁せしが爲め、米國は種羊を得るに苦み、以て斯業の發達を阻害せり。

然るに千八百十年に至り、美質の羊毛を產せんが爲め、個人にして外國より「メリノ」種を輸入すること、二萬六千頭に及びしが、同種は全國に配布され、洽く之が蕃殖を見たり。而して千八百十五年及翌年に於ける、織物業不振の爲め、羊毛の需要を減ずること甚しく、牧羊者は殆ど「メリノ」種を屠殺し、盡すの窮境に陷りたれども、幾もなくして織物業は、其勢を恢復し、隨て牧羊者は再び「メリノ」種を撰び、從來の西班牙產「メリノ」種に代へ、羊毛の品質に於て、更に優良なる「サキソニー、メリノ」を輸入せり。

十九世紀の中葉に及び、牧羊上の傾向は、一般に美質の羊毛を產するものよりも、寧ろ毛は粗なりと雖も肉の美なる種類を飼養するを以て、利ありとするに至り、加奈陀及英國より、盛に之を輸入して、全國に普及せり。然るに此種は、羊毛の質に於て、粗惡なるのみならず、又其產量に於ても、甚だ少なかりしを以て、佛國產「メリノ」種を輸入し、自國在來の「メリノ」種に配合せしに、其雜種は、肉毛兩用として、遙に他種に優れりとせられたり。殊にミシシッピー河以東の諸州にては、人口の增殖に伴ひ、羊毛よりは寧ろ羊肉の需要を增し、主として肉用種を飼養せり。而して現今の傾向は、如何といふに、全國一般に羊毛に重きを置き、多く「メリノ」種を撰び、羊肉の需要最も盛なる地方と雖も、亦此現象を呈せり。

千九百年の調査に依れば、同年全國に於ける綿羊は、六千百八十三萬七千百十二頭にして、此内一歲以下の仔羊、二千百七十一萬九千九百三十九頭、一歲以上の牝羊、三千二百五萬八千九百二十頭、一歲以上の牡羊及劉羊、八百五萬八千二百五十三頭なり。而して此等は殆ど農牧場にあり、其農牧場にあらざるものは僅に全數の千分の四に過ぎず。左表は農牧場に於ける綿羊の頭數を地方に應じて別てるものなり。

地方	仔羊	牝羊	牡羊及劉羊	計
北太西洋部	一、七一三、五二一	二、二五九、八二三	二、七三、七五六	四、二四七、一〇〇
南太西洋部	九九二、七一六	一、三八一、三三〇	三二四、八六九	二、六九八、九一五
北中央部	六、一二四、八三五	八、六七五、五三二	一、三八〇、一八九	一六、一八〇、五五六
南中央部	一五四八、六二五	二、四三九、一三五	八八九、七一三	四、八七七、四七三
西部	一一、二七一、〇四九	一七、一〇一、八三二	五、一二六、七八八	三三、四九九、六六九
布哇	一七、四九二	六一、六四六	二二、九六〇	一〇二、〇九八
計	二一、六六八、二三八	三一、九一九、二九八	八、〇一八、二七五	六一、六〇五、八一二

此表に依れば、牧羊業は過半西部諸州に行はれ、綿羊三百萬頭以上を有する州は、ヲハイオを除き、悉く西部にあるを知るべし。即ちモンタナ六百十七萬四百八十三頭、ワイヲミング五百九萬九千六百十三頭、ニューメキシコ四百八十九萬九千四百八十四頭、ユータ三百八十一萬八千四百二十三頭、アイダホ三百十二萬千五百三十二頭、オレゴン三百四萬二百九十一頭にして、ヲハイオは四百二萬六百二十八頭を有せり。

千九百年に於ける、全國綿羊の見積價額は、一億七千三十三萬七千二弗にして、之を各地方に分ち、且つ一頭の平均價額を示せば、左の如し。

地方	價額 總	仔羊	牝羊	牡羊及劉羊	平均價格 仔羊	牝羊	牡羊及劉羊
北太西洋部	四、一四一、九〇一弗	八、二三二、一二五弗	一、〇七二、六四五弗	二・四二弗	三・六四弗	三・九二弗
南太西洋部	二、二三八、五六三	三、七六七、四四二	七五五、二六四	二・二五	二・七三	二・三二

全國	四二、〇二七、八二八	一〇一、八七六、一四二	二六、九三三、〇三二	一・九四	三・一八	三・三六
北中央部	一一、八六三、七七一	三〇、九六〇、八七四	五、二八七、〇四四	一・九四	三・五七	三・八三
南中央部	三、二二一、二二三	五、九六二、四〇五	二、一八〇、四五一	二・〇八	二・四四	二・四五
西部	二〇、五五〇、八七〇	五二、三六五、八八四	一七、六〇二、六五七	一・八二	三・〇六	三・四三
布哇	一、五〇〇	八七、四一二	三四、九七一	〇・六六	一・四二	一・五二

羊毛の產額は、千八百七十年の頃は、一億六千二百萬英斤に過ぎざりしが、千八百八十年には、二億三千二百五十萬英斤に增加し、千八百九十年には二億七千六百萬英斤となり、更に千九百年には、二億八千八百六十三萬六千六百二十一英斤となり、千九百二年に及びては、三億千六百三十四萬千三十英斤に達せり。尙ほ此他海外より輸入せる額は、千九百年に於て、一億五千五百九十一萬八千四百五十五英斤千九百二年に於て、一億六千六百二十六萬千九百九十英斤に上れり。其內外國產羊毛の輸出額は、千九百年に於て七百九十一萬二千五百五十七英斤、千九百二年に於て、三百二十二萬七千九百四十一英斤なりしを以て生產額と輸入額とを合し、此より輸出額を控除すれば、千九百年は四億三千六百六十四萬二千五百十九英斤、千九百二年は、四億七千九百三十七萬五千八十一英斤となる。此等は內國製造業の、原料に供せられたるものと見て可なり。故に米國は、自國の需要に對し、其六割六分迄は、之を國內に於て產すれども、其三割四分は、尙ほ之を海外よりの輸入に仰げり。

山羊

米國に「アンゴラ」種の山羊が、始めて輸入されしは、千八百四十九年にして此種の毛は「モヘーア」と稱し美質なる織物の原料に適し、肉は美味にして、且つ滋養に富み、乳汁も亦其質牛乳に優れるのみならず、同種の山羊は、好みて嫩芽を食するを以て、農夫が樹林を開墾するの際、之を飼養して、甚だ便益ありとす。千九百年以前に於ける山羊の數は、之を知るに由なしと雖も、同年に於ける數は、百九十四萬九千六百五頭にして、此百分の四、即ち七萬八千三百五十三頭を除き、其他は悉く農牧場にあり、而して之を有する農牧場は、全國に於て七萬七千五百三十四あり。左表は山羊を有する農牧場數、農牧場に於ける山羊の頭數及見積價額、並に一頭の平均價格を、地方に應じて示せるものなり。

地方	農牧場數	頭數	價額	平均價格
北太西洋部	一、九四五	六、三九一	三〇、一一四弗	四・七一弗
南太西洋部	一九、一〇一	二〇五、二八九	一七三、七六四	〇・八五
北中央部	一三、三九二	一二〇、〇三六	三九三、七七一	三・二八
南中央部	三四、九一七	九四二、四三三	一、二四九、一九七	一・三三
西部	八、一六〇	五九六、四五〇	一、四一八、五〇三	二・三八
アラスカ及布哇	一九	六五三	七三一	一・一二
全國	七七、五三四	一、八七一、二五二	三、二六六、〇八〇	一・七五

豚

殖民時代に輸入されし豚は、何れも不良なる種類なりしが、近年に及び大に改良を加へ、良種を產するに至れり。千八百十八年乃至千八百三十年には當時ペンシルヴァニヤのチェスター郡に普ねく飼養されし白豚に、英國產「ベッドフォルドシャイア」種を配して「チェスター、ホワイト」種を產し、千八百三十八年乃至千八百四十年の間にはヲハイオの西南に於て、「ポーランド、チャイナ」種出てたり。「バークシャイア」種は千八百三十年、英國

より輸入されしも、千八百七十年以前には、之を賞養するものを見ざりき。「ポーランド、チャイナ」種は後に「バークシャイア」種に配され、大に其性質を改めたり。

千九百年に於ける豚の總數は、六千四百六十九萬四千二百二十二頭にして、其内農牧場にあるもの、六千二百八十七萬六千百八頭其他にあるもの百八十一萬八千百十四頭、即ち全數の九割七分二厘は、農牧場に飼養せり。今豚を有する農牧場數及其豚數、見積價額、幷に一頭の平均價格を、地方別にすれば、左の如し。

地方	農牧場數	豚數	價額	平均價額
北太西洋部	四五三、三〇六	二、三二二、二〇六	一三、〇一一、六五一弗	五・六〇弗
南太西洋部	七五七、四三九	五、五六二、七六二	一二、七三八、七四七	二・二九
北中央部	一、七四〇、一三二	四〇、四七四、二八九	一六七、七七六、二四二	四・一五
南中央部	一、二六六、〇六九	一三、〇四七、八二七	三二、二三三、二〇四	二・四七
西部	一一八、四一七	一、四六〇、九五七	六、二一八、一八七	四・二六
アラスカ及布哇	六二六	八、〇六七	四九、六七六	六・一六
全國	四、三三五、九八九	六二、八七六、一〇八	二三二、〇二七、七〇七	三・六九

若し農牧場以外に於ける、豚の平均價格を前表に等しとすれば、其價額は六百七十萬八千八百四十一弗にして、之を農牧場に於ける、豚の價格に合するときは、二億三千八百七十三萬六千五百四十八弗となる。』

全國に於て、最も豚に富めるは、北中央部にして、全國に於ける總數の三分の二以上を有せり。北中央部諸州は、單り米國に於ける豚の產地たるのみならず、亦世界に於ても、屈指の地位を占むと云ふ。

農牧場に於ける面積に應じ、豚を飼養せる狀況を示せば左の如し。

農場	全農場數	豚を有する農場數	豚を有する農場の割合	豚數	豚の割合	豚を有する農場の平均豚數
三英町以下	四一、八八二	一二、五七六	三〇・〇%	六八、二四三	〇・一%	五・四%
三英町乃至十英町	二二六、五六四	九九、九八一	四四・一	四二四、八〇一	〇・七	四・二
十英町乃至二十英町	四〇七、〇一二	二二一、六四一	五四・五	一、一一九、三九一	一・八	五・一
二十英町乃至五十英町	一、二五七、七八五	八五七、二六七	六八・二	五、六三八、四〇六	八・九	六・六
五十英町乃至百英町	一、三六六、一六七	一〇八六、一一六	七九・五	一一、四四七、九五三	一・八二	一〇・五
百英町乃至百七十五英町	一、四二二、三二八	一、一七九、二三二	八二・九	一九、五四三、六一一	三一・一	一六・六
百七十五英町乃至二百六十英町	四九〇、一〇四	四三二、三一三	八八・二	一〇、五六八、〇一八	一六・八	二四・五
二百六十英町乃至五百英町	三七七、九九二	三二七、五八五	八六・七	九、八一四、二四四	一五・六	三〇・〇
五百英町乃至千英町	一〇二、五四七	八五、二六五	八三・一	二、八七二、二〇三	四・六	三三・七
千英町以下	四七、二七六	三四、〇一三	七一・九	一、三七九、二三八	二・二	四〇・六
計	五、七三九、六五七	四、三三五、九八九	七五・五	六二、八七六、一〇八	一〇〇・〇	一四・五

即ち最も多く豚を飼養せるは、五十英町乃至二百六十英町の農場にして、全數の六割六分以上を有せり。小農場に於て豚を飼養せるものは、平均五頭を有し、五十英町以上の農場は、平均十頭より四十頭までを飼養せることを知るべし。

家禽

現今米國に於ける、家禽の起原は、七面鳥を除けば、悉く歐羅巴若くば亞細亞より輸入されたり。家禽の內最も主要なるを雞となす。雞は亞細亞の原產にして、太古既に之を馴養し、合衆國へは、歐羅巴より殖民の當時に入れり。

現に合衆國に於て飼養せる雞の種類は、

第一、內國種　「プリマウス、ロック」「ワイアンドット」「ジャヴァ」「アメリカン、ドミニーク」「ジャーシー、ブリュー」。

第二、亞細亞種　「ブラマ」「コチン」「ラングシャン」。

第三、地中海種　「レグホーン」「ミノルカ」「アンダルーシャン」「スパニッシュ」。

第四、波蘭種　「ホワイト、クレステッド」「ブラック」「ゴールデン」「シルヴァー」「ホワイト、アンド、ベーアデッド、ゴールデン」「ベーアデッド、ホワイト」「ベーアデッド、シルヴァー」「バッフ、レースド」

第五、ハンバーグ種　「ハンバーグ」「レット、キャップ」「キャンバイン」。

第六、佛國種　「ブーダン」「クレーヴ、スーア」「ラ、フレッシュ」。

第七、ゲーム種　「ブラック、ブレステッド、レッド」「ブラウン、レッド」「ゴールデン、ダックウヰング」「シルヴァー、ダックウヰング」「レッド、バイル」「ホワイト」「ブラック」「バーチン」「コルニッシュ」「インデアン」「マレー」。

第八、バンタム種（ゲーム種を除く）　「セブライツ」「ローズ、コムド」「ブーテッド」「ホワイト」「コチン」「ジャパニーズ」「ボーリッシュ」。

第九、英國種　「ドルキング」「ヲルビントン」。

第十、其他　「ラッシャン」「スマトラ」「シルキー」「サルタン」、フリッズルス」「ラムブレッス」「ヨコハマ」「ネーケッド、ネック」。

等にして、此等は更に卵用種、肉用種、兩用種及愛翫種等に分つことを得。卵用種は、小形にして運動活潑にして産卵數最も多し「レグホーン」「スパニッシュ」「ミノルカ」及「ハンバーク」等其主なるものなり。肉用種は、産卵數少なきも、肉量多きを以て名あり、性質靜穩にして、舍飼に適す「ブラマ」又「ラングシャン」等之に屬す。兩用種は、産卵數多く、且つ肉量も豐かにして、農家が副業として、之を飼養するに適す「プリマウス、ロック」及「ワイアンドット」是なり。愛翫用種は、鬪鷄若くば家庭に於て、之を愛翫するに適し、産卵量肉量共に劣れり「ボーリッシュ」「ゲーム」及「バンタム」の三種即ち是なり。兩用種なる「プリマウス、ロック」及「ワイアンドット」は全國に於て、汎く飼養せられ、中に就き「プリマウス、ロック」を以て、最も普通とす「プリマウス、ロック」は發育容易にして、孵化後八週乃至十二週日を經れば、即ち庖厨用に供するを得べく、週年産卵し、其數一箇年二百個以上に達し、肉量も亦少からざるなり「バード、プリマウス、ロック」は殊に農夫の好む所なるが如し、此種は、アメリカン、ドミニーク」と「ブラック、ジャヴァ」とを配合して得たるものにして「ワイアンドット」は、ダーク、ブラマ」「シルヴァー、スパングルド、ハンバーグ」及「ブレダ」より起れりと云ふ。

七面鳥は、元と亞米利加の原産にして、其野生は、曾て太西洋沿海地方、墨西哥、中央亞米利加及北米中央の平原に栖息したり。而して其種類に二あり、一は合衆國及墨西哥に、他はホンドゥーラス國に栖息するものなり。然るに今や此等野生の七面鳥は、濫獵の結果、殆ど滅盡に近づきつつあるが如し。尙ほ又既に馴養され、現に汎く各地に飼養さるるものは「ブロンズ」「ナラガンセット」「ホワイト」「ホランド」「バッフ」「スレート」及「ブラック」の諸種なり。野生を馴養せるものに、配して得たる雜種は、往々好成績を奏せり。

家鴨は專ら、肉用として飼養せられ、其種類の最も著しきは「ホワイト、ペキン」「ホワイト、アイレスバリー」「カラード、ルイエン」「ブラック、カユーガ」「カラード、マスコヴヰー」「ホワイト、マスコヴヰー」「グレー、コール」「ホワイト、コール」、「ブラック、イースト、インデヰアン」及「クレステット、ホワイト」等にして、中に就き「ペキン」は全國に普通飼養せらる。

鵞の飼養は、他の家禽の如く盛ならず。種類は「トゥールース」「アフリカン」「エンブデン」「チャイニース」「ワイルド」及「エジプチアン」等あり。

近來米國に於て、養禽業の盛大となりし、重なる原因四あり。一は人口の增殖と共に、其需要額を增加せし

こと、二は交通機關縱横に開通し、運搬に多くの費用を要せざること、三は學術の進歩に伴ひ、家禽飼養法を改め各種の病症を豫防するに至りしこと、四は冷藏庫を設け、生肉、生卵を貯藏し、其腐敗を防くの方法等の行はれしによる。

千九百年、全國農牧場に於ける鷄は、三箇月以下の雛を除き、二億三千三百五十九萬八千八十五羽にして七面鳥は六百五十九萬九千三百六十七羽、雞は五百六十七萬六千八百六十三羽、家鴨は四百八十萬七千三百五十八羽なり。左表は之を地方に別てるものなり。

地方	鷄	七面鳥	雞	家鴨
北太西洋部	二七、九五二、一一四	五二九、九三二	一四四、五二七	四五三、五八〇
南太西洋部	二二、二九三、九一二	八一〇、九七五	九〇八、九〇八	四五八、九一八
北中央部	一二三、四六九、〇六八	三、〇七二、四五六	一、八九九、〇二六	二、四一六、三二七
南中央部	五〇、二九九、六三一	一、八七六、三八二	二、五八九、一六四	一、二五七、〇四八
西部	九、五五一、二九六	三〇四、九五〇	一三五、一六三	一九九、九七七
アラスカ及布哇	三二、〇六四	四、六七二	七五	二一、五〇八
全國	二三三、五九八、〇八五	六、五九九、三六七	五、六七六、八六三	四、八〇七、三五八

合衆國に於ける農牧場の八割八分八厘は、家禽を飼養せり、而して北中央部に於て、養禽業は最も盛なり。此地方に於ては、一農場に對する平均十養鷄數は、六十一羽強にして、北太西洋部は四十六羽強、南太西洋部は二十六羽強、南中央部は三十五羽弱、西部は五十八羽弱、アラスカ及布哇は三十三羽なり。北中央部の農場にては、養鷄を主業とせるもの多しと雖も、他の地方にては、多く之を副業とせり。全國に於て、最も鷄に富める州五あり、即ちアイオワは、千八百九十萬七千六百七十三羽、イリノイズは千六百六十萬七百二十八羽、ミッゾーリーは千四百九十萬三千六百一羽ヲハイオは千四百二十六萬九千五百二十五羽、テキサスは千三百五十六萬二千三百二羽にして、其内アイオワにては、一農場平均八十八羽を有せり。

合衆國の人口は、千九百年に於て、七千六百三十萬三千三百八十七人、其内村落の人口は、三千九百五十二萬八千三百九十八人なるが故に、鷄の數は總人口に對し、一人平均三羽強、村落にては一人平均六羽弱を有する割合なり。

全國農牧場に於ける、家禽の總見積價額は、八千五百七十九萬四九千百九十六弗にして、其内北中央部に於けるものは、四千三百四十一萬六千六百二十九弗なり。

鷄卵は千八百九十九年の產額、十二億九千三百八十一萬九千百八十六打にして、其價額は一億四千四百二十八萬六千百五十八弗、即ち一打平均十一仙二なり。

蜜蜂

蜜蜂は何れの時代に移されしを知らずと雖も、其太平洋沿海諸州にまて傳はりしは、近く五六十年來にあり。以前米國に於ける蜂種は、獨逸種に屬したりしが、千八百六十年、農務省は始めて伊太利種を輸入し、「後二十年を經て、「サイプリアン」種を入れ、次て「カルニオラン」種を得たり。其他の種類にして、輸入されしものなしとせざれども、前記の四種は、一般に稱揚せらるる所なり。

千九百年に於ける全國の蜂群は四百十萬九千六百二十六箇にして、其價額は千十八萬六千五百十三弗なり、而て全國に於て最も蜂群に富めるは、南中央部諸州にして、百二十八萬九千三百八十四箇、次は北中央部諸州にして、百十八萬七千八百五十六箇を有せり。若し之を農場の數に比較するときは南太西洋部諸州は總農場の一割五分八厘は養蜂を營み、其割合に於て全國に冠たり。尚ほ左表を見て其詳細を知る

べし。

地方	總農場數	養蜂を營める農場の數	養蜂を營める農場の割合	蜂群數	價額
北太西洋部	六七七、五〇六	六四、一〇	九・五%	四一三、七〇九	一、三七〇、七三二弗
南太西洋部	九六二、二二五	一五一、八六三	一五・八	八五四、九〇九	一、六六四、六三六
北中央部	二、一九六、五六七	二三三、七二一	一〇・六	一、一八七、八五六	三、五〇五、六七五
南中央部	一、六五八、一六六	二二五、一〇〇	一三・六	一、二八九、三八四	二、五一三、三九七
西部	二四二、九〇八	三二、四二一	一三・三	三六二、三八一	一、一二三、六四七
アラスカ及布哇	二、二八五	四六	二・〇	一、三八七	八四二六
全國	五、七三九、六五七	七〇七、二六一	一二・三	四、一〇九、六二六	一〇、一八六、五一三

又全國に於て、生産せる蜂蜜の量は、六千百十九萬六千百六十英斤にして、蜜蠟の産額は、百七十六萬五千三百十六英斤なり。而して之を合すれば、其價額は、六千六百六十四萬九百四弗に上れり。

第六章　米國の酪業

合衆國の酪業は、學理と技術との應用を努め、且つ共同組織を以て、經營せるが故に、各種の農事中、最も顯著なる發達を遂けたるものなり。

合衆國は到る處、殆ど乳牛の飼養に適せざるはなく、又佳良なる牛肉及牛酪を產すと云ふも、敢て過言に非ざるなり。想ふに製酪業は、氣候、土壤、水質及牧草等の如何に依り、其成績一ならずと雖も、之に基づく影響は、人力を以て、左右するを得べく、又自然力に於て及ばざる所は、即ち技術を以て補足し得るが故に殊に著しき進歩と盛況とを爲せり。

合衆國に於ける乳牛は千九百年の調査に依れば其數千八百十一萬二千七百七頭にして、內千七百十三萬九千六百七十四頭、即ち全數の九割四分六厘は、農牧場にあり、又九十七萬三千三十三頭、即ち全數の五分四厘は、農牧場以外にあり。今農牧場に於ける、乳牛の頭數及價額を、地方別に示せば左の如し。

地方	頭數	價額	平均價格	頭數百分比例
北太西洋部	三、四九六、二六六	一一、八三九、二四七弗	三一・九九弗	二〇・四
南太西洋部	一、三八三、三一九	三〇、三九六、三七九	二一、九七	八・一
北中央部	八、四九〇、二八四	二六七、四五四、一八一	三一・五〇	四九・五
南中央部	二、八九九、二三六	六八、二二七、九二一	二三・五三	一六・九
西部	八六六、五二八	三〇、六九八、七七三	三五、四三	五・一
アラスカ及布哇	四、〇四一	一二八、六三〇	三一・八三	*
全國	一七、一三九、六七四	五〇八、七四五、一三一	二九・六八	一〇〇・〇

*〇・一以下

是に由りて之を觀れば、農牧場に於ける乳牛の四割九分五厘は、北中央部、二割四厘は北太西洋部諸州にあり。此等の地方は米國に於ける、主要なる酪業地と稱して可なり。而して其西部は乳牛の數最も少なく、僅に五分一厘を有するに過ぎず。全國農牧場に於ける乳牛の總價額は、五億八百七十四萬五千百三十一弗にして全國農牧場に於ける、總牛價額の三割四分五厘を占む。又全國に於ける乳牛一頭の平均價格は、二十九弗六十八仙にして、更に各州に於ける平均價格は、アラスカ最も高くして六十二弗三十一仙、次はモンタナにして四十一弗二十九仙、其最も安價なるは、フロリダにして、十三弗三十一仙なりとす。

乳牛の農牧場以外にあるものは、千九百年の調査に依れば、九十七萬三千三十三頭にして、此價額は二千八百四十八萬七千百十五弗とす。而して今之を各地方に別つときは、北中央部諸州は、四十三萬七千五百九十八頭(價額千三百七十八萬四千三百三十七弗)を有して最上位にあり。之に次ぐは南中央部諸州にして、二十萬三千九百三十三頭(價額四百七十九萬八千五百四十三弗)、次は北太西洋部諸州にして、十六萬九千四百十九頭(價額五百四十一萬九千七百十四弗)なり。右の内北太西洋部諸州は、頭數に於て南中央部諸州に次げりと雖も、其價額に於ては、却て之を凌げるを見るべし。

全國到る處、酪業の行はれざるなきは既に之を述べたり。然れども其發達の程度は、各地に於て同一なるを得ず。即ち乳牛の頭數を以て比較するときは、左の十州は全國に於て、最も重要なるものと謂ふべし。

一	ニューヨーク州	一、五〇一、六〇八頭
二	アイオワ州	一、四二三、六四八
三	イリノイズ州	一、〇〇七、六六四
四	ウヰスコンシン州	九九八、三九七
五	ペンシルヴァニヤ州	九四三、七七三
六	テキサス州	八六一、〇二三
七	ヲハイオ州	八一八、二三九
八	ミッゾーリー州	七六五、三八六
九	ミンヲソータ州	七五三、六三二
十	カンサス州	六七六、四五六

又千八百九十九年の統計に依り、牛乳の生産量を比較し、其重要なる州を擧れば、

一	ニューヨーク州	七七二、七九九、三五二瓦
二	アイオワ州	五三五、八七二、二四〇
三	ペンシルヴァニヤ州	四八七、〇三三、八一八
四	ウヰスコンシン州	四七二、二七四、二六四
五	イリノイズ州	四五七、一〇六、九九五
六	ヲハイオ州	四二五、八七〇、三九四
七	ミンガン州	三〇九、六一七、〇四六
八	ミンネソータ州	三〇四、〇一七、一〇六
九	ミッゾーリー州	二五八、二〇七、七五五
十	テキサス州	二五一、三四二、六九八

更に又酪業に伴へる、生産物の價額を比較せば、其重要なる諸州は左の如し。

一	ニューヨーク州	五五、四七四、一五五弗

二　ペンシルヴァニヤ州　三五、八六〇、一一〇弗
三　イリノイズ州　二九、六三八、六一九
四　アイオワ州　二七、五一六、八七〇
五　ウヰスコンシン州　二六、七七九、七二一
六　ヲハイオ州　二五、三八三、六二七
七　ミシガン州　一六、九〇三、〇八七
八　ミンネソータ州　一六、六二三、四六〇
九　テキサス州　一五、五一〇、九七八
十　ミッゾーリー州　一五、〇四二、三六〇

最後に酪業を以て生産業と爲せる、農場の數を比較するときは、其重要なるもの左の如し。

一　ニュー、ヨーク州　六七、四五七圓
二　ペンシルヴァニヤ州　三二、六〇〇
三　ウヰスコンシン州　二五、二四六
四　メイン州　一七、七四〇
五　ヴァーモント州　一六、七〇〇
六　イリノイズ州　一五、六〇二
七　マサチュセッツ州　一四、九〇〇
八　ミシガン州　一四、一一六
九　ヲハイオ州　一二、七六八
十　アーカンサス州　一〇、二三八

以上の比較上より見れば、ニューヨーク州は凡ての點に於て、各州よりも遙に長足の進歩を現はし、優に第一位を占め、ペンシルヴァニヤは農場數及酪産物にては第二位、牛乳の生産量は第三位、アイオワ州は頭數と牛乳生産は第二位、イリノイズ州は乳牛頭數及酪産額に於て第三位、ウヰスコンシン州は農場數は第三位、乳牛頭數と酪産額は第四位にあり、其他に至りては、特に之を記するの要なし。

農牧場に於ける牛乳の生産量は、千八百九十九年の統計に依れば、七十二億六千六百三十九萬二千六百七十四瓦にして其内四割九分七厘は、北中央部諸州に産し、二割五分一厘は北太西洋部諸州之を出せり。而して全國中酪業を主とせるは、北太西洋部諸州にして、從て同地方に於ては、牛乳の平均生産量最も多し。又北中央部及西部諸州に於ては、牝牛は多く食用牛の蕃殖に供せられ、牛乳の生産産に重きを置かざるを以て其平均生産量は至つて少なし。

左表は各地方に於ける、牛乳の生産量及其販賣量、並に牛酪又は乾酪の製造に利用せられたる量等を示すものなり、但し千八百九十九年の統計に依る。

地方	乳汁生産量	乳汁販賣量	牛酪製造に供せられし量	乾酪製造に供せられし量	「クリーム」の販賣量	農場の消費乳汁量
北太西洋部	一八二七三四七、四七三	八八一〇三七九、〇九二	七二一九九五、五七八	五八六一九五九	五七四三二、七七八	一六〇五七〇六六
南太西洋部	四九二一三八、四六五	四四、五二一、九五五	三二一八八九、二九一	六三四五八三	一四七九、五六六	一三三、六三三、〇七一
北中央部	三六〇九九〇〇三三八	一、〇五四八〇六、三三三	一八八六八六六、六二四	六九一六一五八	五一〇五九〇〇一六	六一〇二七二、一九七
南中央部	九七三、九五〇、一八八	三九四八〇、九一八	六〇七三一六五五	六一五四七三	一三一四二七三	二八一九〇七八七〇
西部	三六二、四六七、八五〇	一一四五四一九一九	一七九二〇八〇四六	七二六五八四三	三〇六〇、九九八	五八三九一〇四五
アラスカ及布哇	五八八三七〇	八五一三五	四一六七四〇	一六	—	八六四七九

全國	七、三六六、三九二、六七四	二、二三四、九五、三四三	三、七五二、一〇七、九四四	二、二八四、〇二九	二四、三七六四一	一、二四四、八五七、七一八

牛酪は千八百九十九年の製造高、十億七千七十四萬五千百二十七英斤、販賣高は五億一千八百十三萬九千二十六英斤にして、此價額八千六百六十萬六千四百四十六弗とす。即ち左の如し。

地方	製造高	販賣高	販賣價額
北太西洋部	二〇六、二八四、四五一 英斤	一四五、七七三、九四五 英斤	二八、三四六、八五二 弗
南太西洋部	八九、一一一、三二六	二四、四三二、五六六	四、二一四、九四三
北中央部	五三九、一〇四、七五〇	二八四、九九五、五五六	四二、六九五、八二四
南中央部	一八五、九二三、三三〇	三二、二四六、一〇六	五、二三一、二一三
西部	五一、一〇二、二九九	三〇、五九四、五九四	六、〇八二、一四一
アラスカ及布哇	一一九、〇七一	九六、二五九	三五、四七三
全國	一、七〇一、七四五、一二七	五一八、一三九、〇二六	八六、六〇六、四四六

次に乾酪の製造高は、同年に於て千六百三十七萬二千三百三十英斤にして、其販賣高は千四百六十九萬二千四百四十四弗なり、即ち左の如し。

地方	製造高	販賣高	販賣價額
北太西洋部	四、五〇九、一九九 英斤	四、二二八、三九〇 英斤	四〇四、七一九 弗
南太西洋部	四八〇、四四八	四三六、七〇三	二五、〇四〇
北中央部	五、三二〇、一二二	四、六四九、六四一	三九九、九七一
南中央部	四七三、四四〇	九〇八、九〇七	二八、二一七
西部	五、五八九、一〇九	五、〇六八、九〇一	四八四、四九七
アラスカ及布哇	一二	—	—
全國	一六、三七二、三三〇	一四、六九二、五四二	一、三四二、四四四

合衆國に於ては、酪業の盛なる概ね右に述べしが如くなりと雖も、其發達は比較的近年の事に屬す。元來酪業の行はれしは、遠く殖民時代にあるも、其規模狹小、設備甚だ簡易にして、十九世紀の初葉に至りても猶ほ幼稚なる製造器を用ゐ、乳牛の如きは土產雜種牛に屬し、飼養法の如き甚だ粗雜にして、往々家畜をして死に至らしめたりき。十九世紀の中葉に至る迄、酪業を營むものは、若干の地方に限られ、製造者は過產を恐れて、僅に少量を產せり。千八百四十年前迄は、乾酪の歐洲に輸出せらるるものを見ざりしに、幾もなくして、年々三百萬英斤乃至千七百萬英斤を輸出するに至り、爾後斯業は益々進步發達し、ニューヨーク、ヴァーモント及マサチュセッツは、特に牛酪の生產を以て名あるに至れり。千八百五十九年以降製酪業の共同組織起り、爲めに斯業の發達をして、一層迅速ならしめたり。而して其共同製酪所が、始めて合衆國に起りしは、千八百五十一年ニューヨーク州オネイダ郡にして、千八百六十九年の頃に至りては、全國に於ける製酪所は、一千箇所の多きに及びたり。

蓋し共同製酪事業の勃興は酪業に一大起原を開けるものと謂ふべし。而して其以前に在りては、農民は各自單獨に、之が製造を爲したりしが、共同組織の成立後に至りては、俄に其面目を改め、殊に大規模の製酪所を設置し、以て勞費を省き、且つ其改良を見るに至れり。更に之を詳言せば、當時の共同組織たる(一)ほ純然たる組合にして、牛乳の生產者たる農民は、之が組合員たり、而して其中より支配人を互撰して、其業

務に當らしめ、純益は原料の供出高に應じて、之を結合員に配當せり。(二)は株式組織にして、株主は主に農民より成り、原料は株主以外のものよりも供出せしめ、株主は資本に對する、一定の利子を受け、原料の供出者は、各其供出高に應じて、利益の配當を受く。(三)は自營組織にして、牛乳は時價に應じて、之を生産者より購買し、其損益は製酪者自ら負擔せり。(四)は一種の請負組織にして、製酪所は生産者より供出したる牛乳をば、自個の費用を以て之を製酪して販賣し、以て一定の手數料を、原料供出者より受くるものとす。尙ほ今日に至りては、製酪業に關する機關各地に於て設置せられ、其多くは法人の資格を有し、且つ州廳より若干の補助金を受け、以て斯業の改良發達を圖り、或は酪業に關する諸般の講話を爲し、或は印刷物を發刊して之を配布せり。而して此種の機關にして、牛酪業者と乾酪業者とは、互に獨立を爲せる州少からず。又政府は農務省に酪業部を置きて、專ら斯業の奬勵指導を努めり。加之各地には酪業學校ありて、其學理と實地の技術とを敎授して、斯業の技術者を養成せり。要するに酪業の改良進歩に關する研究盡力は殆ど至らざる所なき狀況にして、是を以て如何に其盛大なるかを察するに足るべし。

製酪組合に關しては、「製酪組合の利益設置すべき地方、組織及設備」と題し、ヘンリー、イー、アルヴォルド氏の報告あり、左に之を抄譯して以て參考に供す。

アルヴォルド氏の報告

農家が共同組合を組織して、一個の製酪所を設立し、一定の品位を具へたる、多量の生産品を市場に供給したる爲め、其價格の比較的高位を占むるを得るに至りたるは、之を夫の從前農家が、各自小規模の製造法に據りて、其製品の品質均一ならず、之を市場に販賣するに方りても、勢ひ低廉の價格を以て、買ひ取られたりしときに比較するに、中小農の享受する利益は、非常に增加したるものと謂つべきなり。

然れども利益の存する所は、又往々危險損害の伏在する所たるは、世の常態にして、又奇とするに足らず。

米國南ダコタ州に於ける製酪所の圖

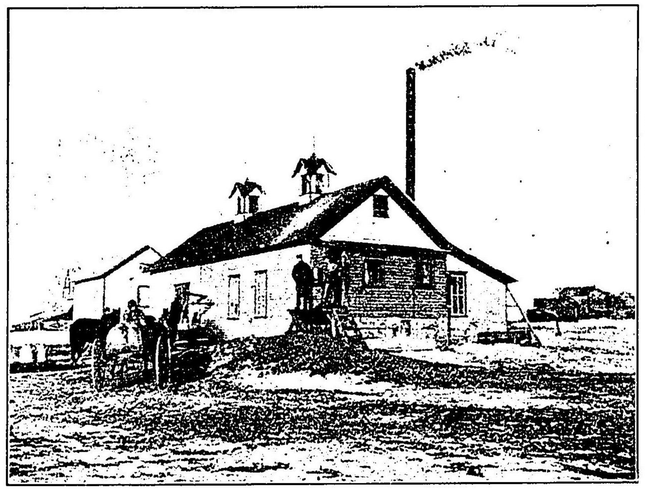

（初期の建造物を示す）

米國ニューヨーク州に於ける製酪所の圖

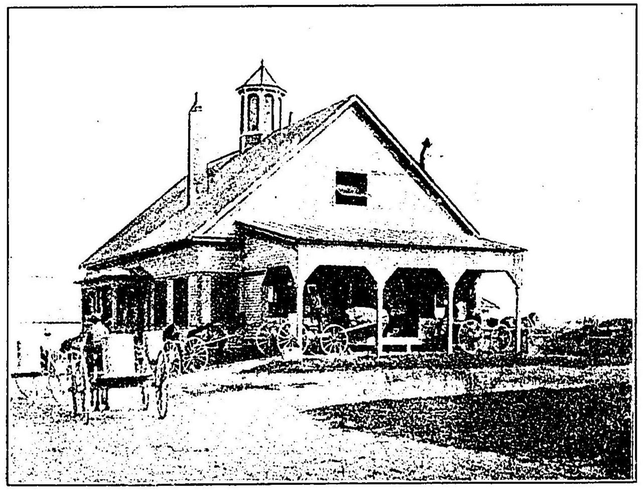

（進歩せる建造物を示す）

其製酪組合が失敗して、損害を組合員に被むらしむること屢々なるは、畢竟組合員が此事業に關する、精密なる調査研究を遂げずして、多くは漫然企業着手せしに因りてなり。

紡績業が家婦の業より進歩して、會社組織の工業に移りたると同じく、製酪業も亦農業の範圍を脱して少なくとも組合組織の製造業と成れるは、即ち以て斯業の進歩と云はざるを得ず。

若し夫れ大農場にして各種の設備完整し、其産額多量に、市場に對して、需給の關係順調なるものあらんか、製造に要する加工費は、比較的低廉に、生産物の品位は一定し、從て價格も亦優等にして、生産者の收益多大なるべし。斯の如くんば、組合製酪事業の理想せる數點は、既に獲得せるに庶幾く、更に組合組織と爲すの要なきなり。

上述せるが如く、製造業は規模の大なるに隨ひ、一定量の生産品に對する加工費を減却し、又器械、從業技術者等の整備せる點に於て、遙に小規模の同業者を凌駕するものとす。例へば百戸の小農業者が、各自單獨に製酪を營みたると、之を一個の組合製酪所に於て爲したるとは、其經費の多寡若くは製品品質の優劣に於て、其差異果して幾許ぞや、亦説明を要せざるなり。

今や製酪組合の利益に關しては、世上既に定説あり、又幾多の例證あり、敢て贅言を費するを須ゐず。乃ち直に進んで左の數事蹟を列記するに止めん。

一　組合製酪所の製品は、其地方在來の優等品に等しきものを生産するに至れること。

二　一定量の牛乳に對し、多量の牛酪を製造するに至れること。

二　製品の價格昂騰し、隨て一定量縱令へば一英斤の製品に對する純益の增加せしこと。

四　自家製造廢止したるより、從來製酪事業に投入したる、資本を減少し得たること。

五　前記の如く投資額を節減するも、若干頭數の畜牛より收むる乳酪製品の收利は、却て自家單獨に

經營せる時よりも增加せること。

六　製造より販賣に至るまで、一切の勞力と煩雜との患之れ無きこと。

七　前記の勞力節減の結果、組合員は畜牛の數を增加し得るに至り、且つ泌乳の性質を改良せんが爲め競て良牛種を飼養せるに至れること

前條の効績を擧げたる實例は、幾百に止らずと雖も、余は茲に唯其一例を記して之を證せんとす。千八百八十四年、從前製酪業に關して、特に世人の注意を惹かざりし某地方に於て、一個の製酪組合新設を見たり。其組合員數は十七人、其所有に係る畜牛數は一百頭、每頭一年の製酪量は二百八十九英斤にして、其製品は未曾有の良價を以て購買せられ、組合員の利益も亦同じく未曾有の巨額なりしより、組合員中一人も脫退を申出でたる者なく、組合事業は愈々繁盛の域に向ひ、九年間に組合員が、每月組合より受取れる現金は、四十五萬八千弗に達したり。而して組合員は、原料生乳を製酪組合所に送り、直に牛酪に對するの價額を收むるを得べく、其狀恰も購入者は家門を叩きて、之を待つものに似たり。されば組合員の畜牛は其頭數二倍或は三倍に增加し、地方に於ける各般の事業は悉く活氣を帶び來り、經濟上の事情は固より、住民の敎育道德に至るまで、全く一新生面を開くことを得たり。

製乳事業に組合組織を應用したるは、之を乾酪事業に經驗したるに始まる。而して其創立年代の最も古き製酪組合は、千八百六十四年ニューヨーク州に千八百六十七年イリノイズ州に、千八百七十一年アイオワ州に千八百八十年マサチュセッツ州に設立せられたるものとす。輓近に至り新設の箇所は、其數非常に增加せり。即ち左表の如し。

州名	一八六五年	一八七四年	一八八〇年	一八八八年	一八九〇年	一八九四年	一八九五年
アイオワ		四五	二四四	四六八			八五五
イリノイズ		四五	二八五		三九六	五三〇	
ニューヨーク	四八四	一〇一八	一六五二		一二四	一六二四	
ヴァーモント		三二	八五				二五〇

本表組合數には、乾酪組合を含む、然れども、ニューヨーク州の外は其數多からず。例へばアイオワ州に於ける、千八百八十五年現在八百五十五組合の中、乾酪組合は僅に六十五にして、其中十七組合にては、牛酪製造をも兼ね行ふものなり。而して此州に在りては、牛酪の製產、製酪組合の數及組合製酪の產出額は現今合衆國中、最も多しと稱す。然れとも合衆國の牛酪產出總額に比すれば、組合製造に係るものは、尙ほ幼稚の域にありとす。又アイオワ州は、合衆國總產額の一割を產し、組合製造に係るものは其半に達せず。イリノイズ州は合衆國總產額の七％を產すれども組合製造に係るものは大約其三分の一を占む。ニューヨーク州は同じく九％を產すれども、中に就き組合製造のものは、僅に其八分の一なるのみ。

更に合衆國全體より觀察するに、千八百七十年の「センサス」には、製酪組合の存在及此種組合の製酪額に關しては、何等の記載する所なく、千八百八十年の「センサス」には、全國の製產品中三・五％の組合製酪ありと記し、千八百九十年の「センサス」には、同じく十五％以上ありと云へり。更に千八百九十六年に至り、全國の產額十四億英斤中、組合製品は、大約三億英斤あり。之を百分率に改算すれば、即ち二十一％强に當る。

製酪組合の組織及業務執行の方法に關しては、各其の特色ありて、悉く同一轍に出づること能はずと雖も、組織の點より組合を大別すれば、左の三種に別つことを得べし。

一　純粋の共同組合
二　合資組合
三　一個人の經營

純粋共同組合の組合員は、各若干頭數の乳牛を飼養し、組合の事業たる牛酪製造に必要なる、生乳を供給すると同時に、右製酪所の共有者にして、組合員は各自飼養する牛數、若くば一定の契約に基づき、組合の創業費を醵出し、事業の經營は、理事者を選擧して之に委任し、其事業經營に支出せる經費及製品賣上代金は、組合員の供給せる生乳量、乳皮若くば酪脂等に比例して、配當するを常とす。此種の組合は最も有望なるものにして、其新設を希望するの情、吾人に於て極めて切なる者あり。唯組合員が信念深く、各自共同一致の利益を重じ、理事者は組合の事業を見ること、恰も自家の利害を慮るが如きの誠意精神に富める者なることを要す。

合資組合の組織は、一般の會社組織に於けると異なる所なく、出資者の住所は、必ずしも製造所附近ならずして、遠隔の地方に在住するも不可なきなり。又組合員が飼牛を有すると否とを問はず、總て製酪の原料たる生乳は、若干の年月期間を約して、生産家より之を購入し、製品賣却金を積算して、損益を組合員に分つものとす。此種の組合は、出資者が農民なるとき若くは出資者中事業に熱心なる者あるときは、即ち成功を見るべし。

個人の獨力經營は、出資者一人なるか、或は組合なるを得。其他原料たる生乳、或は賣却製品は、經營者の全責任を以て處分すること、一般の營業法に異ならざれば、特に説明を要せず。

各地方に在て最も成功せるを見るは、合資組合と純粋共同組合とを併合せる組織に依るもの多し。此組織に依れば、其多數若くば主なる者は、原料を供給する農家より成れる、組合員の出資金を以て、製酪所を

新設し、而して業務の經營は、純粋の共同組合組織に依るものにして、即ち生乳を供給する組合員には、製造及販賣に要する諸般の經費を賣却代金より差引きて支拂ひ、出資組合員の拂込資本に對する、利益の配當は、前記組合經費として、原料供給者より徴收せる金額を以て之に充つるものとす。

此混合組織を採る製酪組合に在ては、固定資本の償却金及準備金を積立て置き、豫め市場の恐慌等に對し、覺悟し置くを要す。

製酪組合は、業務執行の方法により、大略左の三種類に分つことを得。

第一　組合に分離器を備付け、生乳の供給を仰ぎて、製酪するもの。

第二　乳皮の供給を仰ぎて、製酪するもの。

第三　分離器を用ゐずして、全乳より製酪するもの。

製酪組合の盛に行はるる地方に於て、現今最も流行するものは第一種に屬し、又最も進歩せる方法なり。此方法は組合の乳皮分離器を組合又は生乳供給者が便宜の箇所に置き、生乳を分離し、乳皮を供給せしめ、滓乳(殘乳)は之を組合より返戻すると否とは、供給者の自由に任ずるものとす。而して購入價格は、生乳量若くば生乳の含有する酪脂量を檢定し、之を標準とす。

此方法を採用せる製酪所は、製酪に必要なる乳皮のみを貯藏し、又生乳の供給を辭せざるを以て、各供給者即ち農家に於ては、特に乳皮分離の爲めに、氷若くば冷水を準備する等の煩雜なきが故に、自他の利益する所、極めて多く、殊に氣候温暖なる地方に在ては、其利益最も多大なりとす。

此方法の不便とする所は各農家は一度生乳を分離所に持ち來り、乳皮の分離を終へて後、復び自家に齎らし歸らざるを得ざるの一點にありと雖も、分離所の數を唯一箇所に止めず、供給農家の生乳を持ち來るに好都合の地點を按じて、茲に數個の分離所を設置し、製酪所よりは馬匹を驅りて、此等の數分離所に

至り、乳皮を集收すべし。斯の如くして各供給農家の不便を減少することを得、之を第一種に屬する方法とす。

茲に又ウヰスコンシン州に於て、初めて實行し、其後幾もなくしてアイオワ州に傳播せる方法は、新英蘭地方に初めて製酪組合起りし時代より實行せられ、現今尙ほ同地方に盛に行はれつつあり。

右方法に依れば、以前は同一製酪組合に加盟せる農家は、分離器の種類、其他生乳の處理方法等に至るまで悉く一樣なるを必要とせり。即ち農家は毎日各自乳皮の分離を行ひ、之を組合より巡回出張する、取集人に渡すときは、組合に於ては供給者若くば牛種の差異を問はず、乳皮分離作業の一樣なるに因り、酪脂の價値を同一と看做し、容量に依りて、例へば、既に形狀大小の同一なる、分離器を使用せるが故に、容器中の乳皮一英寸に對し、若干の代價を供給者に支拂ひしが如し。然れども此方法は固より製酪上乳皮の價値を計算するに於て、決して正鵠を得たるものに非ざるを以て、輓近に至りては、當然乳皮所合の、酪脂の量に比準して、購入價格を決定し、往時の如く容量に依らざるが故に、乳皮を供給する農家も、亦、各其好む所に隨て、分離器の種類若くば分離の方法を採用するに至れり。

乳皮を組合に送致するは、或は舊時の如く、組合より出張せしむる取集人に渡すものあり。或は附近組合員の中より一人を選みて之に代辨を委任するものあり。其時期は或は毎日或は隔日或は不定期に組合に輸送するものあり。此の如きは固より組合員と組合との双方の契約等によりて同樣ならず。此乳皮供給を仰ぐ製酪組合は、前述する所に明瞭なるが如く、初めは各供給者に冷藏庫若くば氷室の設備等を必要とせしも、分離器の應用流行するに及びて、今は全く此等の不便を脱却するを得たり。即ち生乳を乳酪組合に送り、滓乳を携へ歸るの煩勞は、分離器使用の功程と、其地を換ふるに至りたればなり。

第三種に屬する全乳を購入して、牛酪原料と爲すの組織は、乳質の酸敗を防止するに要する、氷室其他の諸設備等に、經費を要すること少からず、輓近に至りては、其盛行を見ず

要するに新に製酪組合を組織せんとする者は、共同組合組織に加味するに、乳皮の供給を仰ぐの方法を採用し、原料の價格は、所合の酪脂量に準據するとせば、最も可なりと信ず。

製酪所の新設

製酪所を設置すべき有望の好位置は、從來製酪事業に經驗あるも、生産物の品質、尙ほ未だ世上に名聲を得るに至らざるが如き地方を最も適當なりとす。其理由は事業の經營に必要なる原料は故らに奬勵の必要なくして備はり、家畜飼養の方法より乳皮分離の技術等に至るまで、供給農家に於て既に十分の經驗と熟練とを有するが故に、其將來如何の改善且つ進歩を期すべきか等を知ること、大なるものあればなり。其設置地點を撰擇することの必要、夫れ此の如し、而かも之を決すること匆卒にして、十分の調査を遂げず、漫然着手したる結果、現今悲境に陷れるもの、其數甚だ少からず。

茲に製酪組合の新設を計らんと欲せば、大凡そ下の手段を執るを可と爲すべきか。

一地方の畜牛農家を集めて、平易に談話的に、十分胸襟を開きて、事業の性質、趣旨、設計等に就きて說明し、集會者をして充分了解する所あらしむべし。此會席には多數の畜牛を有する者は、此企業に同情を寄せざる者と雖も、可成出席を勸誘し、尙ほ製酪組合事業に從事して、成功せる理事者、竝に其地方に於ける牛酪商人等は、必ず協議の席に出席を依賴して、新設組合事業の企業に關ずる、諸般の注意助言を求むるを必要とす。中に就き既設組合にありて、成功せる理事者の如きは、必ず出席を請ふを必要とす。

最初の協議會に於て、事業進行の談經まらば、三名乃至五名の委員を撰みて、十分精確なる調査を遂ぐるを要す。此委員は固より適任者を撰擧する者なるべきは說明を俟たず。同時に若干の寄附金を募りて必要の費途に支出するの用に供すべし。此委員は調査進行の結果、正式の創立委員となり、創立總會を召集

するに至ることありとす。

創立委員にして、固より組合に加盟せんと欲するものは、其附近地方に於て成功せる製酪組合に抵り、親しく組合理事者に就き、組合業務執行の方法及現況等は勿論、組合員の受くる利益負擔等に至るまで、實際に調査するを要す。

新設製酪組合の、成功に必要なる條件は、大凡左の如し。

製酪所の附近には、少なくとも六箇月間は、間斷なく事業の經營に必要なる生乳供給を爲すに足る丈けの畜牛頭數なかるべからず。組合事業にして順調に進行せば、其附近地方の畜牛頭數は、自ら增加すべしと雖も、組合は創業當初より、經營に要する生乳供給を確實にしたる後、企業に着手するを要す。先づ製酪所を起し、地方畜牛頭數の增加を期するが如きは、抑も事の前後本末を誤るものと謂はざるべからず。

製造工業に於て、大規模の企業は、規模小設計のものに比較するときは、其製造費は同一の數量に對し、設計小規模なるものより多し、製酪組合の事業も亦此の原理を免れず。一千頭の搾乳を原料とする製造所に在ては、原料の取集、製造費、流通資本及固定資本の償却並に利子等を通算して、一英斤の製造費は四仙を超えず。組合の所在地良好なるときは、三仙位にして事足るべし。例へば各組合員が自ら原料を其製酪所に送るものとせば、事務費減却せられて、二仙以下にして足ることあり。元來新設の製造所に在ては、每日の經費四五弗を要するを以て、牛酪の製造額は、少くとも百英斤以上ならざるときは、損耗を來すの結果を生ずべきなり。故に一製酪組合に原料を供給する畜牛頭數は、三百頭を以て安全なる少數制限となし、如何なる事情あるも、二百五十頭より下るべからず。尙ほ好調なる成功を見んには、千頭或は千二百頭あることを要す。是より以上は、多々益々其成功を期するに庶幾し。此の如くならば原料の供給は潤澤に製造費用は其產額の夥多なるに從て、愈々低廉の割合となり、而して品質一定の產品を出すを得べし。事業此に至らんか、組合設立の目的も初めて到達せられたるものと謂つべきなり。

原料を供給する組合員の住所と、製酪所若くば其分離器備付けの個所との距離は、成る可く近接の地にあるを良しとす。但し其最長限は、道路の善惡によるもの多きが故に、之を數字的に示さんこと、甚だ難しと雖も、一般に其距離遠きときは、原料は之を乳皮に資るを以て、組合及組合員の双方に利ありとす。而して組合より乳皮取集人を派遣するには、其距離十二哩或は十五哩の遠所にありて、一日の往復三十哩以上に達することあり。組合員が生乳を携へて、分離器据付所に到り、乳皮の分離を終り、再び殘乳を自家に携へ歸るものに在ては、其距離は四五哩以上を越ゆべからず。要するに製酪事業は、週歲間斷なく之に從事するものなるを以て、霖雨惡路の季節に關しては、豫じめ考量し置くの必要ありとす。

又組合員にして、現在飼養の畜牛なきときは、即ち畜舍、放牧場、蒭草等、將來飼畜上、相當の準備あるものなることを要す。

製酪所新設に際し、其地點を撰擇するの必要あること、前述する所に據り、略ぼ讀者の了解せる所なるべし。尙ほ此他新設地の決定に必要なる注意は、用水の量質及汚水排出の二點とす。用水は其質清淨なるを擇び、將來と雖も汚濁せらるる虞なきものなるべし。加之多量にして且つ廉價なる氷を用ふるを得れば最も可なり。若し之なくんば、製造室內に於て使用する水温は、四季を通じて華氏六十度を越えず、以下五十度に低減するに從て、愈々其佳なるを見るものとす。又製酪所の廢棄物は、速に除去するを要す。若し之を忘るときは、時に製品に大損害を及ぼすことあり。故に汚水の排泄には、最も留意して附近に停滯し、惡臭を發するが如きことなからしむべく、製造所附近、民家の衞生を害するが如き、不完全の設備を施すべからず。從來の製酪所は往々、其附近住民に及ぼす、衞生上の危害より、其閉鎖を命ぜられたるものあり。空氣は清淨にして、塵芥微生物等の浮遊なきを要し、更に日光は可成的、其直射を忌むものとす。以上の外市

場へ搬出の便否の如き、比較的重要なるものに非ずと雖も、亦須らく新設地點の決定に際しては併せて考慮すべき一要件たるを失はず。

製酪組合は、多くば其當初より敷地建物を購買せず、借地借家を以て營業し、漸次事業の進歩を俟ちて後之を購入するを普通とす。資本の大部を不動産の購入に投じて企業し、之が爲めに失敗したる組合少からず。

三百乃至五百頭の生乳若くば乳皮を製酪する製造所の建築費は、八百弗乃至千五百弗にして、之に附屬する諸設備の費用、殆ど同額を要す。即ち二百五千頭若くば三百頭に對する製酪所の設備總額は、千五百弗乃至二千弗にして、二千五百弗乃至三千弗を投ずるときは、設備一層完全し、作業上利益する所少からずとす、但し此等の費用は、地方物價の高低に從ひ多少の增減あるは、固より論を俟たず。

組合新設の議決したるときは、創立委員は二通の書面を發して加入組合員の署名捺印を求むべし。甲の書面は、畜牛を有する組合員に對し、少くとも半年間、若し出來得べくんば一年間一定の畜牛若干頭數の泌乳は、組合より全組合員に對し、公平なる或條件の締結に從ひ、之を組合に供給することを記載したるものにして、乙の書面は茲に畜牛を自家に飼養せざる者をも組合員として加入を許諾せる組合に在りては、其出資額を記載せるものとす。前既に記載せしが如く、畜牛を有せざる者をも併せて組合員と爲すの可否は、一に地方の事情に由りて決定せらるべきものなり。

某々地方に於て、本文の終りに記載する如き一種の定款を以て事業を開始し、其成功を見たるものあり。此規約に據れば、事業に必要の資本は、最初組合員より借入れ、毎季營業利益の中より償還し、終には製造所は、全く組合の所有と爲すの方法是なり。

又製酪原料の供給及出資の方法にして確定せば、組合創立總會を開會し組合の財産及業務執行に關する規程を議決すべし。組合は成るべく、法人組織と爲すを可なりとす。此等に關する規約等は、合衆國に於ては、各州其法を同うせざるを以て、一般の模範として準據すべきものを擧示し難しと雖も、篇末に記載せるものの如きは、幾分參考の價値あるべし。

組合には七名、或は通常五名の評議員會を設け、其決議に從ひ、總べて營業は、成るべく簡約に、且つ經濟的に執行すべし。各評議員は、一心協同して、組合業務の繁榮を圖るの外、苟も自己の虛名を博し、私利を貪るが如き、卑劣の精神行爲あるべからず。組合に在て、日々業務を執行するは、評議員會の信頼する理事者にして此理事者は、金錢の收入支拂より、製酪乃至販賣の方法、其他一切の業務に熟練し、組合事業成績の消長に關し、絶對に責任を帶ぶる者なるを要す。

製酪所の建築及設備

組合組織既に成りたるときは、製酪事業に經驗深きものを雇聘し、家屋の建築其他一切の設備上、既設の製酪所より、直に採りて應用すべきもの、酌量改善を加ふべきものを參酌して、起工準備すべし。

製酪所の構造法は、製造室と貯藏室との高さを同うするものあり。或は二階造となすものあり。其二階造となすに當りて、或は丘腹傾斜の地を利用するものあり。其孰れを便となすかは、固より一定せずと雖も假りに二階造の製酪所なりとせば、上層を製造室となし、此處にて外より搬入し來れる牛乳、或は乳皮を積載せるものを、馬車より取り卸し、直に室内に入れ、其より室内喞筒及管を通じて、下層の「バット」、分離器及攪拌器に送り込むを以て便なりとすべし。而して之を爲すには、製造室は地上室及地下室（バースメント）を使用するか、或は初層を高床とし、之を牛乳乳皮等の受取室とし、半地下室（セミバースメント）を以て製造室に充つるを可とす。牛乳乳皮を上層に運搬するは、極めて煩雜にして、喞筒又は「エレベートル」の類を使用するものと爲すも、畢竟無益の勞力を費すこと大なりとす。

牛酪の外乾酪製造を兼ぬる場合には、家屋の建設法は、又少しく前記と異なる點なかるべからず。尙ほ乾酪製造室は、其設計上、特に温度と空氣との流通に注意するを要す。

器具の設備不十分にして事業を開始するは、經濟上却て不得策なり。然れども、最初より不必要の器具は、其種類數量に論なく購入せざるを可とす。此等は業務の進歩に伴ひ、必要に應じて購入することとして可なりとす。唯注意すべきは、蒸汽機關の馬力は、往々過小の設計を以て始業し、後日事業の膨脹に及び、之に應ずること能はざるに至ることあり。故に起業の初めに當り、將來擴張の程度を熟考し、之に對する十分の馬力を準備すべし。特に製酪業に在ては、製造器具の洗滌等の爲めに、間斷なく消費する熱湯、或は蒸汽多量なるを以て、汽罐の大さは、通常其機關に對するものよりも、尙ほ三四倍大なるを可とす。

卷末掲ぐる所の附屬器械一式の設備は、生乳取集法、或は分離せる乳皮のみの取集法に據りて、三百乃至五百頭の生産額を製酪するに足るものとす。但し器具價格は、固より概價に過ぎざるを以て、其購入に方りて、若干の高低あるべく、設立地方までの運賃並に到着の後据付費用の如きは、又此中に加入せざることを、又説明を要せざるべし。

是より進みて、以下既設に係る、二個の製酪組合の實例を記載すべし。

「ハムプトン」製酪組合

本組合は、初めて千八百八十一年純粹なる組合組織によりて、新英蘭地方に創設せられたるものにして、組合員は悉く畜牛を所有し、資本總額金は二千弗にして、一口出資額を金二十弗と定め、廣く附近地方の畜牛者を網羅せり（其詳細は本章末所載定款を參照すべし）。而して資本總額の半金即ち一千弗を以て、村内に二英町土地を購入し、同所に在來の住家を應用して、之を製酪所と爲せり。此家屋は其建設年數古しと雖も、極めて堅牢なる總二階造にして、大なる天井室（アッチャップ）は、以て貯藏室と爲すを得べく、窖室（セラー）も亦完全にし

「ハムプトン」製酪組合建物平面圖

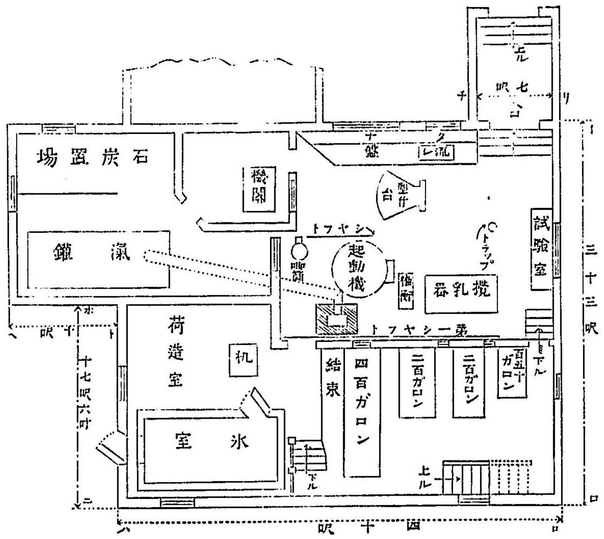

圖中右ノ下部三百五十ガロン二百ガロン等トアルハ各「バット」ノ容量ヲ示ス

ベースメント地下室平面圖

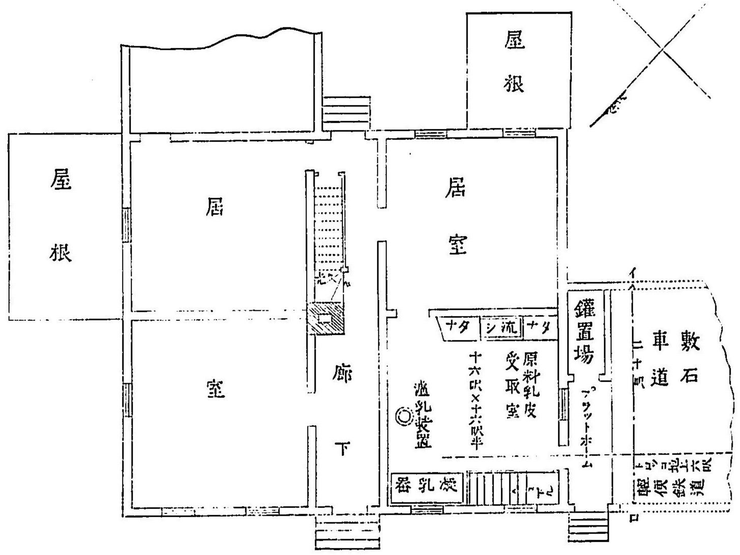

溢乳裝置ハ直チニ管ヲ通シテ地下室ノ「バット」ニ入ル

初層平面圖

「モンターグ」製酪組合建物平面圖

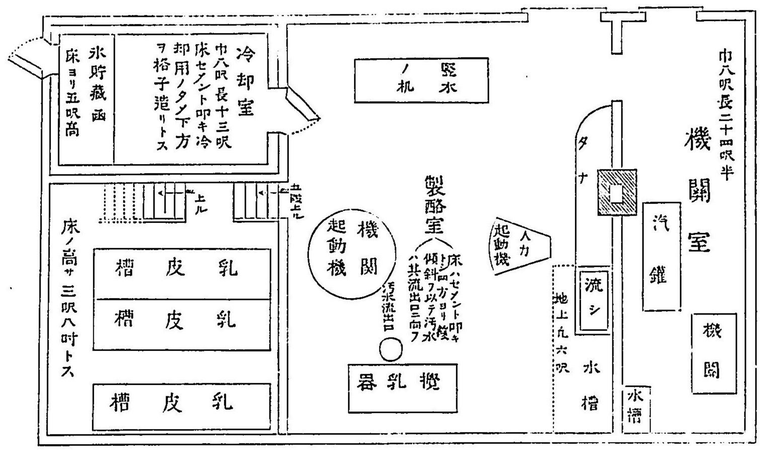

地下層平面圖

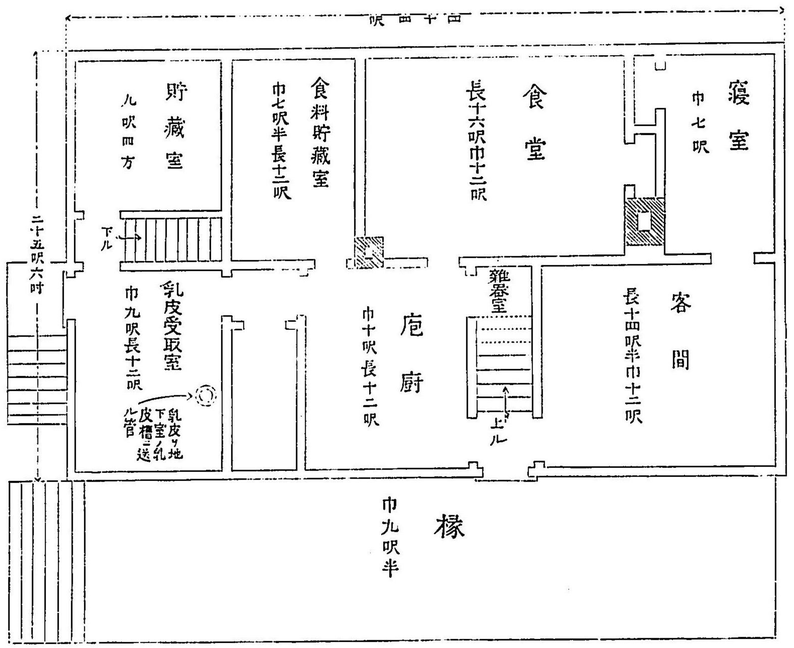

初層平面圖

「モンターグ」製酪所建築物屬舍ノ位置

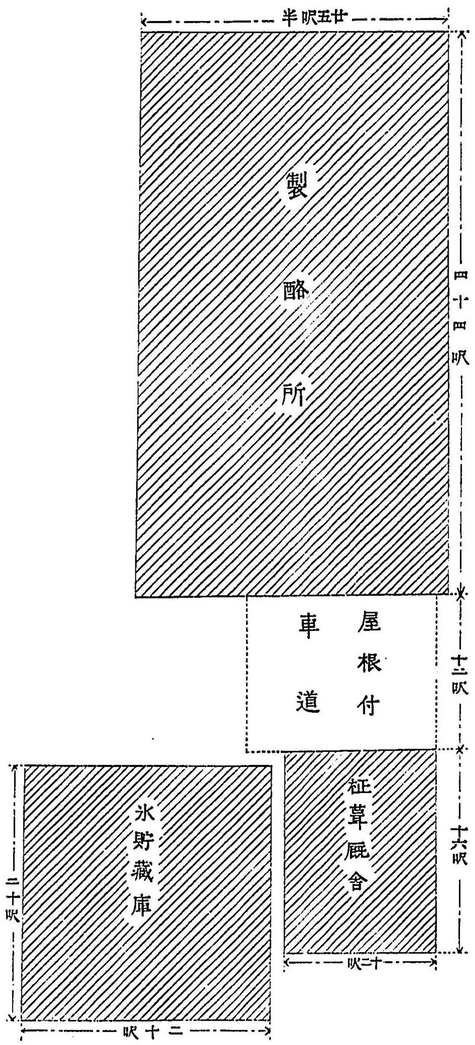

て、空氣充分に乾燥し、又室中に井水あり、以て佳良なる清水を汲むに足れり。

元來組合當初の豫算に據るに、建物の小修繕、室内の設備、裝飾、其他製酪器具は、殘餘の半額即ち一千弗を以て、辨ずべきものなりしが、實際は一千四百弗を費したりしより、其四百弗の超過は、之を負債に資りたり。又營業着手後は、毎月十三弗五十仙を別途積立となし、家屋の修繕費負債の利子及償却金に充て、斯くして氷室及地下室の一部たる冷却室は、此別途積立金中より、五百弗を支出して、新設し、千八百九十三年には汽鑵室を擴張し、六百弗を投じて、從前よりも更に大なるものを据え代へ、翌千八百九十四年には敷石の馬車道、輕便、鐵道、「トロッコ」及車上の荷物取卸しの便利を計る爲め、「ホイスト」引揚げ器械等を設備して、金二百弗を費し、其翌千八百九十五年には機關を改良し、此に附帶する諸費用、金七百弗を要したり。其他「バット」、攪拌器等の小器具は必要に隨て之を購入し、十五年間の投資總額は金二千百弗の外、別に負債償還の爲め、金五百弗に對する株券を發行募集せり。

製酪所の建物は、北西向きにして、平面圖を熟覽すれば、之を了解することを得べし。供給者の携へ來れる乳皮は、建物の西隅にある小舍内に取卸し、此處より初層の乳皮受取室に送り、後直に管を通じて、下層の地下室にある「バット」に注入す、而して乳皮は適當の時期に達するときは、直に攪拌器に移入するものとす。汽鑵及石炭置場は、家の東北隅にあり、冷却室用の氷も、亦此處に貯藏しあり。牛酪製品は、此室の窓より外に搬出せらる。氷藏は本建築物より、少しく離れたる「ヤード」の中にあり。下水の排水は、家の後側を東方に向ひて流る。要するに此建物は、其規模、設備共に未だ完備したるものと云ふを得ず。固より此等を十分ならしめんには、實際其投資額の二倍を要するなるべし。而して事業開始の頃は、一日の製酪量僅に二百英斤なりしが、今や毎日七八百英斤の多額を產するに至れり。乳皮取集の馬車は、其數三臺ありて、一日中の巡回里程は、各十七哩乃至二十七哩の長きに亘れり。最後に本建物の地下室は、稍々充塞の觀あるを免れ

ずと雖も製酪職工家族の居室として、十分の設備を施すことを得べし。現在資本總額金三千五百弗に對し、株主配當利率は年六分にして、所有資産の評價額は、金四千弗あり。

次に「モンターグ」製酪組合の狀況を述べんに、本組合は千八百九十年創設に係り、出資總額金二千五百弗、一口出資金拾弗なり。

同組合は製造所の敷地を購入し、家室の設計建築方は、共に地方有名の建築師に托し、事業開始までに支出せし經費總額は三千七百五十弗にして、出資總額を超過せること、實に千二百五十弗なり。此内一千弗は、建築物一切を抵當物件として負債とし、殘金二百五十弗は、流通資本より償却したり。今此平面圖を參照するに、製造室内部の體裁、整頓し居ること、前記「ハムブトン」製酪組合の建築に優れることを認むるなるべし。又該平面圖に記入なき、用水下水に就きて之を述べんに、用水下水に就きて之を述べんに、用水は近く製酪所の後方にある、清淨なる湧泉より引き來り、其質は軟水に屬す、而して下流は最も急流なる附近の河水に注入するを以て、汚水絶えて停滯の虞なく、又脱脂乳を容るる乳槽を、其附近に据え付けたる等、諸事悉く整頓せり。

本組合は、乳皮千「ガロン」を貯藏することを得、一週間(六日)の製酪額は、二千五百英斤なりとす、而して各組合員は自家に乳皮分離器を所有し、創業後四年間は、乳皮の性質を論ぜず、單に容積を標準として、購入價格を定めたりしが、其後出資組合及組合員の決議に基づき、バブコック氏檢乳法によりて、脂酪の良否を檢定し、購入價格を定むることと爲したりしが、此法は供給者の悦ぶ所にして、組合員は固より、一般に組合の利する所鮮からず。又組合の乳皮取集馬車の數二臺あり、一臺は一週四回、組合員の家を巡回して乳皮を集む。而して一回巡回の里程は、幾ど三十哩を超ゆ。又乳皮を供給する各組合員の家に就きて、取集むる費用を、組合製酪の量に割當つるときは、一英斤一仙三分の一乃至一仙二分の一に相當すと云ふ。各組合員の供給せる乳皮は、日々檢定の上、製酪所にて、適宜之を調和し且つ一箇月間二三回宛之を檢定す。此供給に由りて、組合員の獲得する利益は、全乳を販賣する附近農家の收益に等しと云へり。尚ほ某製酪組合にして、一千五百弗の資本總額を以て「ハムブトン」製酪組合が購入せると、同規模の家屋を借入れ、附屬設備も、出來得る限り簡便に爲したるに、其初め一日間の製酪量は二百英斤なりしが、後には漸次增加して、四百英斤までを製造するに至り、更に資本を增額し、製酪所の建物を新築せる實例あり。

又某組合は、初め五千弗の資本總額を集め、事業經營に最も便宜の地方を卜して、煉瓦造の二階家にして、丘腹に半地下室を有する製酪所と、之に附屬する氷庫及冷却室を新築し、事業を開始したりしに、漸次盛況に向ひ、更に千八百弗を以て、製酪職工の家屋を增築し、其他設備の點に於て、諸般の改良を加へ、資本總額を七千弗に增加せしが、此資本に對する利率は、六分に相當すと云ふ。以上列記せる製酪組合は、皆乳皮供給を仰ぐものなりと雖も、生乳の供給を仰ぐ組合に在ても、製酪所の建築及之に附屬する諸設備は、特に差異あらずとす。但し其何種に屬するを問はず、分離器及其附屬器具一式を收むべき一室を增築するの必要あり。

生乳の供給を仰ぐ、製酪組合に在ては、遠隔の地方にある、供給者の爲めには、乳皮分離所を設置するの要あること、既に前述せるが如し。此乳皮分離所は、其構造比較的簡易なるものとす。同所には組合員全乳を齎らし來りて、乳皮を分離し、殘乳は各自携へ歸るものにして、之に對し必要なる器具は、乳汁の桝、或は權衡、「バット」數個、分離器及分離器の起動器等にして、同所に於て、乳皮の分離終るときは、乳皮は速に中央本部たる製酪所に、適宜の方法によりて輸送せらるるものとす。而して生乳の供給に俟つ組合が、最も缺點とする所は、組合の分離所に生乳を齎せる組合農家は、生乳運搬の爲め、人馬を勞するのみならず、同所に到着の後、自他の乳皮分離を終るまで、長時間を茲に空費せざるべからざること是なり。

附錄

(一) 組合設立規約

下名一同ハ北米合衆國何州何郡(カウンチー)ノ公民ニシテ今般何組合ト稱スル組合ヲ組織シ何弗若クハ其額以下ノ金ヲ借入レ之ヲ以テ製酪事業經營ニ必要ノ家屋ヲ新築シ右ニ附帶スル必要ノ諸設備ヲ完成スヘキコトヲ茲ニ協約ス

右借入ノ元金利息其他組合員一同ノ承認スル方法ニ由リ借入ルル金額ニ對シテ組合員ハ無限ノ責任ヲ帶フルコトヲ協約ス

下名一同ハ各自氏名ノ上ニ記載セル畜牛ノ頭數ヨリ分泌スル全乳若クハ(乳皮)ヲ組合事業開始ノ時ヨリ少ナクトモ毎日何個月間組合ニ供給スルコトヲ協約ス

何　某

畜牛數何頭

(以下組合員ノ連署)

(二) 何組合定款

北米合衆國何州何郡公民下名一同ハ何州ノ法律ヲ遵守シ茲ニ一ノ生産販賣組合ヲ創立スルニ同意シ左ノ定款ヲ設ク

第一條　本組合ハ何組合ト稱シ事業執行ノ場所ヲ前記何郡何町(若クハ「何區」若クハ「附近」)ニ設ク

第二條　本組合ハ實費ヲ以テ全乳若クハ乳皮ヨリ牛酪若クハ「及乾酪」ヲ製造スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條　本組合ニ組合長一名副組合長一名書記一名會計役一名及相談役三名ヲ置キ其任期ハ一箇年トシ毎年一月第一月曜日ノ組合通常年會ニ於テ之ヲ選擧ス

退任スヘキ役員ノ任務ハ右年會ノ選擧カ適法ニシテ後任者ノ資格カ完全ナルトキ其事務ヲ引繼キタルトキニ終ル

第四條　組合長ハ組合ノ會議ノ議長ト爲リ且ツ組合ノ總ヘテノ文書ニ署名捺印シ又自己保管ニ係ル金錢ヲ會計役ニ交附ス但シ此場合ニ於テハ會計役ノ領收證ヲ徵スルモノトス

副組合長ハ議長不在若クハ事故アルトキハ議長ニ代リテ其職務ヲ行フ

書記ハ組合會議ノ議事錄ヲ作リ又會計役ニ對シ支拂命令書ヲ發ス

會計役ハ組合ニ收入スヘキ金錢ヲ收受シ並ニ其受領證ヲ發シ書記ノ發セル支拂命令書ニ記載シアル金錢ヲ支拂フモノトス

會計役ハ組合ノ規定セル保證金ヲ組合ニ納付シ置クヘシ

評議員ハ組合長副組合長書記會計役及相談役三名ヲ以テ組織シ開會ノ定日ヲ毎月十九日若クハ二十日トス評議會ニ於テハ組合ニ對シ申出テタル諸般ノ請求ヲ調査シ一々其諾否ヲ決定シタル後組合カ受取リタル乳皮(若クハ全乳)及製酪販賣ノ數量又ハ其賣却收入金額ヲ計算シ收入金額ヨリ本定款中別ニ記載セル定率ニ據リ固定資本償却ノ積立金及組合金庫現金ヲ除キタル剩餘金ヲ組合員ノ供給セル全乳若クハ乳皮ノ數量ニ應シテ配分ス但シ本定款中別ニ記載セル規定ニ據リ既ニ供給セル原料代金ノ前拂ヲ受ケタル組合員カ其元金及利息ヲ辨濟スルニ先タチ組合ヲ脫退シタルトキハ該脫退組合員ノ供給セル原料ヨリ製造シタル物品及現ニ組合所有保管ニ係ル該品ヨリ得ル收入金ハ組合ニ對スル組合員ノ債務完了スルマテ其交附ヲ停止ス

右清算ヲ了リタル脫退組合員若クハ其指圖人ノ受取ルヘキ前記ノ金額ノ全部又ハ相殺ノ結果同上金額ノ一部ハ尙ホ其中ヨリ積立償却金ヨリ支拂ハルヘキ性質ニ屬セサル組合負債ニ對シテ當該脫

退組合員ノ分擔スヘキ責任アル金額ヲ控除シタルモノトス

評議會ハ書記ヲシテ組合事業年報ヲ提出セシム此ノ年報ニハ精細ニ組合カ受入シタル全乳(若クハ乳皮)ノ數量製産品ノ販賣金額其他一切ノ收入金組合營業上支拂ヒタル現金總額尚ホ若シ之レアリトセハ受入シタル原料ニ對シ假拂金ノ總額ソノ他組合事業ニ關スル諸般ノ要件ヲ記載スヘキモノトス

全乳(若クハ乳皮)ノ受入レ數量製産品ノ販賣金額及組合ノ經費支出總額ハ毎月前記會計決算日ニ於テ製酪所中容易ニ人ノ注意ヲ惹クニ足ル場所ニ掲示スヘシ

評議會ハ製酪所ノ新築修繕及製酪器械ノ設備等ノ爲メ金何千弗以内ノ起債ヲ爲スコトヲ得此起債ハ前記ノ目的以外ニ使用スヘカラス

評議會ノ議員ハ自己ノ責任ヲ以テ前記同額ノ起債ヲ爲スコトヲ得ヘシ此起債ハ組合カ締結シ之ヲ處分スルト同一ノ方法ヲ以テ本定款中別ニ記載セル固定資本償却ノ積立金中ヨリ返濟スルヲ要ス

前記ノ場合ニ於テ評議員ハ組合未拂ノ該金額ニ就テハ其債權者ト爲リ組合員全部ハ債務者ト爲ルモノトス但シ組合員債務者各自單獨ノ責任ハ先ツ組合ノ償却積立金ヲ以テ返濟ヲ全ウスルコト能ハサルトキニ起ルモノトス

組合員債務者ハ各自單獨ノ責任ヲ負フニ先タチ其供給セル原料ノ製産品ニ對シテ組合ヨリ受取ルヘキ金及組合財産ニ對シ組合員トシテ受取ルヘキ金ノ配當ヲ受クルコトヲ得而シテ此場合ニ於テ組合員債務者ハ組合未拂ノ負債ニ對シテ各其責務アルモノトス

第五條　組合員ハ各別ニ組合ニ通知セル其所有畜牛ノ泌乳若クハ其乳皮全部ヲ組合ニ供給スヘシ此供給品ハ泌乳ニ在テハ健康新鮮純粹ニシテ異物ヲ混入セス且ツ滓乳タルヘカラス

組合ノ出資者ハ相談役會トノ協議ヲ經テ其所有畜牛ノ生産品ヲ組合員ニ供給スルコトヲ得

組合ハ前記ノ全乳若クハ乳皮ヲ受取リテ之ヨリ牛酪乾酪ノ一若クハ二者ヲ製造販賣シ其賣上收入金ノ若干分若クハ生乳毎百英斤ニ對シテ若干仙若クハ販賣牛酪毎一英斤ニ對シテ若干仙竝ニ製酪所ノ營費業ヲ控除シタル剩餘金ヲ本定款第四條ノ規定ニ從テ分配スルモノトス

第六條　組合ノ會議ニ於テ組合員投票ノ權ハ平等トス

組合員ノ加入脫退ニ關シテハ附則ノ定ムル所ニ據ル

第七條　組合業務開始ノ時ノ役員及相談役會員氏名左ノ如シ

組合長		氏名
副組合長		同
書記		同
會計役		同
相談役		同
同		同
同		同

第八條　此定款ノ加除修正ハ組合通常年會若クハ特ニ其目的ヲ以テ召集セラレタル集會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス但シ一箇月以前ニ附則ノ規定ニ從ヒ若クハ組合ハ他ノ方法ニヨリテ會議ニ提出セントスル修正案ノ正文ヲ組合員ニ通知シ置クヘシ

組合員　　氏名　印

(以下組合員署名)

(三) 何組合定欵附則

(全乳ノ供給ヲ受ケ組合員ヨリハ直ニ乳皮ノ供給ヲ受ケス且ツ日曜日ハ業務ヲ休止スル乳皮分離所ヲ設置スル種類ノ組合ニ適用スヘキモノ)

第一條　會計役ハ評議會ノ決定セル保證金額、、、、弗ヲ積立ツヘシ

第二條　組合ニ受取リタル全乳毎百瓩斤ニ對シ金五仙ヲ償却資金ノ積立金トシテ引キ去ルモノトス

第三條　全乳ノ受取方若クハ組合營業事務ハ其如何ナル種類ニ屬スルモノタルヲ論セス一切日曜日ニ於テ取扱ハサルモノトス

第四條　全乳受取時間ハ五月二十日ヨル九月二十日迄ハ毎日午前九時ヲ限リ其餘ノ季節ニハ毎日午前十時マテトス

第五條　組合ヘ引渡ス牛乳ハ其性質純良清潔ナルヲ要ス乳質不純不潔ナルモノハ組合事務員ニ於テ受取方ヲ拒絶シ同時ニ直ニ之ヲ組合長ニ報告スヘシ事務員ハ各組合員ノ供給シタル牛乳ノ一部ヲ分チ汲ミ取リテ酪脂ノ量ヲ檢定スヘシ

第六條　組合員ノ供給スル乳汁カ殘乳ナルコト生乳中故意ニ清水ヲ混和シタルコト若クハ其他如何ナル方法ヲ用ヰタルカヲ問ハス總ヘテ不正ノ手段ヲ施シタルモノナルコト發覺スルトキハ初犯ニハ金十弗再犯ニハ金二十弗ノ罰金ヲ徵收シ第三犯ニ達シタルトキハ組合ニ對シ其有スル總テノ權利竝ニ組合ノ供給シタル乳汁全量ニ對スル一切ノ利益請求權ヲ失フモノトス但シ此處分ハ其決定ニ先タチ之ヲ該嫌疑ヲ被レル組合員ニ通知其辨解ノ機會ヲ與フルモノトス

組合員ハ牛乳カ血液ヲ混スルカ不健康性ノモノナルカ若クハ犢牛ノ產後四日ヲ經過セサルモノナルコトヲ知リテ故意ニ之ヲ組合ニ供給スルトキハ本條前項ニ準シテ罰金ヲ徵收セラルヘシ本條組合員ノ犯則ノ處分ハ評議會ニ於テ之ヲ決定ス

第七條　全乳ヲ供給スル組合員ハ當日乳皮分離所ニ引渡シタル全乳ノ容積若クハ重量五分ノ四ノ殘乳ヲ同所備付ノ分離器若クハ乳槽ヨリ取去ルコトヲ得此規定ヲ超エタル容量ヲ持チ去ルモノハ金五弗ノ罰金ヲ徵收セラルヘシ

第八條　組合ヲ脫退セントスル者ハ一箇月以前ニ之ヲ組合ニ申出ツヘシ組合ハ右申出アリタルコトヲ各組合員ニ通知シ其決定ノ爲ニ集會セル出席組合員ノ數三分ノ二以上ノ同意アルトキハ之ヲ許諾ス但シ製酪所ヨリ最短道路ノ距離三哩ヲ超ユル地ニ住居スル組合員ニシテ脫退ヲ申出テタル者アルトキハ評議會ハ事情ヲ調査シ之ヲ許諾スルコトヲ得

第九條　正當ノ理由ナクシテ組合ト契約セル數量ノ全乳(若クハ乳皮)ノ供給ヲ怠ル組合員ハ其組合ニ供給セル物品ヨリ生シタル收益ニ對シ一切ノ權利ヲ失フモノトス

第十條　定欵及附則ノ加除修正ノ意見提出アリタルトキハ書面若クハ印刷物ヲ以テ製酪所中容易ニ人ノ注意ヲ惹クニ足ル場所竝ニ乳皮分離所ノ全乳受取室ノ壁ニ掲示シテ之ヲ通知スヘシ

(四) 何共同製酪組合定欵附則

(組合員各自製造タル乳皮ノ供給ヲ受ケ製酪スル純然タル共同生產販賣組合ニ適用スヘキ者)

第一條　本組合ハ何共同製酪組合ト稱シ何町ニ之ヲ設置ス小字竝ニ番地號ハ評議會ノ決定ニヨル但シ初ニ設置スル小字竝ニ番地號ハ出資組合員ノ撰擇ニヨルヘシ

組合ハ組合員ヨリ全乳若クハ皮乳ノ供給ヲ受ケ組合員ニアラサル者ヨリ全乳若クハ其製品ヲ購入シテ全乳ノ製品ヲ製造及販賣スルヲ以テ目的トシ且ツ上記業務ニ必要ナル資產ノ購買貸借及使用スルモノトス

第二條　組合ノ出資總額ハ金二千弗ニシテ一口金二十五弗トシ全口數ヲ八十トナス

組合員若クハ其代理者ノ投票權ハ出資口數ノ多少ニ拘ラス總テ一個トス但シ代人ノ投票權ニ關シテハ別ニ規定スル處ニ隨フヲ要ス

正式ノ通知ヲ發シテ召集セラレタル會議ニ出席シタル組合員多數ノ決議ハ組合事業ノ執行ニ關シテ有效トス

第三條　組合ノ通常年會ハ一月最終ノ水曜日午後一時ヨリ各出資組合員ニ對シ七日以前ニ郵便又ハ公告ヲ以テ評議會員ヨリ通知シタル指定ノ個處ニ於テ開會ス

臨時會ハ組合長之ヲ召集シ評議會ノ決議ニ基キ何時ニテモ之ヲ開會スルコトヲ得但シ組合員ニ通知ノ方法等ニ關シテハ通常總會開會ニ關スル規定ニ隨フモノトス

臨時會ハ組合員三分ノ一以上ヨリ書面ヲ以テ之ヲ請求スルトキ開會ス

第四條　通常年會ニ出席セル組合員ハ投票ヲ以テ書記一名會計役一名及評議員三名以上ヲ選擧スヘシ當選シタル役員ノ任期ハ次年ノ通常年會若クハ後任當選者カ其職務引繼ヲ受クルトキマテトス。

書記及會計役ハ評議員トス

役員中缺員ヲ生シタルトキハ評議會ニ於テ之カ補缺選擧ヲ爲スヘシ但シ次年ノ通常年會ニ於テ改撰セラルヘキモノトス

第五條　評議員ハ組合長一名ヲ互選スヘシ組合長ハ評議會及出資組合員會議ノ議長トナル

評議員ハ組合業務ニ必要ナル前記以外ノ職員代理人及雇人ヲ選定シ其業務ノ繁閑ニ隨テ俸給金額ヲ決定ス

評議員ハ組合ノ印章諸證券樣式及出資券讓渡ヲ決定ス

第六條　出資組合員ハ組合長及會計役署名捺印シ適當ノ番號ヲ記入シタル出資券ノ交附ヲ受クルモノトス

一旦交附ヲ受ケタル出資券ヲ紛失スルカ又ハ他人ニ讓渡シタルトキハ請求ニヨリ新出資券ヲ交付ス

總テ出資券ノ讓渡及交附ハ組合備付ケノ原簿ニ記入スヘシ

第七條　會計役ハ出資券ノ異動ニ關シ一切ノ記錄ヲ掌リ又評議員ノ監督ヲ受ケテ組合財產ノ管理及現金ノ出納其他會計一切ノ事務ニ從事ス

第八條　書記ハ其職務ニ忠實正直ナル旨ヲ宣誓スヘシ

書記ハ出資組合員會議及評議會ノ議事錄ヲ作リ並ニ右ニ關スル諸般ノ通知ヲ發スルモノトス

書記缺員トナリタルトキハ評議會ハ臨時書記ヲ任用スルコトヲ得

第九條　本組合ノ組織ハ純粹共同組織ニ由ルモノトス

組合ハ全乳若クハ乳皮ヲ組合員並ニ出資組合員ニ對スルト同一ノ條件及規定ニヨリ出資組合員以外ノ者ヨリ受取リ若クハ購入シ之ヲ製造販賣シ生スル收入金ヨリ組合ノ實費ヲ控除シタル殘餘ノ純益所得金ハ組合ニ供給シタル全乳若クハ乳皮ノ數量若クハ評議會規定ノ檢定法ニヨリ秤量セル酪脂ノ實量ニ應シ評議會ノ決議ニヨリテ一ケ月一回若クハ二回各組合員ニ分配ス

前項組合ノ實費中ニハ其業務執行ニ要シタル費用及組合ノ法定準備金並ニ出資券面價額ニ對シ配當スヘキ年六分ノ利率ニ相當スル利息金額ヲ包含ス

出資額ニ對スル利子ハ組合ノ他ノ諸支拂日ノ前々日正午組合登錄ノ出資券所持人ニ配當ス但シ前記出資額ニ對スル利子ハ評議會ノ決議ニヨリ事業年度內ニ收入セル利益金ヨリ支拂フコトヲ得

第十條　評議會員ハ購入品ノ價額其他雜費及賣上收入金竝ニ原料ノ受領等ニ關シ正確ナル帳簿ヲ調製セシメ又自ラ全乳及乳皮ノ受渡竝ニ取集ノ方法等ニ關シ規定ヲ編製スヘキモノトス

評議會員ハ必要ト認ムルトキハ供給ヲ受クル全乳若クハ乳皮ノ性質檢査ヲ施行センカ爲メニ評議會員若クハ其認可シタル代理人ヲシテ原料ヲ供給スル者ノ家屋厩舍ノ構造及供給ノ方法ヲ臨檢セシメ又全乳者クハ乳皮ノ性質カ組合規定ノ條件ニ合セサルカ其他不良ナリト認メタル場合ニ於テハ右原料ノ供給受取斯若クハ取集方ヲ拒絶スヘシ

評議會ハ購販品ノ價格ヲ決定シ組合ノ業務執行ニ關スル一切ノ權ヲ有シ又通常年會若クハ出資組合員ノ請求ニヨリテ開會セル臨時會ニ於テ組合業務ノ狀況及評議會ノ行動ニ關シ精細ナル報告ヲ爲スモノトス

評議會議事錄ハ組合長若クハ評議員二名書面ヲ以テ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ提示スヘキモノトス

第十一條　此附則ハ通常年會若クハ加除修正ノ意見ヲ記載セル書面ヲ以テ出資組合員ニ通知召集シタル臨時會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意アリタルトキ加除修正スルコトヲ得

五百頭以下ノ生產原料供給ヲ仰ク製酪所器械及備品目錄價格表

番號	品名	數量	價格(弗)
一	十五馬力蒸汽「ボイラー」及附屬品一式	一	二〇
二	二十馬力蒸汽機關及附屬品一式	一	一七五
三	「シャフト」、滑車、ツリ鈎、調革等其他	約一〇〇	
四	扛重機及附屬器、輕便鐵軌	二〇	二〇
五	牛乳四斗入鑵	二〇	一二〇
六	六百英斤權衡	一	二五
七	牛乳一石四斗定量鑵	一	一〇
八	牛乳十石入「バット」	一	三五
九	銅製「バット」	一	一五
十	乳皮分離器(一時間二千六百乃至三千英斤ヲ分離ス)	一	四七五
十一	全乳又ハ乳皮輸送管	三	三
十二	六石入双聯式乳皮「バット」(蒸汽　水及氷入箱附屬)	一	七〇
十三	八石入工場用攪乳器	一	四五
十四	乳皮及滓乳篩	一	四
十五	百五十英斤粒狀牛酪盤(木製)	四	八
十六	動力製酪器	一	五〇
十七	形着ヶ机及形着器	二	二〇
十八	製酪用杓子(大小)封裝器及牛酪鉢	各種數個	三〇
十九	權衡(半「オンス」感重)	一	一二
二十	碍子器類、浮動寒暖計、其他「メートル」器等	一	三
二十一	壜數三十個ノ「バブコック」檢定器及其附屬品一式	一	二五
二十二	井水汲揚用「ポムプ」	一	二〇
二十三	十二石入湯槽	一	二五

二十四	六石入湯槽			一
二十五	全乳及滓乳用「ポムプ」			二〇
二十六	六石入滓乳槽			一五
二十七	流シ及其附屬品			一七
二十八	「バケツ」、柄杓及其他亜鉛塗器具			一三
二十九	「ホーズ」(麻布ノ長管)布篩、職工用前垂「ブラシ」其他雑品			五
三十	形着キ終リタル牛酪ノ運搬器(二十四英斤乃至八十英斤入)	五〇	一五〇	一七
	合計		一、七〇〇	一〇五〇

備考

一、前記價格ハ商人ノ庭渡相場ナリ購買者ハ右ノ外運賃ヲ見サルヘカラス

二、組合乳皮ノ供給ヲ受ケ全乳ヲ受取ラサル組織ナルトキハ本表中第八、第九及第十ノ三項(價格合計五百二十五弗)ヲ減スルコトヲ得

三、特ニ乳皮分離所ニ組合ニ於テ組合員ノ便利ノタメニ設立スル種類ノモノニ在テハ其製酪所ニ本表中第五項(價格百二十弗)ヲ減スルコトヲ得

四、乾酪製造ヲ兼テ行ハントセハ大約二百五十弗ノ設備費追加ヲ要ス

第七章　米國の森林

合衆國の森林は、統計不備にして、正確なる數を知り難しと雖も、アラスカ州に於けるものを除き、全面積は大約五億萬英町ありて、其内十分の七は太西洋側に、十分の一は太平洋沿海に、又十分の一はロッキー山に、其他の十分の一は、乃ち西部諸州の内地に在り。立木は大凡二兆三千億萬板呎(板呎とは、厚さ一吋の板一平方呎を云ふ)あり。毎年大凡四百億萬板呎の材木を伐出せり。此内四分の三は針葉樹にして、他の四分の一は濶葉樹なりとす。而して樵業者の所有に係る森林は、千九百年の調査に據れば、其面積合して三千二百二十二萬九十七英町(五萬三百四十七方哩)にして、一英町平均六千七百板呎の有用材を有せり。故に全有用立木の量は、二千百五十五億五千百萬板呎とす。全國中樵業を營むもの、三萬三千三十五社ありて一萬五千三百七十五の天幕と、三萬千八百三十三の木挽所とを有し、千九百年に作業せる材量は、三百四十七億八千七百八萬四千板呎に達せり。

全國に於ける森林は、明に四區に分つを得べし。其東北に位するものは、北方ニューイングランド諸州、ニューヨーク及ペンシルヴァニヤに跨り、其湖水に沿へるものは、ワシントン、オレゴン及カリフルニヤの諸州に亘り、最後に其南部を占むるものは、南北カロライナ、ジージャ、フロリダ、アラバマ、ミシシッピー、ルイジアナ、テキサス、アーカンサス及ミッゾーリーの諸州を包含せり。而して此等四區の中、最も著大なるものを、南部の森林とし、主として「イエロー、パイン」を産出せり、而して全國木挽所の四割三分と、勞働者の五割とは此方面に在り、同處に繁茂せる「イエロー、パイン」の材積は、千九百年、政府の調査する所に依れは、三千億萬板呎なりと雖も、これ甚だ過算にして、其實際は二千億萬板呎を出てずと云ふ。之を何れとするも、其伐積たるや、頗る多量と稱せざ

るを得ず。若し各區に於ける針葉樹の材積を對比するときは、

太平洋沿海諸州	五七五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇板呎
南部諸州	一七七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇板呎
沿湖諸州	六五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇板呎
東北諸州	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇板呎

にして、太平洋沿海諸州に最も多く、南部南州は之に次げりと雖も、現在樵業の盛大なるは、南部諸州を推し、太平洋沿海諸州に在ては、將來の大發展を豫想するに足るべし。而して沿海諸州は、東洋に最も近く、且つ海運の利便ありて、現に米國より輸出する木材は、長材運輸の爲め、特に製造せる船舶に積載して東洋に送り、以て大に其市場を求めつつあるを見ても、將來の發達は、亦推知すべきなり。而して南部諸州に於ても、パナマ運河の開通を待ち、盛に東洋に向つて、其木材の輸出を圖るに至るやも、未だ知るべからざるなり。

今合衆國に於ける、樵業の一般を示さんが爲めに、當部諸州に於ける概況を述べんに、先づ立木を伐倒して、適宜の長さに切り、之を運搬して木挽場に送れるが、其運搬の方法は、今より二十年前迄は、本邦に於けるが、如く主として河流を利用したりしも、現今は主として鐵道を敷設して、木材の運輸を爲せり。而して鐵道の延長は、南部諸州のみにして、既に二千哩以上に達し、之が建設費は、其設備一切を合し、九百六十九萬六千弗にして、之を東北沿湖及太平洋沿海の諸州に於けるものの價額八百九十五萬三千弗なるに比すれば、尚ほ五十萬弗以上の多額に上れり。總じて樵夫は天幕、草小屋若くは鐵道車輛の中に住し、曉天より日沒に至る迄、鋸斧を執りて働き、一部の伐採を終れば、又他所に移轉す。而して鐵道車輛の中に住する場合は、食堂車、炊事車、糧食車、寢車及厩車を備へ、遙に天幕若くは草小屋の生活に優れるを見る。而して一箇年中に於て、材木千五百萬板呎を伐出すには、二人にて一鋸を使用するを一組とせるもの、普通六組（十二人）の樵夫を使役し、一日能く百八十本乃至三百本の立木を伐倒せり。こは固より立木の大小に依ること勿論にして、大木は年を追ふて減少せるも現今は丸太の上端、直徑十吋乃至二十吋のものを普通とし、時としては、八吋に下るものあり。又立木の根元より、下枝迄の長さは、普通卅呎乃至七十呎あり。而して樵夫は立木を伐倒せし後、之を適宜の長さに切り、通常牛又は驢をして、之を牽かしめ、鐵道或は河川より運搬せり。牛は一車を牽かしむる爲め、八頭を要し、六組の樵夫が、伐出する丸太を運搬するには、合せて六十四頭乃至九十六頭、八輛乃至十二輛の木材車を要す。木材車は二輛にして、堅牢なる車輛を備へ、之に鎖及鉤を以て丸太を釣り、其尾端を地上に接觸せしめて索引す。斯の如くにして丸太を鐵道迄索き來るや、動物力又は蒸汽力を用ゐて、之を貨車に積込み、以て木挽場に運搬せしむ。其當初木材を伐出して、之を鐵道に運搬する迄の費用は、立木の價格を合せ、千呎に付七十五仙より三弗五十仙の間にあり、而して斯く費用の差等甚しきは、多く立木の價格如何に依ること勿論なれども、普通は二弗乃至三弗なりと云ふ。木挽場は、南部諸州に於て、約一萬箇所ありと雖も、一箇年僅に十萬呎を挽割るものより、五千萬呎を挽割るものに至る迄、大小一ならず。此内千萬呎以上を挽割るもの二百三十一箇あり。北カロライナ州は、小規模のもの多數を有し、ルイジアナ州は、多く大規模の工場あり。其大規模の工場は、多くは河畔に建てらるるが、其理由には三あるが如し。

一、河畔は上流より運搬し來れる丸太を收容するに便なり。

二、河畔は工場に於て丸太を容易に取扱ふに便なり。

三、河畔は丸太を貯藏する爲め、貯水池を設くるに便なり。

と云ふに在り。

南部諸州に於て、木挽場に投入せられたる資本額は、千九百年の調査に依れば、一億五千萬弗にして、現今は勿論、之に超過せり。元來木挽機械には、三種ありて、「ガング」式、「サーキュラー」式、及「バンド」式と云ふ。而して最も廣く使用せらるるものを、「サーキュラー」式とし、「バンド」式は新式機械にして、近年「サーキュラー」式に換へて、之を使用するもの多し。

南部諸州の木挽場に於ける、木材の産額は、千九百二年に於て、九十五億板呎にして、此價額は一億萬弗に相當せり。

勞働者にして、樵業に當れるものは、多く白人にして、木挽場に於けるものは、多く黑人なり。賃銀は一日七十五仙乃至一弗五十仙にして、平均一弗十仙とす。合衆國に於ける森林は、極めて尨大にして且つ林産物の豐富なることは世界に最も顯著なるものなり。然るに斯く廣大豐富なるを以て、米人は唯濫伐を是れ事とするのみならず、野火の災害頗る多きを以て、其結果近來に至り、洪水の變災屢々起り、農業上の損害夥しき爲め、政府は漸く此に鑑みる所ありて、各地に國有保存林を設定し、且つ絶えず森林に關する研究を怠らざるに至れり。而して千八百九十一年の法律は、大統領に與ふるに、國有森林存置の權を以てし、爾來設定されし保存林は、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニヤ、コロラド、アイダホ、モンタナ、ワシントン、ネブラスカ、ニュー、メキシコ、オクラホマ、オレゴン、南ダコタ、ユータ、及ワイオミング等、全國に亘り五十四箇所に在りて、千九百二年の現在總面積は、六千十七萬五千七百六十五英町に及び、前年に比して、千三百七十六萬五千五百五十六英町の增加を爲せり。左表は各州に於ける保存林の面積を各州總面積に對比せるものなり。

州又は「テルリトリー」	保存林面積	州又は「テルリトリー」面積
	英町	英町
アラスカ	四、九〇九、八八〇	三八三、六四五、四四〇
アリゾナ	六、七四〇、四一〇	七二、八七六、八〇〇
カリフォルニヤ	八、七八四、〇〇九	一〇一、二六九、一二〇
コロラド	三、一一三、一八〇	六六、五四〇、一六〇
アイダホ	四、一四七、二〇〇	五三、六四九、九二〇
モンタナ	七、四二七、三二〇	九四、一一九、〇四〇
ネブラスカ	二〇八、九〇二	四九、六一九、八四〇
ニュー、メキシコ	三、二五八、〇八〇	七八、五一九、六八〇
オクラホマ	五七、一二〇	二四、九三三、一二〇
オレゴン	四、五九六、七六〇	六一、九七六、三二〇
南ダコタ	一、一七七、一二〇	四九、六五一、二〇〇
ユータ	一、〇二九、七六〇	五四、三五三、九二〇
ワシントン	七、〇三六、〇〇〇	四五、一六七、三六〇
ワイオミング	七、六九〇、〇二四	六二、六四一、九二〇

ペンシルヴァニヤ州廳に於ては千八百九十一年までは、農務部に於て、森林事務を管掌したりしが、同年新に林務部を設けしは、力を林政に盡すに至りしを窺ふに足れり。林務部は一人の「コムミッショナー」と四人の吏員とより成り、州有森林保存會を組織し、州有保存林を定設する爲め、土地を買收し、且つ之を管理せり。而して同年保存林を設くる爲めに、若干の土地を買收して、以前に州有に屬せしものの内に加へたるを以て、今や全州に於ける保存林の面積は、四十萬英町に及べるなり。

コンネクチカット州廳にては、コンネクチカット農事試驗場監督會議をして、森林事務官を指名するの權を得せしめ、荒漠の土地に造林し、或は公園に供せんが爲め、松、柏又は栗の發育に適する土地を買收することを規定せり。此法律に依り、年々州廳が、民間より買收する土地の面積、未だ甚だ大ならずと雖も、然も漸次森林の面目を、改良するに至るべし。

インデアナ州廳にては、森林會議あり。ミシガン州廳にては、曾て法を制して、州有保存林、約七萬英町を存置すべきを規定し同州大學に於ては、森林科を設けて、學生を薫陶せり。又カリフォルニヤ州廳は、サンタクルーズ山中、ビッグバシンに於ける、「レッドウード」(樹名森林を保護せんが爲め、二十六萬弗の經費を支出したミンネソータ州廳にては、農耕に適せざる土地にして、人民が納稅の義務を缺きし爲め、官に沒收されたるものあれば、輙ち州有保存林の一部に編入し、永遠に存置するの規定を設けたり。

千九百一年、中央政府に於ける、農務省の林務部は、林務局と改められしが、其主要なる事務は、專ら森林の管理、森林の研究、記錄及植樹の四件にして、數年間に於て、百六十二人の吏員を用ゐ、之を各地に派遣して其事に當らしめたり。千八百九十八年、時の林務部は、民間に於て森林を所有し、其管理を望むものあれば政府の扶掖と、助言とを與ふべきことを定めしが、千九百二年には、其願書三十七通を接受し、面積三百萬英町に及べりと云ふ。林務局に於ては、國有保存林を設け、內務省をして之を管理せしむる爲めに、精細なる調査を遂げたり。千九百二年、政府は始めて國有保存林地を相し、之に植樹を爲すの計劃を爲し、此他政府は、共同植樹事業を奬勵し、森林所有者には、有益なる智識を與ふることに努めたり。其結果、南北ダコタ、ネブラスカ、カンサス及オクラホマ等に在りては、盛大なる植樹事業を見るに至り、同地方の農民に安價なる垣柵材料、又は薪炭を供給するの準備成れり。而して今日迄に各州に於て企圖せられし植樹事業は百七十二箇所あり。此他農務省內化學局に於ては、森林の生產物に關する、化學的研究を爲し、又昆蟲部には、森林に於ける害蟲を研鑽して、之が驅除法を講じ、其結果は、印刷に付して、廣く斯業に關係あるものに配布せられたり。

保存林の設定及管理に關する法規は、我參考とするに足るを以て、左に其梗概を摘錄すべし。

保存林ノ設定

(植林法廢止等ニ關スル千八百九十一年三月三日發布法律第二十四條)

大統領ハ其都度州又ハ「テルリトリー」ニ於ケル國有地ノ全部又ハ幾部ニ立木又ハ下草アルトキハ其經濟的價値ノ有無ヲ問ハス之ヲ保存林トスルコトヲ得

大統領保存林ヲ設定シタルトキハ位置及境界ヲ記シテ其設定ヲ告示スヘシ

保存林ノ管理

(千八百九十八年六月三十日ヲ以テ決了スル會計年度ニ對シ政府ノ經費支辨ニ關スル千八百九十七年六月四日發布法律)

千八百九十八年六月三十日ヲ以テ決了スル會計年度內左揭ノ事業ニ對シ左ノ經費ヲ支辨ス

(中略)

千八百九十一年三月發布法律第二十四條ニ據リ大統領カ設定シタル保存林及ヒ其將來設定セントスルモノ並ニ內務大臣ノ指定スル附近ノ國有地ヲ測量スル爲メ金十五萬弗ヲ支出ス但シ大統領ハ公益ト認ムル場合ハ何時ニテモ保存林ニ關スル告示其他行政上ノ命令ヲ改正變更スルコトヲ得

ワイオミング、ユータ、モンタナ、ウォシントン、アイダホ及南ダコタノ六州ニ於テ保存林設定ニ關スル千八百九十七年二月二十二日發布ノ公示及命令ハ之レ又取消シ右ニヨリテ保存林ト認メラレタルモノハ更ニ國有地ニ編入セラルルモノトス但シ此等ノ土地ニシテ千八百九十八年三月三日迄ニ前記編入ノ

處分ヲ終ラサルモノハ再ヒ千八百九十七年二月發布及ヒ同上ニ對シ後日發布スルコトアルヘキ大統領ノ修正命令等ニヨルモノトス

前記測量ハ內務大臣ノ訓令ニ從ヒ地質測量部長ノ監督ヲ受ケ同部員之ニ從事シ且ツ必要ニ應シ小區劃實測ヲ行フトキハ現行法律ノ規定ニ從ヒ方形法ニ據ルヘシ實測地圖及野帳ハ二部ヲ調製シ保存林所在ノ州ニアル合衆國測量課及土地總務局ニ各部ヲ交附シ實測圖ノ寫眞石版圖ハ二十部ヲ調製シ一部ハ保存林所在ノ州ニ在ル合衆國測量課ニ殘餘十九部及原圖ハ土地總務局ニ交附スヘシ此等ニハ測量部長ノ手署ヲモ複寫添附スヘシ

前記ノ實測野帳及實測圖ハ從前測量課經由提出セルモノト其效力同一ト認メラレ且ツ方形測量法ニ依リタル小區劃實測ト共ニ土地總務局長ノ認可ヲ經ヘキモノニシテ其適法ニ作成セラレタル複本ハ實測地所在ノ土地局ニ交附セラルヘキモノトス

凡ヘテ實測ニ關シテ從前發布シタル法律ニシテ前記規定ニ抵觸セルモノハ將來ニ向テ其效力ヲ失フモノトス但シ各地形圖ノ複本一部及其他ノ地圖ニシテ林地ノ分布ヲ示スモノハ右ニ關スル野帳ト併セテ測量部長ノ認可ヲ經土地總務局ニ提出スヘシ

千八百九十一年三月法律第二十四條ニ據リ從前大統領カ設定シ竝ニ將來設定スヘキ國有地ニ關スル命令ハ依然トシテ現在及將來ニ向ヒ其效力ヲ失ハス尙ホ成ルヘク下揭ノ規定ニ從ヒテ其監督管理ヲ行フヘキモノトス

保存林ハ其林相ノ改良及保護、水源涵養若クハ地方人民ニ必要ナル木材供用ヲ缺乏セシメサルノ目的以外ニ設定スヘカラス尙ホ林業以外ニ一層有望ナル鑛業若クハ農業ヲ停止セシムルカ如キ精神ヲ以テ立按セシモノニ非ス

內務大臣ハ國有林及保存林ノ火災及侵害ヲ防クコトニ關シ規定及細則等ヲ設クヘシ此規定及細則中ニハ保存林地ノ占有及利用竝ニ侵害保護ニ關スル規定ヲ設クヘシ尙ホ前記法律及其他規定ヲ侵犯シタル者ハ千八百八十八年六月四日合衆國修正法第五千三百八十八條ニ據リテ處罰セラルヘキモノトス

保存林地內ノ生木保護及幼木生長助成ノ目的ニ適合シタルトキハ內務大臣ハ該地內ノ枯損木及伐期齡ニ達シタル樹木ヲ指定シ最低價格ヲ豫定シ其指定シタル買受人ニ拂下クルコトヲ得但シ買受人ハ保存林所在ノ州又ハ「テルリトリー」ニ於テ之ヲ使用シ他ニ輸出販賣スルコトヲ許サス

右木材拂下ハ少クトモ三十日前ニ土地總務局長ヨリ保存林所在ノ州又ハ「テルリトリー」ニ在ル一種又ハ二種以上ノ新聞紙ニ之ヲ公示ス但シ木材及束締ノ枝梢ノ價格二百弗ヲ超過セサル立木價額ニシテ出願人ノ資力ニ適當セルモノト認ムルトキハ廣告セスシテ直ニ拂下クルコトヲ得又拂下公示ヲ爲シタル木材ニ對シ豫定價額ニ達スル入札者ナキカ又ハ落札者ニ於テ拂下ヲ受クルコト能ハサル場合ニハ內務大臣ハ再公示スルコトナク隨意契約ニヨリ豫定價額以上ニ出願人ノ資力ニ適當セル數量ヲ拂下クルコトヲ得（此項千九百卒六月六日修正追加）

右拂下木材ノ代金ハ內務大臣ノ發シタル規定ニ從ヒテ保存林所在地ノ地方土地局ニ納入スヘシ地方土地局ハ之ヲ土地總務局長ニ送附シ更ニ大藏省ノ特別會計トシテ保管轉換セラルルモノトス

拂下ケラルヘキ木材ニハ之カ標徵ヲ附シ其購買人ニ關係ナキ者又ハ購買人ノ被雇者以外ニシテ內務大臣ノ指定セル監督ノニ之ヲ伐採搬出スルモノトス

監督者ハ其職務執行ノ狀況ニ關シ土地總務局長及保存林所在地ノ木材拂下金受取官吏ニ報告書ヲ提出ス可シ

内務大臣ハ善意ノ定住者、採鑛業者居住者及鑛物試驗者ニ對シ薪炭用、建築用、工業用及自家用ニ供スル爲メ無償ヲ以テ保存林ニ於ケル木材石材ヲ付與スルコトニ關シ規定ヲ設クルコトヲ得但シ前記無償付與ヲ日ケタル木材ハ之ヲ伐採セル保存林所在ノ州若クハ「テルリトリー」以外ニ搬出スヘカラス

保存林境内ニ實際居住スル者ハ其居宅又ハ財産ニ住來スルカ爲メ保存林ヲ通行スルヲ妨ケス尚ホ内務大臣ノ發布セル規定ニ準據シ林地内ニ車道ヲ開キ又ハ改良工事ヲ行フコトヲ得又林地内ノ鑛物試堀調査若クハ採掘其他一切適法ノ事業ノ爲メニ保存林ニ入ルヲ禁スルコトナシ但シ保存林保護ニ關スル總テノ規定ヲ遵守スルヲ要ス

不完全ナル善意ノ占有權ニ由リ占有ヲ主張スル土地若シ保存林地域内ニ在ルトキハ右占有者ハ其希望ニ依リテ該占有地面積以下ノ國有地ト換地ヲ出願スルコトヲ得此換地登錄ニ際シテハ登錄税ヲ免除セラルヘシト雖モ占有者ニ於テ其移住ノ當初土着其他ニ關シ手數料其他ヲ納入セサルモノハ此限ニアラス且ツ此換地ヲ受ケタル者ノ移住居住及開墾ニ關シテハ換地ニ對シテ此等ノ法律規定ヲ適用シ尚ホ年數計算ニ關シテハ從前占有地ニ在住セル期間ヲ通算セラルルコトヲ得

換地トシテ受取ルヘキ土地ハ政府ニ於テ實測ヲ遂ケ鑛物ヲ含有セサル無人ノ國有地ニシテ換地出願人ノ宅田ニ組入レラルルモノニ限ル但シ此追加ハ千九百年十月一日以前ニ保存林地域ヲ占有シ且ツ換地申請ノ出願ヲ爲シタル者ニ適用セス(千九百年七月六日修正法ニヨリ本項追加)

保存林ノ外境又ハ附近ニアル移住者ハ保存林内ニ小學校及寺院ヲ設置スルコトヲ得此等ノ目的ニ對シテハ其位置ハ林地内何レノ部分タルヲ問ハス學校用地ハ二英町寺院用地ハ一英町ヲ越エサル土地ヲ撰定スルモノトス

保存林地内ニ發生スル民事及刑事上ノ裁判事件ハ保存林ニ關シ國ニ對スル犯罪事件ノ外保存林設定ノ有無ニ關係スルコトナシ本法ノ存在ニヨリテ保存林ノ存在スル州カ其裁判權ヲ失ヒ該州ノ住民カ合衆國ノ住民タル公民權及特權ヲ喪失シ若クハ合衆國公民ノ義務ヲ免除セラルルモノニアラス

保存林地内ノ水ハ保存林所有ノ州又ハ合衆國ノ法律又ハ其他ノ規則ノ定ムル所ニ據リテ移住民ノ家計鑛業、水車又ハ灌漑ニ供用スルコトヲ得

大統領ノ認可ヲ經テ内務大臣カ保存林所在地ノ州又ハ「テルリトリー」及最寄ノ二新聞ニ保存林設定ノ告示ヲ爲シタル後六十日ヲ經過シ實地林相調査ノ爲メ派遣シタル者保存林カ鑛業又ハ農業適地ナルコトヲ復命シタルトキハ更ニ解除シテ國有地ニ編入スルコトヲ得保存林地内ノ鑛業ハ本法ノ規定ニ從フコトヲ要セス鑛業法及其他右ニ關スル規定ニヨリテ營業ニ從事スルコトヲ得

大統領ハ何時ニテモ行政命令ニヨリテ保存林ノ設定解除變更ヲ爲スノ權ヲ有ス

内務大臣ハ何時ニテモ現ニ又ハ將來設定セラルル保存林地内ニ在ル鑛泉又ハ其附近地ニシテ公衆カ其身體ノ健全ヲ計リ又ハ快樂ノ爲メニ從來又ハ將來群集スル所ニ公衆ノ利便ヲ計ルノ目的ヲ以テ保養所又ハ旅館ヲ建築スルニ足ル敷地ノ有償貸附ノ出願ヲ責任アル私人又ハ團體ヨリ受クコトヲ得

内務大臣ハ同上ノ目的ヲ以テ前記土地ニ天幕小屋又ハ假小屋ヲ建設スル者ニ對シ其面積及位置ノ制限ニ關スル規定ヲ設定ス

内務大臣ハ此規定ニ據リ有償貸附ノ許可ヲ爲スニ方リ其期限及料金ヲ決定ス

前記收入金ハ特別基金トシテ保存林管理費ニ編入ス(鑛泉地有償貸付ノ規定ハ千八百九十九年二月二十八日追加)

千八百九十七年六月四日發布
保存林法施行規則

一、千八百九十一年三月三日發布法律第廿四條ニ據リテ設定セラレタル保存林ニ關スル施行規則發

布ノ權ハ千八百九十七年六月四日ノ法律ニヨリテ認メラレタルヲ以テ茲ニ左ノ施行細則ヲ發布ス

保存林設定ノ目的

二、國有保存林ハ人民ニ間斷ナク木材ヲ給シ且ツ水源ヲ涵養スル目的ヲ以テ森林ヲ保護改良センカ爲メ設定セラル

三、採鑛又ハ農業ノ爲メ使用スル方森林トスルヨリモ一層價値アル土地ハ成ルヘク保存林ヨリ取除カントス故ニ斯カル土地ニシテ保存林區域内ニ包マルルトキハ之ヲ定住地其他ニ編入ス

保存林法及同施行規則犯則者處罰

四、保存林ニ關スル法律及其他規定ヲ侵犯シタル者ハ千八百八十八年六月四日合衆國修正法第五千三百八十八條ニ據リテ處罰セラルヘシ其規定左ノ如シ

法律ノ規定ニヨリ軍事又ハ其他ノ目的ノ爲メ保存又ハ購買セラレタル國有地内若クハ土人保護地又ハ法律ノ規定ニ依ル土人部落ノ所有又ハ居住地地ノ立木ヲ正當ノ理由ナクシテ伐採毀損若クハ毀損スルニ至ラシメタルモノハ五百弗以下ノ罰金又ハ一箇年以下ノ禁錮又ハ罰金禁錮兩刑ヲ併科ス

右ハ國有林木ノ加害ニ對スル處罰規則ニシテ政府ハ加害者ニ對シ此外民事上ノ損害賠償ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

五、千八百九十七年二月二十四日發布ノ國有林防火ニ關スル法律(千九百年五月五日修正)ハ左ノ如シ

(一) 故意又ハ惡意ヲ以テ國有地ニ生スル草木ニ放火シ又ハ發火スルニ至ラシメ若クハ木材其地可燃質物ノ附近地ニ於テ不注意ニ燃火シタル者ハ五千弗以下ノ罰金又ハ二年以下ノ禁錮又ハ兩刑ヲ併科ス

(二) 國有地内ノ森林ニ於ケル木材其他可燃質物存在スル附近地ニ於テ燃火スル者ハ其場所ヲ立去ル前十分消火スヘシ之ニ背ク者ハ一千弗以下ノ罰金又ハ一年以下ノ禁錮又ハ兩刑ヲ併科ス

(三) 本法ニ據リ徵收セラレタル罰金ハ犯罪地所内ノ小學校基本財産ニ編入スヘキモノトス

(追記)千九百年十月十九日及二十四日附土地總務局訓令

林火警報標ヲ破毀シタルモノハ官物損トシテ處罰セラルヘキモノトス

保存林地域内ニ侵入スル者ハ千八百九十七年六月四日ノ法律ニヨリテ侵入罪ヲ構成ス

六、(略)

公共及個人ノ用益

七、(略)

八、法律ニ記載セル目的ヲ遂行セントシテ保存林地域内ヲ占有シ又ハ之ニ出入スル者ハ保存林ニ關スル諸般規別ヲ遵守スヘシ

九、私用ノ車道及郡道ノ開鑿ヲ必要若クハ便宜トスルトキハ保存林地域内ヲ通セシムルコトヲ得ヘシ但シ國ノ利益ヲ侵害スヘカラス

前記道路シ開鑿上必要ナル木石等ニシテ國有ニ屬スルモノハ内務大臣ノ許可ヲ經テ之ヲ採堀スルコトヲ得此許可申請ニハ道路ノ位置方向延長幅及必要ナル材料ノ數量現存地及價額ヲ記載スヘシ

(追記)千八百九十九年三月三日法律中

保存林地域内ヲ通スル車道鐵道又ハ其他ノ人道等ノ實測及實測圖カ規定ノ方法ニヨリテ施行調製セラレ公益ニ支障ナシト認メタルトキ内務大臣ハ之ヲ認可スルコトヲ得

十、保存林地域内ニ學校敷地及寺院敷地ヲ占有スルハ法律ノ認ムル所ナリト雖モ右ハ特權ニシテ當

然請求スルコトヲ得ヘキ權利ニアラス即チ國ハ占有地ノ許可ヲ改廢スルノ權アルモノトス

十一、用排水溝水管、樋、水溜池又ハ水電力發動用敷地ノ爲メ保存林地ヲ使用セントスル者ハ法律其他ノ規定ニ據リ出願許可ヲ受クヘシ土地總務局長ハ必要ト認ムル時ハ右出願人ヨリ保證トシテ確實ナル會社ノ株券ヲ納付セシム此保證金ハ出願人工事造行中保存林又ハ所有地ニ於ケル木材天然ノ寄景其他ニ損害ヲ加ヘタル時ハ其原因事情ノ何タルヲ問ハス之カ賠償ニ充用セラルヘキモノトス

十二、千八百九十七年六月法律ニ「保存林地ノ占有及利用ニ關スル規定ヲ設クヘシ」トアルニ基ツキ內務大臣ハ何時ニテモ保存林設定ノ目的ト齟齬セス若クハ適法ニシテ公共ノ利益ニ反セスト認ムル出願ノ特許ヲ與フルノ權ヲ有ス

放牧（千九百年七月五日修正）

十三、保存林區域內ニ於テ綿羊及山羊ノ放牧ヲ許サス但シオレゴン及ワシントン二州ニ於テキャスケード及太平洋岸山脈雨水ノ影響ヲ受ケ下草等ノ發育旺盛迅速ナル地方ニ在テハ土地總務局長ハ內務大臣ノ認可ヲ經テ保存林ノ全部又ハ一部ニ定數ノ綿羊放牧ヲ許可スルコトヲ得何レノ州若クハ「テルリトリー」ニ在ル保存林地域內ニ定數ノ綿羊及山羊ヲ放牧スルモ保存林設定ノ目的ニ損害ヲ加フルコトナシト認メタルトキ亦同シ但シ保存林地ニ於ケル綿羊及山羊ノ放牧カ保存林設定ノ目的ニ背キ又ハ右並ニオレゴン州ブルーター湖及フード山若クハ其他著名ナル公衆遊覽地若クハ水源地ニ附隨スル利益ヲ毀損スルモノアルトキハ之カ許可ヲ取消スモノトス

綿羊及山羊以外ノ家畜放牧ハ之ニヨリテ林木ノ生育給水及第三者ノ利害ニ影響セサルニ於テハ之ヲ禁スルノ限ニ非ス

保存林內ニ放牧ヲ行ハント欲スル家畜所有者土地總務局ニ出願スルトキハ現在並ニ將來發布セラルヘキ保存林地域內家畜放牧ニ關スル法規ヲ遵守スヘキコトヲ記載スヘシ若シ右規定其他申請事項ニ違背スルトキハ一旦許可シタルモノト雖モ之ヲ取消シ保存林地域外ニ家畜ヲ搬出セシムヘシ

換地

十四、（略）

十五、換地申請ノ出願ハ希望換地所在ノ地方土地局ニ提出スヘシ此申請書ニハ交換スヘキ新舊換地實測圖ヲ添附シ舊占有地ニ對スル權利一切ヲ放棄スヘキ旨ヲ記シ占有ノ期間及事實ヲ熟知セル二名ノ證人連署スルモノトス換地トシテ受ケタル土地ニ住居開墾スヘキ義務アルコトハ舊占有地ニ對セルト同樣ナリトス

十六、換地交換ヲ受ケタル占有者ハ舊占有地ニ對スル權利一切ヲ放棄シタルコトヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ但シ保證人ノ連署ヲ要セス

十七、保存林地域內ノ未實測地ヲ占有セル者保存林地域外ニ換地ヲ受ケント欲スルトキハ第十五項ノ手續ニ據ルノ外實測圖ニ代ウルニ概測圖ヲ以テスルコトヲ得

十八、換地申請ノ出願アリタルトキハ地方局ハ意見ヲ附シテ土地總務局ニ進達シ其指令ヲ請フヘシ

鑛業

十九、（略）

二十、合衆國ノ法律規定ヲ遵守シ營業スル適法ノ鑛業人ハ鑛業地ニ生スル木材ヲ伐採スルコトヲ得モノトス但シ伐採ノ目的ハ實際鑛業上ニ必要ナルトキニ限ル

木材伐採及砂石採掘

二十一、保存林ノ木材ヲ伐採シ又ハ砂石ヲ採掘セントスル者ハ其住所郵便配達區伐採又ハ採掘セン

トスル木材又ハ砂石ノ所在地、數量價額及之ヲ使用セントスル場所及目的、竝ニ木材ノ伐採出願ノ場合ニ在リテハ伐木運搬及挽木ヲ爲スタメ使雇セラルル木挽工場又ハ代理人ヲ記載シ且ツ出願人自身ノ土地ニ對シ又ハ正當ノ事由ニヨリテ善意ノ必要以外ノ數量ヲ伐採スルニ非サルコト、及ヒ伐木ノ枝梢等ヲ林地内ニ遺棄セス伐木作業中ニハ林火ノ發生セサル樣注意ヲ加フルヘキコトヲ添申シ右保存林ノ林務官ニ提出スヘシ林務官右出願書ヲ接受シタルトキハ其調査ヲ遂ケ意見ヲ具ヘテ總務官ニ進達シ總務官ヲ審按シ出願ヲ妥當ト認メ且ツ木材ノ伐採砂石ノ採掘カ保存林ニ毀害ヲ加ヘスト認メタルトキハ森林官吏ヲシテ之ヲ監督セシメ其作業ヲ許可ス但シ立木ノ價額金百弗ヲ超過スル場合ニハ總務官ハ出願書ヲ土地總務局長ニ進達シ内務省ニ經伺スヘキモノトス尚ホ本出願許可ノ指令下附セラレタルトキハ森林官吏ヲシテ其伐採作業ヲ監督セシムルコトハ前段ニ同シ

前項ノ規定ニヨル立木伐採監督ノ任ニアル林務官ハ職務執行狀況報告ヲ作リ四季報告トシテ總務官ニ提出スヘシ總務官ハ直ニ土地總務局長ヲ經由シテ之ヲ内務大臣ニ進達スルモノトス而シテ内務大臣ハ伐採木材ノ數量等ヲ審按シ出願人カ其付與セラレタル特權ヲ濫用セサリシヤ否ヤヲ調査スルモノトス

林務官ノ提出スル職務執行狀況報告ニハ出願人ノ姓名出願ノ期節、木材ノ種類及數量立木價額及木材ノ用途ヲ記載スヘシ

木材ノ拂下

二十二、(略)

二十三、木材ノ拂下ハ人民出願ノ有無ニ拘ハラス内務大臣ヨリ指定ス人民ノ出願ニ係ルモノハ枯損又ハ伐期齡ニ達シタル樹木ノ拂下ニ限リ許否ヲ決定ス

(甲) 右出願書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一、木材所在地(既測地ナルトキハ其公定小區劃地番號未測地ナルトキハ最近實測地ヨリノ方向距離及附近ニアル天然ノ地標等ヲ記スヘシ)

二、土地ノ性質(高低傾斜地勢土地ハ農地鑛業地又ハ林木存在ノ爲メニ價値アルヤノ類)

(乙) 拂下出願ノ木材カ生木ナルトキハ

一、木材カ既ニ伐期齡ニ達シタルコトヲ認メタル證據

二、右木材ノ伐採後同地附近ノ幼樹成長ニ好果ヲ與フヘキコトヲ推知スルニ足ル事實

(丙) 拂下出願ノ木材ハ左ノ四種ニ分チテ記載スヘシ

一、生活セル立木　二、同上倒木　三、枯死セル立木　四、同上倒木

三、四ノ場合ニハ枯死ノ原因(强風、火等)ヲ記載スヘシ

(丁) 拂下出願ノ木材ヲ製材ニ供セントスル目的ナルトキハ

一、木材尺〆　二、製板數量　三、一千呎ニ對スル價格　四、製材殘餘ノ枝梢ノ束數及每束ノ價格

(戊) 拂下出願ノ木材全部ヲ束締シテ薪炭用材ト爲スノ目的ナルトキハ

一、束數及每束ノ價格

(己) 拂下出願木材カ生木ナルトキハ

一、樹種　二、每英町ノ樹種別材量　三、樹種別樹幹胸高直徑平均　四、三ノ平均以上ノ樹木每英町樹種々別數　五、四ノ木材拂下ハ前記(丁)(戊)執レノ目的ナルカノ事實ヲ記載スヘシ

右拂下出願アリタルトキハ林務官ハ之ヲ調査シ意見ヲ具シテ直ニ總務官ニ提出シ總務官ハ土地總

務局長ニ進達スヘシ

二十四、土地總務局長ハ必要ナリト認ムルトキハ事實ノ再調ヲ遂ケシメ內務大臣ニ提出シテ其指令ヲ請フヘシ

二十五、拂下許可ノ指令アリタルトキハ土地總務局長ハ前規定ニヨリテ廣告ヲ爲スヘシ拂下クヘキ木材ノ所在地二郡以上ニ跨ルトキハ規定ノ廣告ノ外各一郡ニ於テ同樣廣告スヘシ右廣告以前拂下出願人ハ廣告ノ費用見積額ヲ地方土地局ニ豫納スヘシ此豫納金ハ拂下木材カ該出願人ニ落札シタルトキハ入札金ノ中ヨリ控除セラレ然ラサルトキハ返附セラルヘシ又出願人ニシテ落札シタルトキ拂下金ヲ納入スルコト能ハサルトキハ廣告ノ費用支辨ノ爲ニ地方土地局ニ保留セラルモノトス

二十六、木材拂下ノ告示アリテ其出願人ナキトキハ其後一年以內ニ土地總務局長ハ之ヲ告示シ豫定價格以上ノ價格ヲ以テ該木材ノ全部又ハ一部ヲ拂下クルコトヲ得但シ告示ニ此事ヲ記載シ置クヘシ告示ニヨリ拂下クル木材ノ拂下ヲ得ントスル者ハ木材ノ數量所在拂下價格出願ノ木材カ前ニ拂下ノ廣告アリタルコト同上年月日等ヲ記シ木材所在地ノ林務官ニ出願スヘシ林務官ハ其意見及報告ヲ副申シテ總務官ヲ經テ之ヲ土地總務局長ニ提出シ土地總務局長ハ內務省ノ指令ヲ受ケタル後之ヲ總務官ニ通知シ總務官ハ更ニ順次之ヲ出願人及林務官ニ通知スルモノトス

二十七、五百弗以上ノ拂下ハ獨占ヲ避クルカ爲メ之ヲ數人ノ出願人ニ分割スルコトヲ得又拂下出願人ノ全部又ハ何レヲモ受附ケサルコトヲ得拂下入札ニ加ハラントスル出願人ハ告示規定ニ從テ相當現金ノ保證金ヲ積立ツヘシ隨意契約ニヨリテ木材拂下ヲ受ケントスル者ハ拂下價額百分ノ二十ニ等シキ證據金ヲ積立ツヘシ凡ヘテ前記證據金ハ出願人落札ノトキハ拂下金ノ中ヨリ控除セラレ然ラサルトキハ返附セラルルモノトス

二十八、拂下代金ハ出願許可ノ通知アリタル日ヨリ三十日以內ニ全額ヲ納入スヘシ出願人ノ撰擇ニヨリ右期日ヲ六十日又ハ九十日トナスコトヲ得拂下木材ヲ伐採又ハ搬出セントスルモノハ該木材ニ對スル代金ノ正當官吏ノ受領證ヲ所持スルヲ要ス尙ホ拂下許可通知ノ日ヨリ一年以內ニ伐採搬出ヲ終ラサルトキハ出願許可ノ權利ヲ喪失ス但シ正當ノ理由アリテ事情已ムヲ得スト認ムルトキハ土地總務局長ノ申請ニヨリテ內務大臣ハ此期限ヲ延長スルコトヲ得

二十九、拂下人ハ伐採搬出ノ時期ヲ豫メ該森林ノ林務官ニ申報シ伐採搬出ノ際受クヘキ監督ヲ脫スヘカラス林務官ノ命令シタル伐採及搬出後木材ノ枝梢殘片等ノ處分方ハ嚴ニ之ニ服從スヘシ

三十、木材ヲ拂下クヘキ森林ノ所在地カ一以上ノ州又ハ「テルリトリー」ニ跨ルトキハ伐採シタル木材ハ各所在ノ州又ハ「テルリトリー」ニ於テ供用セラルヘキモノトス

三十一、地方土地局ノ收入官ハ拂下代金ノ受領證二通ヲ調製シ一通ハ出願人ニ一通ハ土地總務局長ニ提出シ收入金ハ國庫ニ移入スヘシ收入官ハ收入金ノ月表及四季表ヲ調製シ同シク土地總務局長ニ報告スヘシ

三十二、拂下廣告アリタル木材ノ入札價格豫定價格ニ達セス尙ホ一年間豫定價格以上ノ隨意契約拂下出願人ナキトキハ豫定價格ヲ變更スルコトヲ得

三十三、木材ノ調査評價伐採搬出ニ關スル細則其他本規定實施ニ際シ必要ナル事項ニ對シテハ別ニ訓令ヲ發布スヘシ

千八百九十七年六月四日ノ法律中千九百年六月六日ノ修正アリ右ニ付同年同月二十一日附內務省土地總務局長ノ發シタル訓令

保存林地内ノ農業適地ノ除地ニ就テ

（前略農業適地ヲ保存林地ヨリ除地スルニ方リテハ右除地ノ結果保存林設定ノ當初ノ目的ヲ無效ナラシムルカ如キ場合ニハ除地スルノ限ニアラス

前記ノ場合ニ於テハ除地スヘキ土地ノ肥沃ナルコト樹木下草ノ生長ナキコト又ハ四十英町以下ノ面積ナルコト等ハ保存林地ヨリ除地ノ決定ヲ與フル理由ト爲スニ足ラス（下略）

炭礦地

炭礦地ハ千八百九十七年六月四日ノ法律ニ所謂鑛業地ト看做サルルモノトス

木材及土石ノ無償使用

千八百九十七年六月四日ノ法律ニヨレハ善意ノ土着移民鑛業人等ニハ無償ヲ以テ保存林ノ木材及土石ノ伐採々掘ヲ許可セリ然レトモ右ノ特權ハ地方自治體又ハ其他公共團體ニ付與セラレタルモノニアラス

千九百年五月三十四日附ヲ以テユータ州ウインター郡地方議會ヨリハ同郡公會堂ノ建築用材六萬五千呎ノ無償伐採方ヲ規定ノ手續ヲ履行シ申請シタリシカ内務省ハ之ヲ認可セサリシ

漁獵禁止

千八百九十九年三月三日、千九百年六月六日及同年二月九日ノ法律ニ規定セル處左ノ如シ

保存林監督ノ任務ヲ有スル總テノ官吏ハ各州又ハ「テルリトリー」ニ於ケル魚類及野獸類保護ニ關スル保存林ノ規定ニ從ヒ其實施勵行ヲ勉ムヘキモノトス

殖民の當時に於て、先づ開拓に着手されし土地は、主として海岸及河邊に在り、是畢竟道路なきが爲め、水運を利用せしに依らずんばあらず。海岸より内地に通ずる印度人の徑路は、十七世紀の末葉に至るまで米國に於ける唯一の陸運機關にして、各定住地の交通は、舟楫に依りて河海を航するにあらずんば、馬背に依りて此徑路を辿れるに過ぎず。道路開鑿事業の如きは、未だ之を起すこと能はず。蓋し其人口寡少にして且つ、之が統一を見ざりしを以てなり。然れども、道路の開通は拓殖の第一義にして、彼の迂曲せる徑路若くは水流のみに依りて交通を爲さんは、固より忍ぶべからざる所、是に於てか、移住者は未開の地域を踏査し、或は峻坂を削りて捷徑を造り、或は樹木を仆して橋梁に代へ、以て幾に假設的道路を形成し、爾來漸く人口の增加と、社會的秩序の構成とに依りて、之を修理擴張し、以て漸く馬車の通行を爲すことを得るに至れり。然れども、未だ以て現今の如き坦々たる良道を爲すに足らず。其完全なる開鑿を見るに至りしは、近く十九世紀の初葉に在りしなり。

第八章　米國の道路

合衆國に於て、始めて大道を開設せしは、千七百十一年にして、ニューヨーク、フィラデルフィア間の道路是なり。當時は、國力未だ微弱にして、斯かる大道の開設は、現今鐵道を開設するよりも、尙ほ一層困難の事業なりしなり。

初め移住者は、賦役に依りて道路の修理造營を爲せしが、斯くして開設せられたる道路は甚だ粗惡にして、殆ど通行に堪へざるもの多かりき。然るに、十八世紀の末葉に至り、拓殖事業が、漸次西方に進むに從ひ、道路の造營を私立會社の手に委し、之に通行人より通過料を徵收するの特許を與へたりしが、此法も亦能く道路改善の效を奏せず、且つ通過料の徵收は通行人の嫌厭を招けり。當時有名なる私設道路の一は

「ウォルダーネス、ターンパイク」(荒蕪地轉關の義)道路にして、ヴァージニヤ州シェナンドア溪より、ホルストン河に沿ひ、アレガニー山を越え、ケンタッキーの内部に及べり。本道路は、初め馱馬の通行の爲め開墾せしも、其後改築せられて、ヴァージニヤよりオハイオ河流域に達する主なる車道と爲り、東西商業の幹路としてケンタッキー、其他隣州の拓殖上、少からざる稗益を與へたり。十九世紀の初に當り、「ウォルダーネス、ターンパイク」道路は、ポトマック河南に於ける最良の大道なりしと雖も、其後幾許もなく、貨物及通行人の數を減じ、隨て收入を減ぜし爲め、修理を怠るに至れり。然かも數年間、通過料の徴收を持續し、關門より關門に至る間七十哩の通行人に對し、二弗の通過料を課せり。

フィラデルフィアより、ペンシルヴァニヤのランカスターに至る六十哩の道路も亦、私立會社の築造に係れり。此會社の組織を見しは、千七百九十二年にして、時に之が株主を希望せる者、二千二百七十五人に及びしも、法律に制限せられ、抽籤を以て、此中より六百人を選出せり。當時の道路起業者は、孰れも築道に關する智識なかりし爲め、其築成せる道路は、極めて粗惡にして、降雨ある毎に、土砂を流し、各所に缺陷を生じ、通行の人馬、爲めに傷つくものあるに至りしかば、公衆は會社を攻擊して、特許を取消すの必要を議するに至りしも、恰も好し一英人あり、「マカダム」式築道法に依り、該道路を再築するの利あるを說きしを以て、會社は其說を採用し、初めて良好なる道路の改築を見るに至れり。而してランカスター道路の成功は、一般に道路建設の奬勵と爲り、道路會社を興して、暴利を得んとするもの、各所に增加し、數年にして巨額の資本を、道路の築造に投ずるに至れり。千八百十一年迄に、ニューヨーク及ニューイングランド各州に於て、特許されし道路會社は、其數三百十七に及び、道路の延長、四千五百哩、而して其資本額は七百五十萬弗に上れり。此頃、木板を敷きて道路を築くの方法行はれしも、此方法たる、木板の腐損と其に、道路は殆ど其用を爲さざるを以て、漸く弛廢し、且つ特許の方法に於ても、會社は收支相償はずして、多くは皆失敗に終り、爲めに其特許權を返還し、又或者は官に於て其道路を買收したりしかば、茲に昔日の賦役法再興し、道路會社は漸く其跡を絕つに至れり。而して當時の道路は、州之を監督せずして、皆郡の事業に屬せり。

十九世紀の初め、英國に於て、テルフォルド及マカダムが、碎石路の築造を主張するに及び、米國に於ても、軍事上、郵便上、將又商業上、改良道路の必要を感ずるもの多く、隨て、道路の改良は、海關問題に次ぎ、國政上、重要なる地位を占むるに至れり。是に於てか、道路の造營は、之を中央政府の事業と爲し、賦役を以て、郡道を造營するの方法を改め、國費を以て之に代へんとの議起り、千八百二年、始めてオハイオ州を置くに當り、國有地賣拂に伴ふ、純收入の百分の五を以て、道路の築造費に充つべきことを布告せり。千八百六年、同州に於ける國有地の賣拂收入、六十萬弗以上に及ぶや、國會は、其内三萬弗を道路築造費に充てんことを議決し、カムバーランド道路の開設に着手するに至れり。此道路は、マーリーランド州のカムバーランドより、ペンシルヴァニヤ州の西南部を過ぎ、アレガニー山を越え、オハイオ州に達し、夫よりミゾーリー州のセントルイに及ぶものなり。本道路は、テルフォルド及マカダムが主張せし方法に從ひ、之を築造せしに、其成績頗る良好にして、數年の間、修繕の必要を見ざりき。此後千八百十年より、千八百十六年に至る六箇年間に、本道路の工事を繼續せんが爲め、議定されし經費は、六十八萬弗に及べり。

カムバーランド道路の構造は、先づ六十六呎の幅員に樹木を伐り開き、悉く根株を除去し、中央三十呎を道路敷地として均地し、勾配は最急五度を越えず、又兩側に於ける築堤の勾配は、三十度を限度とし、敷地の内、二十呎の幅に對して、碎石を敷詰むること、中央に於て深さ十八吋、兩側に於て十二吋、其内上層の六吋は、碎石塊の直徑三吋を出てず、下層は七吋を出てず、道路の兩側には溝を通じ、橋梁は總て之を石造と爲し、沿道一哩毎に、鐵柱を立てて、之を里程標と爲したり。而して之が建設費は、平均一哩に付七千五百弗にして、後日に至り、砂礫を以て蔽ふこと、更に二吋、之を輾壓し最急勾配も多く四度二分の一に改築した

り、是等を合すれば、西ヴァージニヤ州、ホキーリング以東に於ける、道路の總費、一哩に付平均一萬三千弗に當れり。

千八百十七年、ジョンシー、カルフーン、ヘンリー、クレー、及其他の諸氏は、內國改良事業に對し、政府に於て新財源を備へんことを主張し、カルフーン氏は、新に特許されし國民銀行より、合衆國が受くべき配當金、及割增配當金を、道路及運河の造營に供することを規定せし法案を、下院に提出せり。本法案の主意は、道路及運河造營の事業を、中央政府の直營に歸せんとするにありしと雖も、下院は之を修正して、本事業を州の管理に歸し、國家は、之が監督を爲すこととし、該修正案は、上院をも通過したり。然れども、時の大統領モンローは、此修正案に同意を表せずして、之を拒絕せし爲め、其實施を見ざりき。是に於て、國會は再び土地賣拂より出ずる、純收入の百分の五を以て、之に充つるの法を襲用し、千八百十一年、ルイジアナ州に對し、之を實施せんことを議決し、次て千八百十六年、インデアナ州に對し、千八百十七年、ミシシッピー州に對し、同じく之を實施したり。千八百十八年には、イリノイズ州に於る道路造設に對し、土地賣拂純收入の百分の二を以てし、而して千八百十九年、アラバマ州に對し、千八百二十年、ミゾーリー州に對し、千八百四十五年、アイオワ州に對し、各百分の五を支出するの議決を爲したり。

千八百六年より千八百三十八年に至る迄、國會が各所に對し、道路造設の爲め、支出を議定せる額は、總て百六十萬弗にして、其中、二十八萬六千弗はフロリダ州に、二十萬弗はシカゴよりデトロイトに通ずる道路に、二十萬六千弗はテンネッシー州のメンフィスより、アーカンサス州のセント、フランシス河に至る道路に對して支出したり。此外道路を造營する爲め、或は國有地を付與し、又は軍隊を用ゐて、之に從事せしめしこと屢々なりき。

千八百三十七年に於ける、經濟界の恐慌は、政府事業を縮小するの止むなきに至らしめ、此時より千八百五十四年に至る迄、道路造營の爲め國庫より支出せる經費は、甚だ少かりしが、其より再び振興時代に入り、南北戰爭に至る迄道路造營の爲め國庫金を支出すること、百六十萬弗に達し、多く「テルリトリー」に於て之を營みしも、南北戰爭以後は、國庫金を以て、道路の造營を爲すこと極めて少く、唯若干の軍用道路を築造するに過ぎざりしが、近年に及びては、國庫金を以て道路を開設すること全く弛廢し、唯コロムビヤ「デストリクト」國有墓地及國有保存地に於ける道路のみ、國の直營に歸せり。

國道造營事業は、前に述べしが如く、未だ充分の發展を見ずして衰頹せり。其原因たる主として鐵道布設の創始による、合衆國に初めて鐵道を見しは、千八百二十八年にして、是より鐵道盛に起り、數年ならずして、鐵路の延長千哩に上り、爲めに、民間に投機心起り、大に其資本を鐵道に投ずるに至りしを以て、政府は自ら道路造營に對し、冷淡なるに至りしなり。是を以て、全國の道路は多く荒廢し、甚しきは、人馬の通行に堪へざるに至れり。道路改良論者は、大道の造設事業は、政府に於て之が補助を爲し、以て其完成を期すべき者なりと爲せども、此の如き理想は、到底行はれずして、遂に千八百九十三年に至りローイ、ストーン氏の建策に由り、農務省に公道調査局(Office of Public Road Inquiries)を設け、道路に關する各種の報告を輯集し之が研究及調査を爲し、且つ築道の材料及構造に關する試驗を爲し、又良好なる道路の造設を奬勵するの機關と爲すに至れり。本局に於ては道路に關する地方の質問に應じ時々道路に關する報告を印刷し之を世に公にせるのみならず、地方に對し模範的道路の築造を勸め之を實行する爲めには之に要する建築材料は鐵道會社に交渉し無賃にて運搬することとし下級地方團體に對しては州より補助金を交付せしむることとせり。而して今や殆ど全國模範道路あらざる地方なきに至れり。

近年に及び諸州は道路法を制して、道路の造營に力を容れ、舊道を改良し、新道を開造し、大に面目を改むるに至れり。是等諸州に於て、制定せる道路法の要旨は、概ね左の各項を出てず。

一、道路造營の方法は、之を根本的に改革せず、成るべく舊法を踏襲し、其が實行を努むる事、
二、課稅を自由にする事、
三、賦役を廢し、租稅を自由にする事、
四、新道開鑿に伴ふ、利益の厚薄に依り、各地方の稅率を異にする事、
五、築道費に充つる爲め、村、（タウンシップ）郡、（カウンティー）及區（ディストリクト）は公債を起し得る事、
六、州廳は州道委員會を設くる事、
七、囚徒をして築道の勞役に服せしむる事、
八、車輛の輪幅を廣くせしむる事、
九、築道に對し州は之を補助する事、
十、州道を築造する事、

道路を改良する爲め、他州に先ちて道路法を制せしは、ニュージャーセー州にして、同州の補助法が通過せしは、千八百九十一年なりとす。今同法の規定に依れば、何れの公共大道を問はず、附近一哩以内に在る、土地の所有者の三分の一以上にして、其修築を企望し、且經費の一割を負擔すべきときは、郡は之が修繕を營み、一割を差引ける經費の三分の二は、郡之を支出し、三分の一は、工事が公道委員の定むる標準に愜ふ時は州之を負擔するものとす。斯くして、州が支出する經費は、一年十五萬弗を限りとし、郡は課稅額の四百分の一を超過するを得ず。故に、人民にして、公道の修築を企望するも、無限に之を許容する能はずと雖も、州と郡との支出し得べき額は、一箇年合せて四十五萬弗に達するを以て、一哩に對し、三千弗を要するものとすれば、一箇年に百五十哩を修築するを得べし。同州にては、千八百九十二年には、新道十哩を造り、翌年は廿五哩、千八百九十四年には六十哩を增し、千八百九十五年よりは、法定の財源を以て人民の企望に應ずる能はざるに至れり。而して、千八百九十九年までに、道路の修築四百五十哩に及び、州は之に對し、七十一萬五千八百弗を補助せり。此他郡村に於て、州の補助を仰がずして修築せるもの、亦四百五十哩なるを以て、雙方を合すれば、九百哩に達す。又之が修築費は、初めは一哩六千弗なりしも、其後築造材料の價格低落し、且つ勞働を省くの機械發明されし爲め、殆ど半減せり。農民は、初め此法律に反對せしも、幾許もなくして大に其便を感ぜり。是に於て、マサチュセッツ、ロード、アイランド、ニューヨーク及カリフォルニヤの諸州、相次て之に倣ひ、各道路行政を革むるに至れり。

マサチュセッツ州は、三名の委員より成れる常置道路委員會を設け之に州道の造營に對し、每年六十萬弗を支出するを許せり。又郡は一箇年十哩以上の道路を築造すべからず。而して、道路築造後六箇年以内に、郡は之に要せし費額の四分の一を州に納むるを要す。此法律に依り、新に築造されし道路は、殆ど三百哩、一哩の築造費平均九千弗なり。

コンネクチカット州も亦、近年道路の築造に意を注ぎ道路委員會を設け之をして、專ら道路に關する州の行政を掌らしむ。千八百九十五年及九十六年に於て、洲會が道路に支出し得し經費は四十五萬弗にして、千八百九十七年及九十九年に支出し得し經費は四十萬なりき。而して千八百九十五年及九十六年に、州は道路築造費の三分の一を補助し、村は亦三分の一を負擔し、殘餘は郡之を支出せりと雖も、千八百九十七年及九十八年には、州は補助額を增加して二分の一とし、他の二分の一は村之を負擔せり。

ロード、アイランド州の道路委員は、州の補助を好まずと雖も、州費を以て、各村に於て、良好なる「マカダム」道路半哩宛を築造し、以て之を標本と爲すの法律を制せり。而して此規定に依り、各村は、道路の築造法を會得し、之に依り改築を爲せしを以て、全州の道路、二千二百四十哩の内、石礫を施して改築されしもの、千八百九十九年迄に五百哩に及べり。

ニュー、ヨーク州の規定に依れば、州は築造費の五割郡は三割五分、村は一割五分を負擔す。又視察員會議なるものあり、改築の必要ある道路を指定し、人民の出願を待つことなし。而して州の技術員は工事に從事す。

カリフォルニヤ州に於ては、千八百九十五年、囚徒を使役して、築道材料を調製せしむることを議定し、道路委員會を設け、又監獄署に碎石機械を備ひ、年々の碎石量十萬噸に及ばしめ、之を各所の道路築造に使用せり。

北カロライナ、デラウェア、アイオワ、ニュージャーセー、ニューヨーク、カンネッシー及其他の州にも亦、道路改築の爲め、囚徒を使役するの規定あり。就中、北カロライナは、此方法を以て道路を改築せること他州よりも多し。

要するに、今日に於ては、各州に於ける道路の造營は、年を追ふて進捗し、其方法は、皆「マカダム」式に據るを以て、平坦堅固、又昔日の泥濘馬脚を沒せしものに似ず、之を英佛の良道に比するも、多く遜色なきに至れり。左に列記するは、輓近、各州に於て制定されし、道路に關する二三の法律なり。

道路法の例

カリフォルニヤ州

道路局の新設義務及權限の制定並に其費用支出に關する法律

〔千八百九十五年三月二十七日認可〕

カリフォルニヤ州ハ上下兩院ノ決議ニ據リ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　本法議決後十日以內ニ於テ知事ハ三人ノ適任者ヲ撰ヒ道路局ノ局員ニ任命スヘシ任命ヲ受ケタル者ハ其任命ノ日ヨリ二箇年間其職務ニ服スヘシ任命ハ之ヲ愼重ニシ職務ヲ全ウスルニ足ルヘキ資格アル者ヲ撰フヘシ任命サレタル者ハ其服務期限中他ノ兼務ヲ許サス全ク道路局ノ職務ニ其力ヲ盡スヘシ當該局員ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テハ知事ニ於テ十日以內ニ適當ナル資格ヲ有スル者ヲ撰ヒ以テ其缺員ヲ補フヘシ

第二條　道路局ノ局員ハ就職ノ前ニ五千弗ノ身元保證金ヲ納メ一般官吏ニ對シテ規定シタル法律上ノ誓約ヲナスヘシ

第三條　道路局ハ州內ノ各郡ヨリ材料ヲ集メテ左ニ示スカ如キ事項ヲ調査スヘシ

道路ノ總理數其進步ノ狀態道路權ノ條件、道路權ヲ得ルノ方法及之ヲ登錄スルノ方法、道路ヲ認可シ又ハ之ヲ禁止シ或ハ之ヲ變更スル手續此等ノ記錄ヲ保存スルノ方法、道路ヲ造リ且ツ之ヲ保存スル方法、道路構造及其保存ノ費用支拂ノ方法及其勘定ヲ記錄ニ保存スル方法、道路ノ爲ニ金錢ヲ徵收スル方法道路ノ爲ニ過去十年間ニ費シタル費用ノ總額、及道路ノ資金ヲ得ル爲ニ課シタル租稅ノ百分率

道路局ハ各郡部ノ風土學上及地理學上ノ狀態ヲ調査スヘシ殊ニ道路撒水ノ爲メニ要スル水、石坑、砂利、燃土質岩石砂日干ノ煉瓦其他道路築造ノ爲メニ適スル材料等ヲ得ルニ付テノ便宜及此等撒水及道路築造材料ノ有無ニ關シテ調査スヘシ

道築局ハ道路ニ關スル現行法ヲ調査シ且ツ道路局員ノ見込ニ依リ效力ナキ法律或ハ廢棄スヘキ法律ト有效ナル法律トヲ區別セン爲メ之カ調査ヲ爲スヘシ

又道路ニ關シテ他ノ州ニ行ハルル法律及方法ヲ取調ヘ當カリフォルニヤ州ニ最モ適シタル者ヲ撰擇スヘシ

道路局ハ道路ノ横斷面圖道路ノ排水及給水ニ關スル平面圖並ニ道下ノ埋溝、小橋及道路器具ノ設計圖ヲ其見込ニ依リ調製スヘシ

道路局ハ又道路ニ關スル諸法令ヲ纒ムルニ必要ナル書式紙ヲ作リ、且ツ道路ノ進歩改良ニ關シ道路局ソ目的ヲ助クルカ如キ事項ノ調査ヲ爲スヘシ

總テ郡部ノ官吏及道路ニ關係アル者ヨリ問合ヲ受クル時ハ本局ハ速ニ之ニ回答ヲ與ヘ道路ノ改良進歩ニ關シ或ハ之ト同樣ノ事項ニ關シテ相當ノ助言ヲ與フヘシ而シテ此等ノ回答及助言ニ關シテハ其費用ヲ請求スヘカラス

道路局ハ州立監獄ニテ製造スル道路構造用材料ノ注文ヲ受クヘシ而シテ其注文ヲ監獄ノ當局官吏ニ通知スヘシ

若シ注文額カ材料供給ノ割合ニ超過シテ注文ヲ悉ク充スコト能ハサル場合ニ於テハ總材料ヲ各注文郡部ニ平等ニ分配スヘシ

第四條　道路局ノ官吏一名若クハ一名以上ハ毎年一回必ス州内ノ各郡ヲ巡回シ巡回先ニ於テ公會ヲ開キ道路ノ改良ニ關スル事項ヲ論議スヘシ

第五條　道路局ハ調査ノ必要ニ應シテ監督會議ノ書記、測量官、會計檢査官其他必要ノ官吏ヲ訪問シ說明ヲ請フノ權利ヲ有ス

道路局ハ道路ニ關スル事項ニ付必要ト認メタル人ノ證明ヲ受クルコトヲ得但シ之ヲ行フニ當リテハ「銀行委員會設立法」ニ示セル方法ニ據ルヘシ

第六條　道路局ノ局員ハ各自一箇年三千弗ノ俸給ヲ受クヘシ而シテ此俸給ハ州ノ他ノ官吏ノ俸給ノ場合ト同シク州ノ監査官ニ依リテ管理セラレ會計官ヨリ支拂ハルヘシ

第七條　道路局ノ局員ハ其任命ヲ受ケタル後十日以内ニサクラメント市ニ於ケル州廳内ノ測量長官事務室ニ會合シ測量長官ノ指揮ニ依リテ各々議席ニ就キ直ニ局員中ヨリ座長ヲ撰擧スヘシ而シテ座長ニ選ハレタル者ハ道路局ノ總テノ會議ノ議長トナリ通常議長ノ行フヘキ職務ヲ行フヘシ

第八條　道路局ノ事務室ハ之ヲサクラメント市ニ於ケル州廳内ニ置ク

州ノ書記官ハ道路局ノ爲メ一室ヲ設ケ相當ナル設備ヲ爲スヘシ本室ハ道路局ノ事務室ナリト雖モ本事務所ノ職員タル者ハ相當ノ時機ニ於テ必要ト認メタル州ノ各部ヲ巡回スヘシ

第九條　道路局ハ局ノ業務ヲ遂行スル爲メニ必要ト認メタル書記又ハ堪能ナル技手ヲ採用スルノ權力ヲ有ス但シ此採用ハ州ノ檢査官會議ノ認可ヲ受クヘシ

道路局ノ職員及雇員ニシテ職務ヲ遂行スル爲メ旅行ヲ要スル時ハ其實費ヲ給ス道路局ニハ其事務ヲ遂行スル爲メニ必要ナル物件ヲ給ス總テ道路局ノ支拂フヘキ金額ハ其支拂フ前ニ當リテ檢査官會議ノ檢査ヲ經且ツ其認可ヲ受クヘシ

第十條　道路局ハ一箇ノ官印ヲ有シ總テ必要ナル書類ニ捺印スヘシ

道路局ハ其本法ニ依リ遂行セシ諸行爲ノ記錄ヲ爲スタメ相當ノ臺帳ヲ備フ

第十一條　州ノ鑛物學者ハ道路局ニ要求セラルル時ハ之ニ必要ナル材料ヲ供給スルノ義務アルモノトス

第十二條　檢事總長ハ總テ法律上ノ事項ニ關シ道路局ヨリ請求サルル時ハ之ニ助言ヲ與フルノ義務アルモノトス

第十三條　道路局ハ報告書ノ提出ニ關シテ法律ニ規定サレタル時期及方法ヲ守リ報告書ヲ作リ之ヲ知事ニ提出スルノ義務アルモノトス

報告書ニハ過去二年間ニ於テ局ニテ遂行シタル事業及研究事項ヲ掲載シ且ツ實用的道路法ヲ作ルニ付テ有益ト認ムヘキ意見ヲ載セ又道路ノ改良ニ有益ト認ムヘキ意見ヲモ掲載スヘシ

道路局ニ於テ必要ト認メタル時ハ其都度小冊子ヲ發行シ道路ノ開鑿及維持等ニ關シテ有益ナル事項ヲ掲載スヘシ

第十四條　州ノ印刷官ハ檢査官會議ヨリ命令ヲ受クル時ハ道路局ノ報告書及其他必要ト認メラレタル小冊子ヲ印刷スル義務アルモノトス此等報告書及冊子ノ配布ニ付テハ檢査官會議ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條　道路局ハ其組織後二年ヲ經過シ存在ノ期限終了セル時ハ局ニ屬セシ總テノ所有物即チ書籍報告書及各種ノ書類ヲ州ノ監査官ニ納付スヘシ

第十六條　道路局ノ經費ヲ支辨スル爲メ三萬一千弗ノ金額ヲ使用スルコトヲ得監査官ハ必要ニ應シテ其都度經費支拂ノ命令ヲナシ會計官之ヲ支拂フヘシ道路局ノ經費ハ所定ノ金額内ニテ支拂ヒ決シテ負債ヲ爲スヲ許サス

第十七條　本法ニ抵觸スル法律及法律ノ條項ハ之ヲ廢止ス

第十八條　本法ハ議決及裁可ヲ經テ效力ヲ生スルモノトス

州立監獄ニ於ケル岩石破碎工場ノ設立及作業ニ關スル法律

〔千八百九十五年三月二十八日裁可〕

カリフォルニヤ州民ハ上下兩院ノ決議ニ據リ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　州ノ知事州立監獄ノ典獄及道路局若シ道路局ノ設立ナキ場合ニ於テハ知事及州立監獄ノ典獄ハ五萬立方碼ノ築道用碎石カ道路ノ爲メニ使用サルヘキ事ヲ認定シタル時ハ一若クハ二ノ監獄ニ於テ岩石破碎機械ヲ購入シ之ヲ設立シ且ツ之ヲ運轉セシムヘシ而シテ此機械ハ囚徒ノ勞働若クハ典獄ノ監督ノ下ニアル動力ニ依リテ運轉セシメ且ツ其工場ニハ道路用ノ材料トシテ岩石ヲ破碎スル爲メニ必要ナル監督者ヲ置クヘシ但シ知事及典獄カ本法ニ據リ岩石破碎場ヲ設立セントスル時ハ道路用ニ破碎シタル岩石カ相當ノ費用ニテ運搬シ得ラルルカヲ調査シ若シ運搬ノ便利ヲ缺キ多大ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ工場ヲ設立シ其業ヲ營ムヲ得ス

第二條　第一條ニ據リ岩石破碎工場ヲ設置シ作業ヲ爲ス時道路用石類ノ生産費ハ唯製作ニ必要ナル爆發藥類油燃料器具及破碎機械ヲ除ケル他ノ機械修繕監督其他用石ヲ貨車ニ揚卸スルニ要スル設備ノ費用ノミヲ算入スルモノトス

第三條　岩石破碎工場ニ於テ産セル用石ノ販賣價格ハ第二條ニ示サレタル計算法ニ依リ一立方碼ニ付キ算出セル費用ニソノ一割ヲ附加シタルモノトス但シ工場ヨリ配付先迄ノ運搬費ハコレヲ加ヘス

第四條　第三條ニ示セル一割ノ增額ハ毎半箇年ヲ最短納期トシテ州ノ金庫ヘ支拂フヘシ而シテ其支拂ノ總額カ二萬五千弗ニ達シタル後ハ一割ノ增額ヲ減シテ五分トナスヘシ而シテ增額ハ州立監獄維持ノ基金ニ編入スヘシ

第五條　州立監獄ノ典獄ハ本法ノ定ムル道路用石類ヲ使用スル爲メ道路築造上州民ノ利益カ保全セラルルト斷定シタル場合ニ於テ道路ノ材料ヲ迅速ニ且ツ經濟的ニ取扱ヒ且ツ配付スル爲メ適當ナル裝置ヲ爲セル鐵道貨車ヲ貸貸スルヲ得

右貸付ノ賃金ハ第二條ニ示セル用石類ノ生産費中ニ算入ス

第六條　本法ノ目的ヲ遂行スル爲メ州ハ豫メ州金庫ノ一般基金中ヨリ三萬弗ヲ別途ト爲シ置キ典獄ノ要求ニ應スヘシ

州監査官ニシテ典獄ノ要求書ヲ受理スルトキハ所要ノ金額ニ對シテ保證ヲ爲シ州ノ會計官ハ右保證ヲ得テ所要ノ金額ヲ支拂フヘシ

右總額ノ中二萬五千弗ハ之ヲ基金中ヘ返還スヘシ

第七條　第六條ニ規定シタル準備金ノ内五千弗ハ特ニ器具機械及工場用種々ノ使用物ノ費用トシテ永久融通基金ト爲スヘシ但シ此金額ハ州ノ監獄内ニ於ケル岩石破碎ノ爲メニ使用サルヘキ破碎機械經費ニ充ツヘキモノニ非ラス

右融通基金ヨリ支出サルヘキ金額ハ州立監獄ニ於ケル道路用石類ヲ切出シ又仕上ニ必要ナル補助機械器具其他種々ノ使用物ノ爲メニ拂フモノニ限ルヘシ而シテ道路用石類ノ販賣ヨリ生シタル收入金ハ前ノ融通基金中ニ繰入レ之ヲシテ常ニ五千弗ノ額ヲ保タシムヘシ

第八條　本法ノ條項ニ牴觸スル法律及法律ノ條項ハ之ヲ廢止ス

第九條　本法ハ議決及裁可ヲ經テ效力ヲ生スルモノトス

コロラド州

道路並ニ本法ト矛盾スル法律廢止ニ關スル法律

〔千八百九十五年四月十九日裁可〕

コロラド州ノ議會ハ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　州ノ各郡部委員會ハ全郡民ノ最モ利益ヲ感スル樣郡ヲ若干ノ道路區ニ分チ其都度議決ニ據リ一定ノ道路區ニ必要ナル經費ノ額ヲ定ムヘシ但シ經費ハ如何ナル場合ト雖モ其道路區ニテ徵收シタル道路稅ノ五割ヲ下ルヘカラス又道路區ノ道路監督者ヲシテ議決ノ金額以上ヲ使用セシムヘカラス

郡委員會ハ年々各道路區ニ於テ一名ノ道路監督者ヲ任命スヘシ

任命サレタル道路監督者ハ一日ノ勤務料トシテ州ノ總道路基金ヨリ三弗以内ヲ支給セラルヘシ

道路監督者ノ服務期限ハ一箇年若クハ適當ナル後任者ノ定メラレタル時迄トス但シ十分ノ理由アル時ハ郡委員會ノ認定ニ依リ臨時解職セラルルコトアルヘシ

道路監督者ヲシテ忠實ニ其義務ヲ遂行セシメ且ツ本法ノ規定ニ據リ受理スヘキ金錢ヲ保證セシメンカ爲メニ郡委員會ニテ相當ト認定スル身元保證ヲ爲サシムヘシ

第二條　郡委員會ハ道路ノ目的ノ爲メ財産稅ヲ課スルコトヲ得ヘシ但シ財産額ノ一割以上ヲ課スルコトヲ得ス此稅ハ他ノ財産稅ヲ徵收スルト同方法ニ依リ又同期ニ於テ年々徵收スルモノトス

第三條　二十一歲ヨリ四十五歲迄ノ各壯丁ハ二弗ノ道路稅ヲ區ノ道路監督者ニ納ムルカ或ハ之ニ代ヘ一日八時間宛二日ノ勞役ニ服スヘシ但シ馬匹ヲ伴フ者ハ八時間ニテ足ル此勞役ハ何レモ服役者ノ屬スル道路區内ノ道路ニ於テ道路監督者ノ指揮ノ下ニ服務スヘシ

道路監督者ハ其都度書面ヲ以テ遲クトモ十日以前ニ人頭稅ヲ拂フヘキ者ニ對シ其働クヘキ時及場所ヲ示スヘシ

道路監督者ハ已レカ受理セル金錢ヲ總テ郡ノ會計係ニ納付スヘシ

道路監督者ハ本條ノ規定ニ據リ自己ノ徵收シタル道路稅ヲ納付スル時其一割ヲ報酬トシテ差引キ殘額ヲ郡ノ會計係ニ支拂フヘシ右ノ外道路稅ヲ徵收スル爲メ費シタル時間ニ對シ何等ノ支給ヲモ

受クルヲ得ス

道路ニ服役スヘキ者ニ對シ直接人ヲ以テ通知ヲ要スル時ハ二箇所以上ニ在ル十人以下ニ對シ如何ナル場合ト雖モ毎年一日分ノ支給額ヨリ多クヲ費スヘカラス但シ通知ヲ受クヘキ者カ同所ニ在ルトキハ人數ニ制限アルコトナシ

道路税ヲ課セントスルトキハ委員ニ於テ市又ハ町ニ在ル財産ニ對シテ課スヘキ税ノ相當ト認ムル比率ヲ示スヘシ

課税サレタル者ハ他ノ租税ヲ上納スルト同時同期ニ於テ又同方法ニ據リ市又ハ町ノ當該係員ニ納ムヘシ

斯ノ如クニシテ徴收サレタル道路税ハ其道路税ノ課セラレタル市或ハ町ノ街路小路及公大道ヲ改良スル目的ノミニ使用サルヘキ者トス其使用ニ關シテハ當該市町ノ役員ノ監督ヲ受クヘシ

本條ニ據リ斯ノ如ク徴收サレタル基金ハ市又ハ町ノ特別ノ寄附又ハ使用ニ關スル部分ヲ除キ郡委員會之ヲ郡ノ各道船區ニ分配ス町村ハ郡委員會ノ命令ニ從ヒ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第四條　道路監督者ハ各自ノ道路區内ニ於ケル郡道及大道ヲ修繕シテ旅行ニ便ナラシムヘシ

道路監督者ハ其道路區ニ在リテ道路税ノ代リニ勞役ヲ爲サントスル者ニ對シ出頭ノ日時及場所ヲ定メ毎年四月一日ヨリ九月一日マテニ夫々通知ヲ發スヘシ但シ道路監督者ニシテ之ヲ要スルトキハ何時召集シテ勞役ニ服セシムルモ妨ナシ

第五條　總テ道路税ヲ納ムヘキ者カ通知ヲ受ケタル後尚ホ之ヲ納入スルコトヲ拒絶シ若クハ等閑ニ附シ又ハ前條ニ據リ通知書ヲ發シタル後十日間ヲ經由スルモ尚ホ勞役ニ服セサル者ハ怠納者ト看做ス

道路監督者ハ其道路區ニ於ケル怠納者表ヲ作リ郡委員會ニ報告スル義務アル者トス

各怠納者ハ五弗ノ罰金ニ處セラルヘシ此罰金ハ本人カ負擔スヘキ道路税ト共ニ他ノ訴訟事件ト同シク法廷ニ於テ郡ヨリ請求セラルヘシ

怠納者ノ罰金及税金ハ郡ノ金庫ヘ納付スヘシ而シテ之ヲ特別基金ト爲シ郡委員會ノ命令ニ因リ怠納者ノ屬スル道路區ノ道路ノ爲ニ使用サルルカ或ハ郡内ニ於テ他ノ道路區ノ爲ニ使用セラルヘシ

總テ怠納者ヨリ徴收シタル金額ハ會計記錄ニ於テ別ニ之ヲ明カニスルヲ要ス

第六條　總テ組合會社及個人ハ其使用スル人々ノ中ニテ道路税ヲ拂フヘキ者ノ氏名ヲ報告スルコトヲ要セラレタルトキハ直ニ之ヲ各自ノ屬スル道路區ノ監督者ニ通知スル義務アルモノトス若シ故意ニ通知ヲ拒絶スルカ或ハ之ヲ等閑ニ附シテ通知ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ十日間ヲ經過スルモ尚ホ義務ヲ履行セサル時ハ百弗ノ罰金ニ處ス此罰金ハ郡ニ納入スヘシ

此罰金ノ徴收ハ他ノ國内訴訟ト同シク法廷ニ於テ者該郡ヨリ請求セラルヘシ郡ハ罰金ヲ徴收シタル時ハ之ヲ特別基金ト爲シ郡ノ金庫ニ納付スヘシ其用途及仕出ノ方法ハ前條ニ於テ示シタル罰金及税金ノ取扱方法ニ同シ

第七條　道路監督者ハ報告書ヲ作リ毎年一月郡委員會ニ提出スヘシ但シ委員ノ要求アル時ハ他ノ時期ト雖モ亦報告書ヲ提出スヘシ

此報告書ニハ自己ノ區内ニ於テ道路税ヲ賦課サルヘキ者ノ氏名道路税ニ代ヘ一定ノ勞役ヲ爲シタル者ノ氏名道路者督者ヲ收納シ且ツ支拂ヒタル金額納付人ノ氏名支拂人ノ氏名及支拂ヲ要シタル理由監督者カ實際勤務シタル日數及怠納者ノ表ヲ掲クヘシ

道路監督者ハ右報告書ヲ提出スル迄報酬ノ支給ヲ差扣ヘラルル事アルヘシ

道路監督者ハ縱令自己ノ馬匹ヲ使用スルモ實際ニ郡ノ道路工事ニ用ヰタルニアラサレハ何等支拂ヲ郡ヨリ受クルヲ得ス

第八條　本法ハ州、郡、市、町、會社、人組合等ニ與ヘラレタル何等權利及本法ヲ以テ廢止サレタル何等法律ニ據レル未決中ノ訴訟ニ影響ヲ與フルカ如キ解釋ヲ許サス

第九條　道路ニ關シ千八百九十一年四月十三日裁可ヲ經タル第八議會ノ法律第五條(同法ハ上院法律案第百七十四號ナリ)ハ之ヲ廢止ス

但シ本法ノ條項ハ市及町ノ自治區域内ニ住スル者ニハ關セス

第十條　本法ノ條項ト矛盾スル法律及其部分ハ本法ニ依リ總テ之ヲ廢止ス

コンヂクチッカト州

本州ノ公共道路改良ニ關スル法律

〔千八百九十五年七月三日裁可〕

上下兩院議會ノ決議ニ據リ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　知事ハ上院ノ助言及承認ニ由リ三名ノ道路委員ヲ任命ス

道路委員ハ千八百九十五年七月一日ヨリ其職務ニ就キ一人ハ二年間他ノ一人ハ四年間又他ノ一人ハ六年間其職ヲ繼續シ後任者ノ撰擇合格ヲ待チ其職ヲ退クモノトス

知事ハ通常議會ニ際シ上下兩院ノ成立即日ヨリ六十日以内ニ於テ上院ノ助言及承認ニ由リ一名ノ道路委員ヲ任命スヘシ此委員ハ次ノ七月一日ヨリ其職務ニ就キ六年間繼續シ後任者ノ撰擇合格スルヲ待チ其職ヲ退クモノトス但シ此委員ハ二箇年目毎ニ一人宛任命サルヘシ

前項ノ道路委員ハ州道路委員會ヲ組織ス若シ委員會ニ缺員ヲ生シタルトキハ知事ハ之ヲ補ハンカ爲メ次期ノ議會迄一人ノ道路委員ヲ任命シ議會成立後六十日以内ニ於テ上院ノ助言及承認ニ由リ右缺員ヲ充スヘキ一名ノ道路委員ヲ任命スヘシ

第二條　委員ノ中勘クモ一人ハ技倆アリ且ツ經驗アル土木技師タルヲ要ス

委員會ノ各委員ハ一日八弗ヲ受クル外ニ職務上費シタル實費ノ支拂ヲ受クヘシ

第三條　會計檢査官ハ委員會ノ爲メ州廳内ニ適當ノ事務所ヲ設ケ之ニ必要ナル器具及文房具ヲ備フヘシ

右事務所内ニハ記錄ヲ保存スルコトヲ要ス

右事務所ハ委員會ノ事務上必要ナル時ニ開ク

第四條　委員會ハ總テ告知及ヒ命令ヲ記錄ニ留メ且ツ總テ設計仕樣書及豫算書類ノ寫ヲ保存スヘシ

委員會ハ年々其處辨シタル事項ニ就キテ報告ヲ作リ之ヲ議會ニ提出スヘシ

第五條　州内ノ何等町カ本法ノ規定ニ從ヒ公共道路又ハ其一區域ヲ改良センコトヲ議決シタル時ハ其町ノ總代人ハ總テ必要ナル測量ヲ爲サシメ且ツ仕樣書ヲ調製セシムヘシ

仕樣書ニハ碎石道路「テルフォード」道路或ハ他ノ石造道路又ハ道路委員ノ滿足スヘキ他種ノ道路等總テ四季ノ變候ニ接スルモ破壞ノ恐ナク常ニ平坦ニシテ往來ニ便ナルカ如キ道路ノ構造ヲ揭ケ入札ノ際經費ノ概算ヲ爲スニ易カラシメ又入札者カ提供スヘキ保證金ノ額ヲ示スヘシ

右仕樣書ノ調製ヲ終ルトキハ之ヲ道路委員ニ提出スヘシ

道路委員ノ過半數ニシテ右ニ依リ提出サレタル仕樣書ヲ認可シタル時ハ總代人會ハ郡内二種ノ新聞紙ニ二週間内仕樣書ニ依ル工事ノ入札ニ付テ廣告ヲ爲スヘシ

其廣告ニハ入札者カ仕樣書ヲ閲覽スヘキ場所及總代人カ入札ヲ受クヘキ場所ヲ明示スヘシ

總テ入札ニハ一千弗若クハ其以上ノ入札保證金ヲ添フヘシ又若シ落札シタルトキハ總代人ノ要求ニ從ヒ仕樣書ノ通リ工事ヲ爲スヘキ契約書ニ署名スヘキコトヲ約スヘシ

入札終リタルトキハ直ニ之ヲ公表ス但シ總代人ハ充分ノ理由アルトキハ總入札ヲ無效ト爲スヲ得

然ラサレハ價格最低ノモノヲ落札ス入札ノ結果工事ノ請負ヲ命セラルヘキ者ハ所定ノ工事ヲ爲スニ充分ノ能力ヲ有スルコトヲ證明スルコトヲ要ス總代人會ニ於テ一箇年内ニ請負ハシムヘキ工事費ノ總額ハ前年ニ於テ課稅係ノ課セル稅ノ千分ノ五ヲ超過スヘカラス

總代人會ト入札者トノ間ニ契約結了シタル時ハ其契約書ノ寫ニ工事ニ要スル費用ノ豫算ヲ添ヘ直ニ州ノ道路委員ニ提出スヘシ

第六條　本條ニ據リ何等道路ヲ築造セントスルトキハ經費ノ三分ノ一ハ州之ヲ支出スヘシ但シ斯使途ニ對シ州ヨリ支出シ得ヘキ總金額ハ一箇年七萬五千弗ヲ超過セス又經費ノ三分ノ一ハ右道路ノ築造サルヘキ郡ヨリ支出スヘク殘部三分ノ一ハ右道路ノ築造サルヘキ町ヨリ支出スヘシ

本法ニ據リ道路カ築造サレタルトキハ右道路ノ築造サレタル町ハ右道路ノ修繕ニ要スル總經費ヲ支出スヘシ若シ右修繕ノ爲メ正當ニ支出シ得ル金額ヲ有セサル場合ハ臨時町債ヲ起スコトヲ得但シ借入期限ハ次會ノ課稅期ニ至リ徵收サレタル租稅カ當該町ニ交付サルヘキ時迄トス

第七條　道路委員ハ本法ノ規定ニ據レル總道路工事契約及其築造ノ監督ヲ爲ス義務アルモノトス

道路委員ハ請負人及總代人ノ嚴守スヘキ契約ノ條項仕樣書ヲ要求スヘシ

總テ本法ニ據リテ築造セラレタル道路ノ經費ノ證明書ハ當該道路ノ築造セラレタル町ノ總代人ヨリ正式ノ書式ニ從ヒ道路委員ニ提出スヘシ知事及道路委員ハ毎年十二月十五日ヨリ三十一日マテノ間ニ於テ其年各町ニ支出スヘキ金額ヲ會計檢査官ニ證明スヘシ會計檢査官ハ右證明ノ金額ヲ當該町ニ支拂フヘキ指定書ヲ會計官ニ交付シ會計官ハ州ノ中央金庫ヨリ右金額ヲ支出スヘシ

道路委員ハ毎年十二月十五日ヨリ三十一日マテノ間ニ於テ各郡ノ郡委員ニ證明書ヲ交付スヘシ此證明書ニハ本法ニ據レル道路ノ築造及改良ニ對シテ郡内各町カ受クヘキ金額ヲ明示スヘシ又郡委員ハ右證明ノ金額ヲ郡ノ會計課ヨリ當該町ニ支出セシムヘシ

第八條　本法ノ規定ニ據リ一箇年一町ノ費スヘキ總費額ハ三千弗ヲ超過スヘカラス

第九條　本法ト矛盾スル法令ハ本法ノ實施ト共ニ總テ之ヲ廢止ス

第十條　本法ハ議會ノ決議ヲ經タル後其效力ヲ生ス

インデアナ州

州内諸郡ノ委員會ニ對シ通行錢ヲ課セル道路ヲ購買シ之ヲ公共自由道路トナスノ權限ヲ付與スル法律

〔千八百九十五年三月八日認可〕

インデアナ州ノ議會ハ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　本州内何等郡委員會ニシテ一百名ノ地主ニ請求サレタルトキハ以下ノ規定ニ據リ當該部ニ於テ通過稅ヲ課セル道路ヲ購買シ其代價ヲ支出スルコトヲ得

第二條　地主ヨリ道路購買ノ請願書ヲ受ケタルトキハ當該郡委員會ハ右請願書ニ示セル道路ノ評價ヲ命シ且ツ之カ爲メ一名ノ評價員ヲ任命シ當該郡ノ巡回裁判所ノ判事ニ又一名ノ評價員ヲ任命スルコトヲ要求シ更ニ又當該道路ノ所有主タル會社或ハ組合ニモ一名ノ評價員ヲ出スコトヲ要求ス

ヘシ

評價員ノ職務ハ當該道路ヲ以下ノ規定ニ據リ評價シ之ヲ當該委員會ニ報告スルニアリ

同時ニ數道路ノ購買ヲ請願シタル場合ニ於テ各道路ヲ有スル會社若クハ組合ハ夫々一名ノ評價員ヲ撰定ス

前項ノ評價員ハ委員會及巡回裁判所判事ノ任命セル評價員ト共ニ自己ヲ撰出セル會社又ハ組合ノ有スル道路ノ評價ヲ爲スヘシ

第三條　評價員ハ購買セントスル道路ノ評價ヲ爲サントスルニ當リ道路築造ノ方法、修繕ノ狀態及其一箇年ノ純收益等ヲ調査シテ當該道路ノ公平ナル現金拂ノ價値ヲ定ムヘシ

當該道路一箇年ノ純收益トハ所有會社ノ帳簿ニ就キ過去五箇年間ノ平均額ヲ調ヘタルモノヲ謂ヒ此平均額ハ評價員ニ於テ報告スルコトヲ要ス

第四條　評價員ヨリ評價報告書ヲ郡ノ會計檢査官ニ提出セルトキハ會計檢査官ハ委員會ヲ招集ス但シ既定ノ會期ニ際セサルトキハ臨時會トス

會計檢査官ハ當該道路ヲ有スル會社ノ社長ニ委員會開會ノ時日ヲ通知スヘシ

當該委員會ト當該會社トノ間ニ協議一致セル時ハ當該委員會ハ當該道路ノ購買ニ要スル價額及其支出方法ヲ示シ當該道路購買ノ命令ヲ爲スヘシ

當該道路ノ購買價額ハ決シテ評價價額ヲ超過スヘカラス又同價額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ貸付スルモノトシ其利益當該道路ヨリ生スヘキ一箇年ノ純益ヨリ大ナルカ如キ價額タルヲ得ス當該道路ノ一箇年ノ總純益ハ前ニ示セル方法ニ依リ決定スル評價員ノ報告ニ基クヘシ

第五條　通行錢ヲ要求スル道路ヲ購買スルニ付前揭手續ヲ經テ委員會ト所有主トノ間ニ契約成立セルトキハ郡ノ金庫ニ於ケル一般基金中ヨリ購買價額ノ一部又ハ全部ヲ支出スルコトヲ得

若シ金庫ニ於ケル基金ニシテ不充分ナルトキハ當該委員會ハ普通方式ニ依リ六分利附郡債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其發行額ハ目的ヲ遂行スルニ充分ナラシメ償還期限ハ十箇年ヲ超過ス可ラス」

前項ノ郡債券ハ之ヲ市場ニ販賣シ若クハ之ヲ當該道路ノ賣主ニ交付スヘシ但シ豫メ賣主ニ於テ當該道路ヲ附屬ノ權利トモ郡ニ移渡スルヲ要ス

右移渡ノ手續ヲ經タル後ハ通行錢ヲ課セス且ツ他道路ノ修繕ニ關スル法律ニ從ヒ當該道路ノ修繕ヲ爲ス可シ

第六條　緊急ノ必要ニ依リ本法ハ議會ノ決議ヲ經タル時ヨリ實施ス

アイオワ州

アイオワ州議會ハ左ノ法律ヲ制定ス

第一條　本法ノ成立シタル後ハアナモサニ於ケル集治監ノ典獄ハ建築ノ目的ノ爲メ使用セサル石類及本州ノ石切場ニ於ケル廢殘石ヲ鎚ニテ破壞シ直徑二吋半ヨリ大ナラサル小石ト爲サシムヘシ

當該典獄ハ道路用石ノ破壞ヲ囚人ニ命スヘシ但シ公共建築物及其他重大ナル工事ニハ囚人ヲ使用スヘカラス

第二條　一郡ニシテ一時ニ小石十臺車以上ノ注文ヲ爲スヲ得ス以上ノ注文ハ他ノ總注文ヲ果シタル後ニ非サレハ應セサルモノトス

第三條　若シ或郡村劃道路區又ハ市町ニ於テ前揭ノ目的ノ爲メニ此等ノ敷石ヲ要スルトキハ道路監督者若クハ通路又ハ市道監督ノ局ニ常レル他ノ役員ハ之ヲ郡ノ會計檢査官ニ報知スヘシ而シテ會

計檢査官カ前掲ノ目的ノ爲メニ右敷石ノ必要ヲ認定シタルトキハ所要敷石ノ額ニ對シ集治監典獄ニ請求書ヲ提出スヘシ但シ或一個ノ市町又ハ道路區ニ對シ一箇月ニ十臺車以上ヲ要求スルヲ得ス郡ノ會計檢査官ヨリ敷石ノ要求ヲ受クルトキハ集治監典獄ハ無償ニテ所要ノ敷石ヲ運搬列車ニ積込マシムヘシ但シ之ニ要スル運搬費用ハ其敷石ヲ要求シタル郡村劃道路區若クハ市町ノ負擔トス總敷石ノ要求ハ集治監典獄ノ詰所ニテ登錄ノ手續ヲ爲スヘシ典獄要求ヲ受ケタル其順序ニ從ヒ所要ノ敷石ヲ交付スヘシ固ヨリ此種類ノ敷石ハ必要ニ應シ本法ニ明示シタル目的ノ爲メニ使用スル外他ノ如何ナル目的ノ爲メニモ之ヲ使用シ又ハ賣却スルコトヲ得ス

〔千八百九十四年四月二十四日認可〕

マサチュセッツ州

州ノ道路構造ニ關スル法律

第一條　マサチュセッツ州道路委員ハ本法ニ據リ千八百九十三年ノ法律第四百七十六條及千八百九十四年ノ法律第四百九十七條ノ規定ニ從ヒ州ノ道路構造ノ爲メ一箇年ニ四十萬弗以下ヲ支出スルノ權ヲ有ス

第二條　本法ニ從ヒ施設スル工事ニハ合衆國公民ノ外如何ナル人ヲモ雇用ス可ラス

第三條　本條ノ規定ニ從ヒ支出スヘキ經費ヲ得ンカ爲メ出納官及財産管掌長官ハ知事及州議會ノ認可ヲ經テ債劵ヲ發行スルコトヲ得但シ其總額ハ三十箇年以下ノ期間ニ於テ四十萬弗ヲ超過スルヲ得ス

債劵ハ登錄證劵トシテ發行スヘシ又年利ヲ四分トシ毎年四月一日ニ於テ支拂フヘシ

右債劵ニハ其表面ニ「州道債劵」ト記入シ知事ノ連署ヲ要ス

債劵ノ元金及利子ハ其ニ示セル日限内ニ合衆國ノ金貨又ハ之ニ相當スルモノニテ支拂フヘシ

債劵ハ最モ適當ト認メタル方法時期價格及前掲ニ越エサル總額及利子ニテ競賣ニ附スヘシ

千八百九十四年ノ法律第四百九十七條ニ據リテ造設サレタル償却基金ハ本法ノ規定ニ基キテ發行サレタル公債償却ノ爲メニ供ス出納官財産管理長官ハ此目的ニ對シ年々前掲ノ債劵發行ヨリ生スヘキ公債ヲ其滿期ノ際ニ於テ償還スル爲メ右償却基金ノ能フ限リ或一定ノ金額ヲ支出スヘシ

償却基金ノ爲メ年々要スル金額及道路公債ノ利子支拂ノ爲メニ要スル金額ハ年々租税ニ依リテ徴收サルルモノトス

第四條　本法ハ議會通過後效力ヲ有ス

〔千八百九十五年五月一日認可〕

町ノ碎石道路構造ニ關スル法律

第一條　一萬人以上ノ住民ヲ有スル一町村若クハ接近町村二箇以上五箇以内團結シテ其總住民一萬二千以上ヲ有スル町村團體カ町村會ニ於テ五箇年ヲ期限トシテ年々三千弗以上ヲ費スカ或ハ二箇以上五箇以内ノ町村聯合ノ場合ニ於テハ同五箇年ヲ期限トシテ年々四千弗以上ヲ碎石道路ノ爲メニ費スヘキコトヲ決議シタルトキハ州ハ本年ノ法律第三百四十七條ニ據リマサチュセッツ州道路委員會ヲシテ道路債中ヨリ前述ノ市町村ニ無償ニテ適當ナル種類及大サノ蒸汽「ローラー」ヲ供給セシムヘシ固ヨリ此「ローラー」ハ當該町村ノミニテ用ユヘキモノニシテ其期限ハ五箇年ナリ但シ毎年前ニ述ヘタル道路ノ爲メニ支出スル金額ノ五割以上ヲ費ス限リハ五箇年後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ

得然レトモ當該町村カ假令一箇年タリトモ所定ノ道路費用ヲ支出セサルトキハ「ローラー」ハ當然州ニ返納スヘキモノトス

貸付ヲ受ケタル當該町村ハ其供給サレタル「ローラー」ヲ常ニ叮嚀ニ保存ス可シ

第二條　二箇以上五箇以內ノ町村カ聯合シテ一箇ノ「ローラー」ヲ使用スルトキハ所要道路費中其最モ多額ヲ支出スルコトヲ決議シタル町村ハ第一ニ「ローラー」ヲ用ユルノ權利ヲ有ス又年々費用支出ノ多寡ニ應シ多キハ長時日間使用スルコトヲ得寡キハ使用時日短少ナルヘシ

毎年五月一日ヨリ十一月一日ニ至ル六箇月間ハ碎石道路ヲ構造スルニ適當ノ時期ナリトス

第三條　マサチュセッツ州道路委員會ハ千八百九十五年中本法ノ條項ヲ遂行センカ爲メニ九千弗以上ヲ費スコトヲ得ス

第四條　本法ハ議會通過後其效力ヲ有ス

〔千八百九十五年六月五日認可〕

ミンネソータ州

土地所有者ヲシテ公共道路ヲ設計シ之ヲ構造スルヲ得セシムルニ附テノ法律

ミンネソータ州ノ立法院ハ以下ノ法律ヲ制定ス

第一條　ミンネソータ州ニ於ケル郡ノ委員會ニシテ公益ノ爲メ必要ト認ムルトキハ委員會ノ會議ニ由リ其郡內ニ道路ヲ築造セシムルコトヲ得

第二條　郡ノ委員會カ道路ヲ築設セントスルニハ先チ道路築造費ニ充ツル爲メ課稅セラルヘキ見込アル土地ノ四分ノ一以上ノ地內ニ於ケル地主之ニ署名シ且ツ當該道路ノ起點線路及終點ヲ叙述シタル請願書ヲ當該郡ノ會計檢査官ニ提出スルヲ要ス

請願書ニハ會計檢査官ノ認可ヲ經テ充分ナル擔保ヲ附シタル保證書ヲ添ヘ之ニ若シ郡ノ委員會カ道路ノ築設ヲ成就シ得サル場合ニハ總經費ヲ支辨スルヲ約スルノ條款ヲ附スヘシ

郡ノ委員會ハ道路築設ノ請願書カ會計檢査官ニ提出サレタル後ニ開カレタル最初ノ總會若クハ特別會ニ於テ三人ノ監視員ト一人ノ技師トヲ任命スヘシ

三人ノ監視員中一名ハ委員中ヨリ他ノ二名ハ將ニ築設セントスル道路ニ關シ何等利害ノ關係ヲ有セス且ツ當事者ノ何レニ對シテモ特別利害ヲ有セサル當該郡內ノ居住地主中ヨリ任用スヘシ

技師ニハ熟練ナル工學家ヲ任命シ築設セントスル道路ノ測量ニ從事セシム可シ

第三條　郡ノ會計檢査官ハ請願書ノ寫及監視員ノ辭令書ヲ任命セラレタル監視員ニ渡スヘシ監視員ハ任命サレタル技師ト共ニ前條ノ規定ニ從ヒ豫定道路及既ニ開鑿サレタル溝渠排水溝ノ線路若クハ豫定道路ノ道筋ニ當レル道路ニ就キ充分ナル測量ヲ爲スヘシ

監視員ハ前項ノ道路若クハ溝渠ノ道筋ニ當リ杭若クハ他ノ目標ヲ各百呎毎ニ樹テ置クヘシ右兩杭間道路築設ニ要スル盛土ノ立方碼ヲ積リ且ツ之ニ要スル經費ヲ算出スヘシ

監視員ハ又兩杭間ノ盛土若クハ切土ノ深サ及ヒ頂底ノ幅員ヲ特記スヘシ

監視員ハ右道路及溝渠ノ爲メ實際損害ヲ受クル總テノ土地ヲ取調ヘ損害高ヲ報告シ成ルヘク詳細ニ損害ノ狀態ヲ記述シ被害地所有者ノ姓名ヲ示シ且ツ又右道路若クハ溝渠ニ依リテ利益ヲ受クヘキ豫定道路ノ中心ヨリ一哩以內ニ於ケル總テノ土地ヲ取調ヘ其享ケ得ヘキ利益ノ程度ヲ報告スヘシ

監視員ハ本法ノ規定ニ依リ各道路及溝渠ノ築設ニ對シ之ニ要スル總經費及ヒ之ニ因リテ生スヘキ

損害高ヲ計算シ且ツ之ニ相當ト認ムル意見ヲ附シ之ヲ次期委員會通常會若クハ特別會ノ開會前迄クトモ三十日以前郡ノ會計檢査官ニ提出スヘシ

第四條　前揭道路ハ其幅員ヲ尋クトモ四「ロッド」トシ中央ノ部分ハ必要ニ應シ監視員及技師ノ意見ヲ以テ轉關ヲ設ケ且ツ排水ノ設備ヲ爲スヘシ

第五條　前揭ノ道路ハ必要ニ應シ既ニ築設シタル他ノ道路ヲ横斷シ或ハ某距離ノ間同線路ヲ取ルコトヲ得

第六條　會計檢査官カ前揭ノ報告書ヲ受理シタルトキハ其等ノ報告書及請願書ノ審問日ヲ定ムルヲ要ス審問ハ報告書ヲ受理シタル日ヨリ三十日以後ニ開カルヘキ委員會ノ通常會若クハ特別會ニ於テ之ヲ行フ

會計檢査官ハ右請願書及報告書ノ審問及其定日ヲ三週間內引續キ當該郡內ニテ印刷發行セラルル一新聞紙ニ廣告シ且ツ豫定道路線ノ經過セル各村劃中三個所及郡ノ裁判所前ニ揭示スヘシ

右公示書ニハ豫定道路ノ起點線路及終點ヲ簡單ニ示シ且ツ右道路ノ中心ヨリ其左右兩側一哩以內ニ存スル土地ノ地主名豫定道路ヲ築設スルニ付監視員及技師カ必要ト認メタル溝渠及排水溝因リテ利益ヲ受クヘキ土地ノ地主名此等ノ場合ニ於ケル地主ノ姓名ハ當該郡ノ納稅人名錄ニ記載セル者ト同一ナルヘシ)並ニ監視員ノ報告ニ基キ豫定道路ニ依リテ損害ヲ受クヘキ土地ヲ略述スヘシ

報告書審問終了後郡ノ委員ハ豫定道路又ハ溝渠築設ヲ決定シ自己ノ意見ニ依リ本法第十條ノ規定ニ從ヒ廣告シ工事ヲ爲サシムルコトヲ得

本法第四條第五條第九條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條及第十九條ニ示サレタル條項ハ本條ノ規定ニ從ヒ築設サルヘキ總道路又ハ溝渠ニ適用ス

第七條　前揭ノ審問ニ於テ委員會カ豫定道路ヲ以テ公共ニ利益アリ且ツ實行シ得ヘキモノト認ムルトキハ其意見ニ依リ監規員ノ報告書ニ示シタルカ如キ道路ノ築設ヲ決定スルコトヲ得委員ハ又報告書ノ審問ニ於テ監視員ノ報告ニ修正ヲ加ヘ算定サレタル利益或ハ損害ニ就キ其額ヲ增減シ又ハ其他之ニ關スル種々ノ事項ヲ再調シ或ハ證人ヲ召喚シ若クハ隨意ニ土地ヲ視察スルコトヲ得

第八條　何人又ハ何等組合ヲ論セス自己ノ權利ヲ侵害サレタリト信スル時ハ左記事件ノ何レカニ付テ下セル委員會ノ最終命令又ハ判定ニ對シテ控訴スルヲ得

一、何等人又ハ組合ニ對シテ承認サレタル損害高

二、溝渠ノ開鑿サルル場合ニ於テ其土地ニ與フル見積利益カ實際ヨリ大ナルヤ否ヤ

右控訴ハ適用セラルヘキ限リ千八百八十七年ノ一般排水法中控訴ノ規定即チ該法第九十七章ニ據リテ受理處分セラルヘシ

第九條　道路新開ノ爲メニ何等個人數人又ハ組合ノ受クヘキ損害高カ本法ノ規定ニ從ヒ決定サレタルトキハ委員會ハ郡ノ出納係ニ向テ仕拂命令書ヲ發シ右損害ヲ支辨セシム損害ノ支辨ハ會計檢査官ニ於テ工事契約ヲ是認セル後何時ニテモ以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ行フ

若シ道路新開ニ關スル手續カ無效ナル旨宣告セラレ且ツ會計檢査官カ工事契約書ヲ是認スルニ先タチ裁判所ニ於テ之ヲ除却シ以テ無效タラシメシ場合ニ於テハ前項ノ支拂命令書ハ總テ無效ト爲リ取消ノ爲メ會計檢査官ニ返納スヘキモノトス

第十條　道路ノ官設決定シ且ツ道路築設ノ爲メ生スヘキ損害高ニシテ評定サレタルトキハ會計檢査官ハ直ニ道路ノ築造及該道路ヲ排水スル爲メ必要ナル溝渠ノ開鑿ニ付委員ノ指示スル部分ニ對シ工事ノ入札ヲ行フヘキ旨ヲ廣告スヘシ(此等ノ溝渠ハ之ヲ既ニ開鑿サレタル他ノ溝渠或ハ水流ト連

結スル爲メ新設道路ニ沿フカ或ハ之ヨリ方向ヲ轉スルモノトス)此廣告ハ當該郡中ニテ印刷發行セラルル一新聞紙上ニ三週間繼續シテ掲載スヘシ會計檢査官ハ右道路築設決定後三十日間以内ニ於テ右工事ヲ最低ノ入札者ニ許可スヘシ許可セラルヘキ入札者ハ入札價額ニ倍スル保證金ヲ納メ且ツ其保證金ハ若シ請負ヒタル工事ヲ仕樣書ノ通リ履行セサルカ或ハ指定ノ期限内ニ竣工セサルカ爲メ生スヘキ總損害ノ辨償ニ充ツルモノナルコトヲ約スヘシ但シ竣工期限ハ工事カ疎略ニ渡ラサル限リ成ルヘク短少ナルヲ期シ且ツ委員ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

郡ノ委員カ道路築設ヲ決定スルニ於テハ其契約ハ總テ郡ノ名ヲ以テシ且ツ保證金ハ之ヲ郡ニ交付スヘシ

第十一條　工事請負人ヨリ契約ノ工事完成セルコトヲ通告シ來リタルトキハ郡ノ測量師又ハ土木技師及委員會ニ依リテ指命セラレタル委員ノ一人ハ該契約ニ依リ造營サレタル工事ヲ完全ニ審査スヘシ

若シ前項ノ審査員ニシテ審査ノ結果工事カ全ク契約ノ通リ仕樣書ニ應シテ完成サレタルモノト認ムルトキハ右審査官ハ之ヲ受認シ請負人ニ對シ當該道路ノ概要ヲ記述シ以テ契約道路ノ何レナルカヲ知ルヲ得セシムヘキ工事受認證書ヲ下付スヘシ

請負人ニシテ前掲ノ受認證書ヲ會計檢査官ニ示ストキハ會計檢査官ハ當該郡ノ出納係ニ命シ當該工事契約通リノ全價額ヲ支拂ハシムヘシ

右支拂命令書ニ對シテハ後ニ示スカ如ク委員會ニ依リ此目的ノ爲メニ設ケラレタル基金ヨリ支拂フモノトス

右支拂命令書ニ對シテハ前掲ノ基金中ヨリ直ニ支出スヘキモノナリト雖モ若シ其基金中該命令書ニ對シテ支拂フニ足ルヘキ現金ヲ存セサルトキハ郡ノ出納係ハ其命令書ニ「基金ノ缺乏ノ爲メ未タ支拂ハス」ト裏書シ之ニ月日ヲ附シ署名ヲ爲スヘシ斯ル場合ニ於テハ命令書ニ示セル支拂金ノ全額ハ後ニ至リ郡ノ出納係ヨリ支拂ヲ受クル迄一箇年六分ノ利子ヲ附ス

第十二條　測量師及土木技師ハ本法ニ依リ命セラレタル職務ヲ履行スル爲メニ從事セル日數中毎日四弗ノ報酬ヲ受ク

監視員ハ其職務ヲ履行スル爲メニ從事シタル日數中毎日三弗ノ報酬ヲ受ケ且ツ職務ヲ遂行スルニ於テ必要ト認メタルトキハ相當ノ賃錢ヲ給シテ助手ヲ雇フコトヲ得

郡ノ會計檢査官ハ本法ニ規定セル道路ニ關スル服務ニ對シテ報酬ヲ受クヘシ而シテ該報酬額ハ委員會ノ定ムル　ニ依ル

會計檢査官ノ受クヘキ報酬ハ本法成立ノ時法律ニ依リテ認定サレタル總經費以外トス

本法ニ於テ規定サレタル給料及報酬ハ會計檢査ヲ經テ後認定サレ郡ノ委員會ノ命令ニ依リ支拂ハルヘキモノトス

第十三條　郡ノ委員會ハ本法ニ依リ道路及溝渠ヲ築設スルニ要スル經費ヲ支拂フ爲メ必要ト認メタル金額ニ限リ當該郡ノ債券ヲ發行スルノ權利ヲ有ス此ニ謂フ經費トハ道路又ハ溝渠築設ノ始メヨリ完成ニ至ル迄各必要事物ニ對スル費用ナリト解釋スヘシ又當該郡ハ後ニ規定スル所ニヨリテ之ヲ償還セラルヘシ

前項ノ債券ハ經費額カ決定後何時ニテモ發行スルコトヲ得ヘシ又該債券ニハ一個年ニ六分以内ノ利子ヲ附シ郡ノ委員會ノ意見ニ依リ十箇年目若クハ其以前ニ之ヲ償還スヘシ

委員會ハ最モ郡ノ利益ト認ムル方法ニ由リ右債券ヲ販賣スヘシ但シ額面以下タルコトヲ得ス